

長岡市交通バリアフリー道路特定事業計画
〔長岡駅周辺地区〕

平成16年3月

長 岡 市

はじめに

すべての人がともに生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、平成12年11月15日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されました。

交通バリアフリー法では、市町村は「移動円滑化基本構想」を策定し、公共交通事業者、道路管理者及び公安委員会は、それぞれの「特定事業計画」を作成し、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るための事業を実施すると定められています。

長岡市では、法に基づく「移動円滑化基本構想」として、平成15年1月に「長岡市交通バリアフリー基本構想[長岡駅周辺地区]」を策定し、公表しました。

今年度は、基本構想に基づいた道路のバリアフリー化を実現するため、関係者の協力を得ながら「長岡市交通バリアフリー道路特定事業計画」を作成しました。

今後は、この計画に従い平成22年までに重点整備地区である長岡駅周辺地区のバリアフリー化を実施します。

目 次

はじめに

1 . 道路特定事業計画.....	1
1) 道路特定事業の背景	1
2) 道路特定事業計画の位置づけ	3
3) 道路特定事業計画の目的	4
2 . 道路特定事業実施の基本的な方針.....	5
1) 基本方針	5
2) 整備方針	7
3 . 歩行空間ネットワークの配置計画.....	28
4 . 個別事業計画	29
1) 特定経路に係わる事業計画.....	31
・ 特定経路 1,2,7 番 (1,3 次) 東幹線 1 号線	31
・ 特定経路 2,5 番 (1,2 次) 市道 83 号線.....	33
・ 特定経路 3 番 (1 次) 東幹線 29 号線、東幹線 19 号線.....	35
・ 特定経路 3 番 (1 次) 東幹線 20 号線.....	37
・ 特定経路 3 番 (1 次) 東幹線 20 号線.....	39
・ 特定経路 3,12 番 (1,3 次) 東幹線 64 号線	41
・ 特定経路 4 番 (2 次) 東幹線 3 号線.....	43
・ 特定経路 5 番 (2 次) 東幹線 64 号線.....	45
・ 特定経路 5 番 (2 次) 東幹線 64 号線.....	47
・ 特定経路 5 番 (2 次) 東幹線 64 号線.....	49
・ 特定経路 5 番 (2 次) 東幹線 64 号線 (市道 377,382,383 号線) ...	51
・ 特定経路 6 番 (2 次) 市道 23,24,820 号線	53
・ 特定経路 6 番 (2 次) 市道 820 号線	55
・ 特定経路 6 番 (2 次) 市道 820 号線	57
・ 特定経路 8 番 (3 次) 市道 80 号線	59

・ 特定経路 9 番 (3 次)	市道 405 号線	61
・ 特定経路 9 番 (3 次)	市道 405 号線	63
・ 特定経路 9 番 (3 次)	東幹線 63 号線	65
・ 特定経路 9 番 (3 次)	東幹線 63 号線	67
・ 特定経路 10 番 (3 次)	東幹線 1 号線	69
・ 特定経路 10 番 (3 次)	東幹線 1 号線	71
・ 特定経路 10 番 (3 次)	東幹線 64 号線	73
・ 特定経路 11 番 (3 次)	市道 765,766 号線	75
・ 特定経路 12 番 (3 次)	東幹線 45 号線	77
・ 特定経路 12 番 (3 次)	東幹線 45 号線	79
・ 特定経路 13 番 (3 次)	東幹線 20 号線	81
・ 特定経路 13 番 (3 次)	東幹線 20 号線	83
・ 特定経路 13 番 (3 次)	東幹線 20 号線	85
2) 駅前広場に係わる事業計画		87
3) 特定経路 10 の代替案の検討		91
4) 誘導案内サイン計画案		93

おわりに

参考資料

参考資料 1	まち歩き点検調査	1
参考資料 2	歩道の整備基準	10

1 . 道路特定事業計画

1) 道路特定事業の背景

交通バリアフリー法の目的

(長岡市交通バリアフリー基本構想 [長岡駅周辺地区] より)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するために、次の2つのバリアフリー化を推進します。

旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進

重点整備地区における移動経路のバリアフリー化の重点的かつ一体的な推進

【語句の説明】

移動円滑化とは

公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動にかかる身体的負担を軽減し、利便性、安全性を向上すること

高齢者、身体障害者等とは

高齢者、身体障害者だけでなく、一時的に移動の制約を受ける者も含む。妊産婦、けが人等

旅客施設及び車両のバリアフリー化とは

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化

なお、旅客施設については、施設の新設や大規模な改築の際は基準に適合させることが義務づけられているが、既存の施設については、基準に適合する努力が求められている

重点整備地区におけるバリアフリー化とは

旅客施設を中心とした一定の地区において、基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を平成22年までに重点的かつ一体的に実施すること

長岡市交通バリアフリー基本構想

(長岡市交通バリアフリー基本構想 [長岡駅周辺地区] より)

基本構想の目的

- ノーマライゼーション社会の実現への第一歩

基本構想の位置づけ

- 長岡市における重点的バリアフリー歩行空間整備の第一歩

基本構想の目指す方向

- 長岡駅から特定施設(高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる施設)までの経路を確実にバリアフリー化し、全ての人が安全で快適に移動できる構想とする

基本構想策定以降の展開

- (ハード面) 重点整備地区を起点にネットワークを拡大する
- (ソフト面) 心のバリアフリーへ展開していく

基本構想策定の直接的な目的は、本格的な高齢社会の到来に備えるとともに、すべての人がともに生活し活動できる「ノーマライゼーション」社会の実現です。また、基本構想は、だれでも、いつでも、どこでも活動できることを基本理念とする「ユニバーサルデザイン」の思想を背景とし、計画を策定しなければなりません。そして、基本構想では「ハード(物)のバリアフリー」とともに、市民に対する理解と協力の手だてを講ずる「ソフト(心)のバリアフリー」を、人にやさしい街づくりの両輪をなすものと考えます。

【語句の説明】

ノーマライゼーションとは

高齢者や障害者を区別しないであらゆる人がともに暮らす社会が正常(ノーマル)であるという考え方

バリアフリーとは

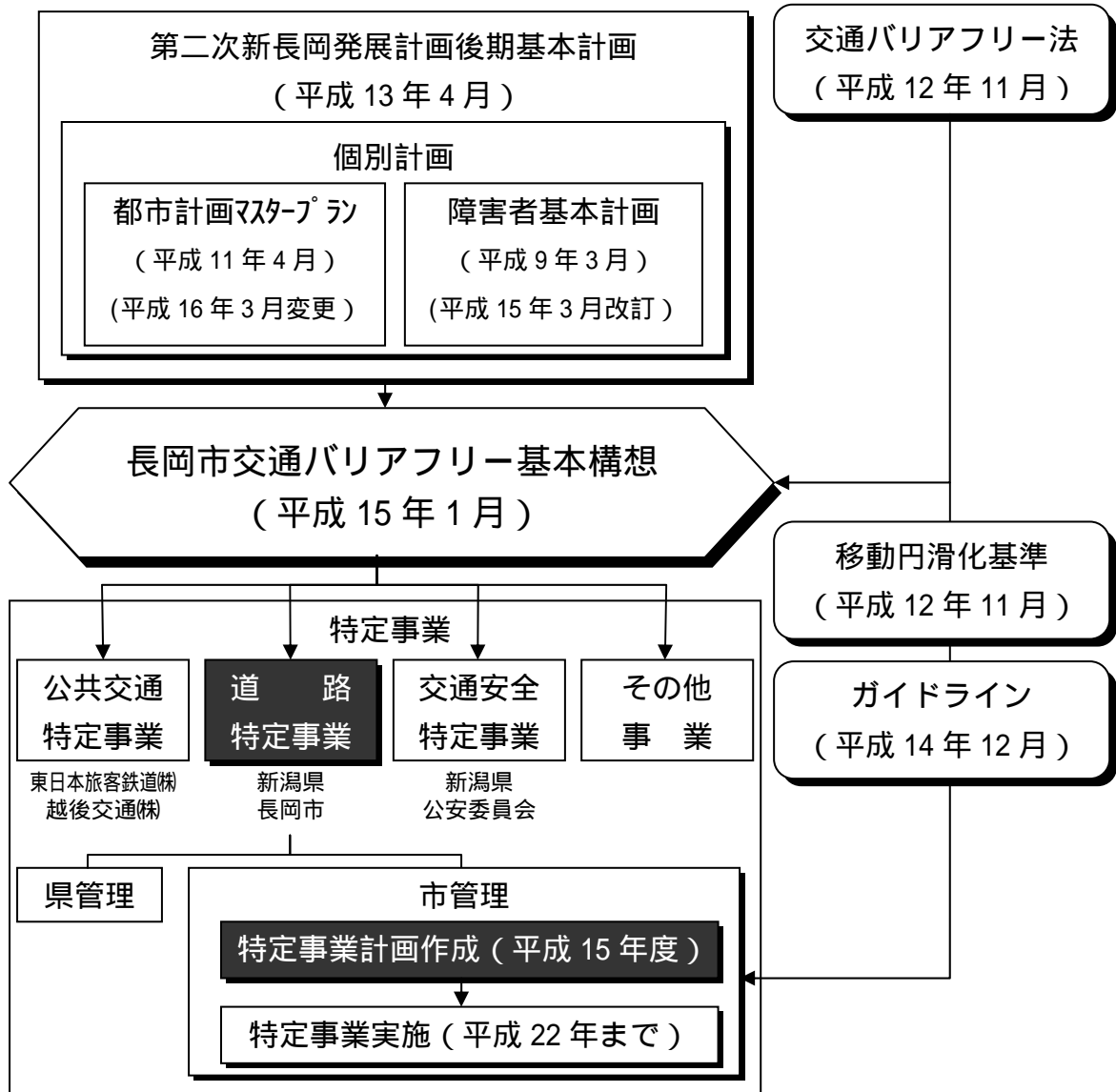
障害者等行動を妨げる物理的な障壁(バリア)、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的な障壁(バリア)、そして社会的な制度における障壁(バリア)等を取り除き、環境・施設などをつくること

ユニバーサルデザインとは

製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。最初からバリアが取り除かれていることを目指しており、基本的にあらゆる人が使えるようにデザインしておくところが、バリアフリーデザインの概念とは大きく異なる

2) 道路特定事業計画の位置づけ

道路特定事業計画の位置づけ図



移動円滑化基準

「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(平成12年11月 建設省令)

ガイドライン

「道路の移動円滑化整備ガイドライン」(平成14年12月 国土交通省監修) 移動円滑化基準の解説・補足を行ったガイドライン

3) 道路特定事業計画の目的

基本構想に基づき道路特定事業（道路管理者が実施するバリアフリー化事業）を実施するための具体的な計画が、道路特定事業計画となります。

道路特定事業計画で定める事項は以下のようになります。

道路特定事業計画で定める事項

道路特定事業を実施する道路の区間 道路区間毎に実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
--

道路特定事業は、平成22年までの事業実施が義務づけられるため、合理的かつ効率的な整備が求められます。また、高齢者、身体障害者等の移動制約者のニーズを適切に事業内容に反映させ、関連事業との効果的な連携を図り、地域の特性に配慮した計画とする必要があります。

長岡市では、これらを踏まえすべての人にとって利用しやすい、バリアフリー化された歩行空間の整備のため、道路特定事業計画を作成します。

2 . 道路特定事業実施の基本的な方針

1) 基本方針

長岡市では、特定事業実施の基本的な方針を次のように定めます。

特定経路のバリアフリー化を実施します

基本構想で定められた特定経路について、平成22年までにバリアフリー化を図ります。事業実施に際しては移動円滑化基準及びガイドラインに加え、長岡市の地域的な特性にも考慮した整備を行います。

また、平成22年までに一定の整備水準を達成した後も、すべての利用者がさらに快適に移動できるように、平成23年以降もより質の高い歩行空間整備を進めます。

高齢者、身体障害者等の利用者の意見を取り入れたバリアフリー化を推進します

基準に準じた整備を実施するのではなく、高齢者、身体障害者等の意見を取り入れ、利用者の立場にたった、より良いバリアフリー歩行空間の整備を推進します。



まち歩き点検調査の様子



意見交換会の様子

特定経路の調査に先立ち、高齢者、身体障害者等の参加のもと、まち歩き点検調査と意見交換会（平成15年7月22日）を実施しました。これらの意見を参考に特定経路全ての現地調査を実施し、事業計画の作成に反映しました。

一年を通じて安全に歩くことができる環境創出のため冬期のバリアフリー化を目指します

冬期の降雪時期におけるバリアフリー化は最大の課題です。すべての人が一年を通じて安全に歩くことができる歩行空間を実現するため、冬期のバリアフリー化を目指します。

駅前広場の交通結節点機能強化を考慮したバリアフリー化を実施します

長岡駅東西の駅前広場は、鉄道、バス、タクシーなどの各交通機関の結節部にあたります。特定経路の起点としての整備に加え、交通機関どうしの乗り換えも考慮したバリアフリー化を、関係事業者と協力しながら実施します。

道路構造の改善だけでなく、道路の利用も考慮したソフト施策を推進します

バリアフリー化された経路を利用して円滑に特定施設まで行くことができるように案内誘導を行います。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への障害物放置の防止や、歩道上への放置自転車、バス停留所付近の違法駐車防止などの対策として、パンフレット等による啓発活動、誘導ブロック上への禁止事項の明記、放置自転車整理・撤去等、バリアフリー化された経路を有効に活用するためのソフト事業の実施について、関係機関の協力を求めながら推進します。

平成23年以降も、より質の高いバリアフリー空間を実現するための整備を進めます

新たな技術の開発や、社会的要求の変化に応じて、求められるバリアフリー歩行空間の水準も変化することが予想されます。

また、平成22年までの整備を実施するために、ガイドラインの経過措置に準じた整備を行う箇所もあります。

このため、平成23年以降も、さらに質の高いバリアフリー歩行空間を実現するための整備を進めます。

2) 整備方針

道路特定事業計画に基づく歩道整備の基準を次のように定めます。

移動円滑化基準、ガイドラインに準拠した基準

長岡市の地域性に配慮した基準

車道と分離された歩道とします。

車道から分離された歩道を設置（移動円滑化基準第3条）

安全な歩行空間確保のために、車道と明確に区別された歩道を設置する必要があります。歩道と車道を分離するために、車道面からの高さ15cm以上の縁石を設置します。

歩車道分離方法の特例

現在車道の散水施設で歩道も含めて消雪している特定経路については、冬期のバリアフリー対策を考慮し、当面は車道用防護柵等により歩道と車道を分離します。

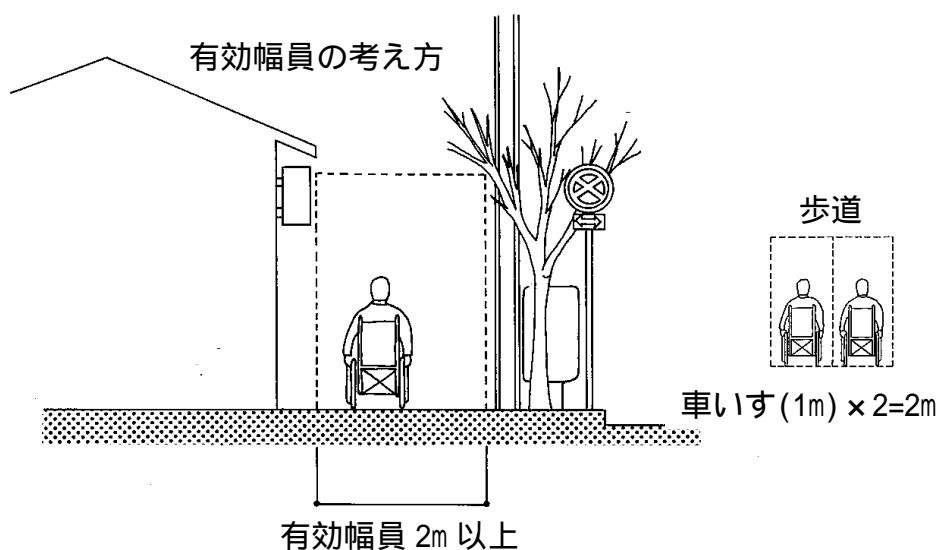
車いすがすれ違えることができる有効幅員を確保します。

有効幅員2.0mの確保（移動円滑化基準第4条、（道路構造令第11条第3項））

基本的に歩道は、車いすがすれ違えるように、2.0m以上の有効幅員を連続して確保します。

有効幅員とは

歩道上にある、植樹や電柱などを除いた実際に通行できる部分の幅で、後の項にある平坦性も確保されている部分のこと



新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアルより

立体横断施設の昇降施設があり歩道有効幅員 2.0 mを確保できない場合(移動円滑化基準 附則(経過措置))

横断歩道橋や地下横断歩道など、短期的な改築が困難であれば、大規模改築までの経過措置として、移動円滑化基準の経過措置に基づき、暫定的に有効幅員を 1.0 mとします。

雁木が設置されている場合の特例

重点整備地区には、歩道上に雁木が設置されている箇所があります。

雁木は、道路上の占用物件として沿道建築物の一部として構築されていることから、道路と建築の中間的な空間となっています。

建築物の場合、車いすがすれ違える幅として「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、「ハートビル法」)の利用円滑化基準で 1.2 mとなっています。

また、車いすが転回し、歩行者とすれ違うためには 1.5 m以上の幅員が必要となります(次頁)。

このため、雁木部分については、2.0 mの有効幅員を確保することを前提としながらも、支柱部分等で有効幅員の確保が困難な場合については、冬期のバリアフリー対策としての雁木の有効性を考慮し、1.5 m以上の有効幅員を確保することを基準とします。

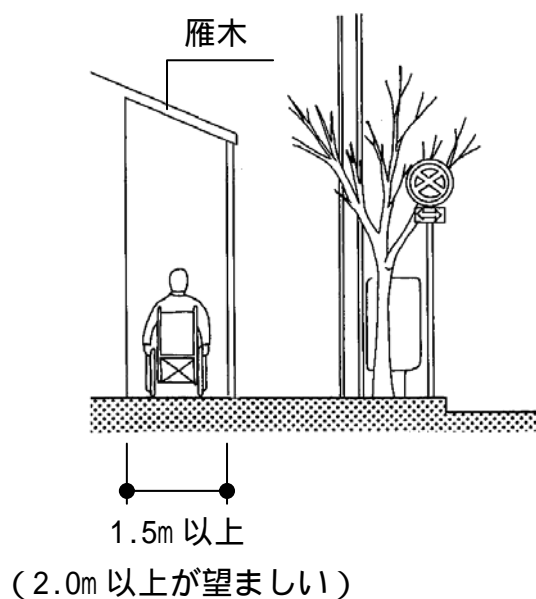
なお、この基準を採用した区間の歩道においては、すれ違い可能な箇所でお互いに譲り合いながら通行する必要があります。

ハートビル法

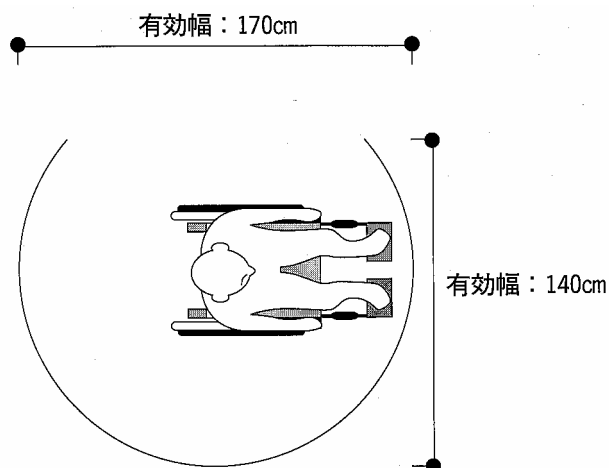
「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成 6 年)

一定規模の、病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法(平成 14 年度)では、新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化を義務づけている。

雁木設置の場合の有効幅員の考え方



車いすが 180 度転回できる最低寸法



ガイドラインより

上記より車いすの転回に必要な幅員は 1.4m となります。また、ガイドラインの想定している道路利用者の基本的な寸法は、

歩行（静止状態）0.45m + 車いす（通行時）1.00m = 1.45m

歩行（通行時）0.75m + 車いす（静止状態）0.70m = 1.45m

となっていることから、最低幅員を 1.5m とします。

歩道上に車止めなどが設置されている場合の特例

歩道上に車止め、植樹、障害物の左右いずれかに2.0m以上の有効幅員が確保されていることが望ましいが、障害物が容易に除却することができない施設である場合、障害物を挟んで両側に1.0mずつ合わせて2.0m以上の有効幅員を確保するものとします。

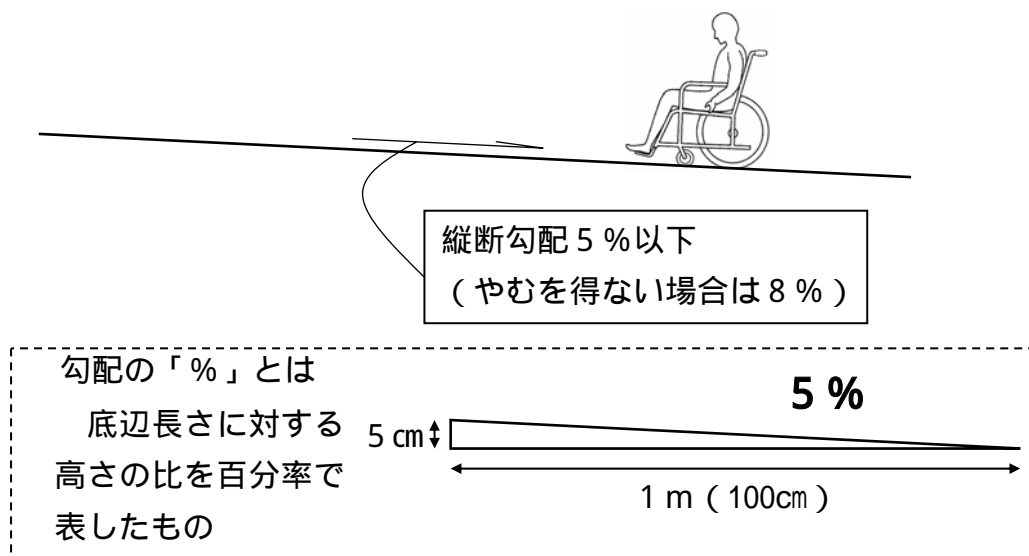
また、車止めを設置する場合は、視認性を高めるため路面との明度差のある色彩等を採用するものとします。

緩やかな歩道勾配を確保します。

進行方向の勾配（縦断勾配）は原則5%以下とします。（移動円滑化基準第6条第1項）

車いす使用者の走行性を確保するために、原則として、縦断勾配は5%以下とします。ただし、地形の状況等で特にやむを得ない場合は、縦断勾配を8%以下とします。

歩道縦断面簡略図



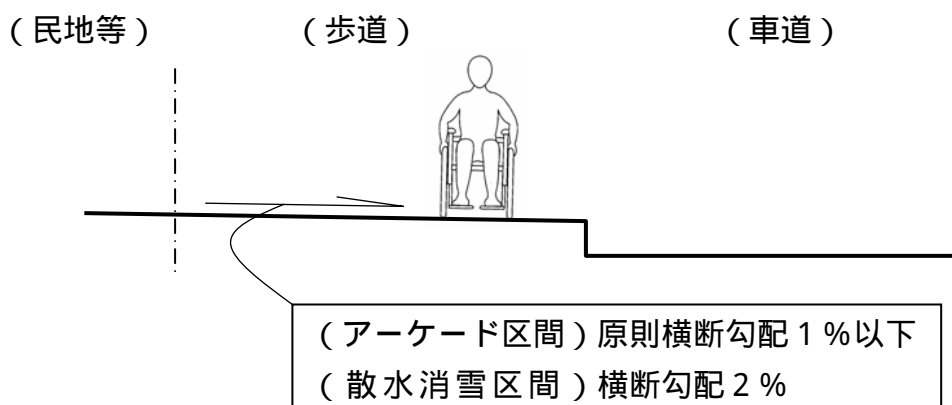
歩道の横方向の勾配（横断勾配）は原則として1%以下とします。（移動円滑化基準第6条第1項） 車両乗り入れ部は除く

アーケード部分などについては原則的に歩道の横断勾配を1%以下とします。なお、既存アーケード部で既に2%勾配で整備されている区間については、歩道舗装の全面改修時に改良していくものとします。

冬期バリアフリー対策を考慮し横断勾配は2%とします。

冬期バリアフリー対策として将来的に散水による消雪を実施する区間は、非透水性舗装（密粒度アスファルト）を使用することとし、路面の排水を良くするために横断勾配を2%とします。

歩道横断面簡略図



横断勾配と縦断勾配の混在の禁止

横断勾配は路面排水のためのものであることから、2%を越える縦断勾配のある区間については、原則として横断方向の勾配は設けないこととします。

波打ち歩道とならない歩道形式とします。

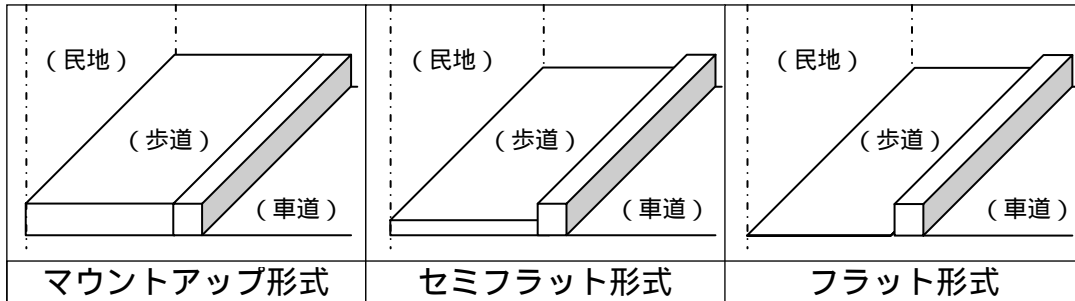
歩道は原則としてセミフラット形式とします。(移動円滑化基準第8条)

歩道の縦断方向の上下動を最小限度とし、既存の乗り入れ部や将来の乗り入れ設置による波打ち歩道を避けるために、歩道は原則としてセミフラット形式とします。

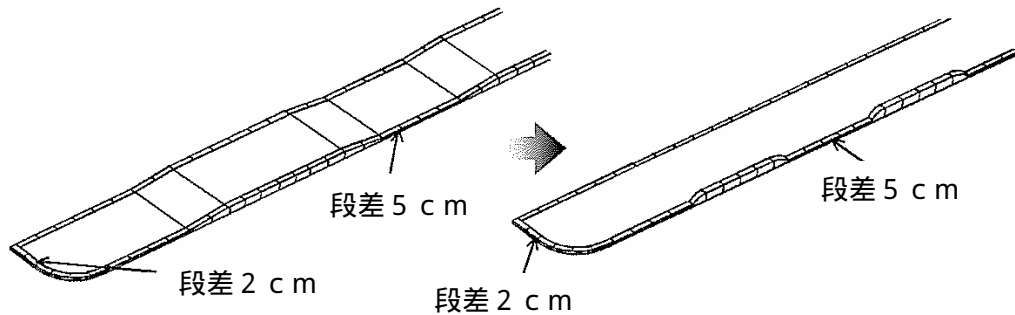
ただし、マウントアップ形式の歩道であっても、車両乗り入れ部が比較的少なく、乗り入れ部分で2.0m以上の平坦部有効幅員が確保できており、当面の間新たな乗り入れの設置が見込まれない区間については、他のバリアフリー化路線の整備を推進するために、暫定的にマウントアップ形式による整備も採用するものとします。

また、冬期バリアフリー対策のため、特定経路の既存のフラット形式歩道については、経過措置として当分の間現状のままとします。

歩道形式



マウントアップ形式をセミフラット形式とすることで波打ちを解消する例

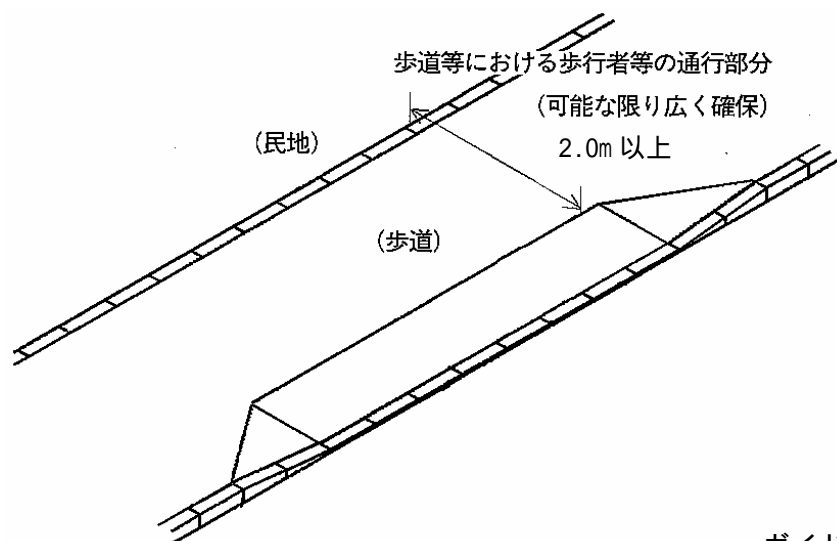


マウントアップ形式で歩道
が波打ちとなっている

歩道の高さ 5cm とするセミフラ
ット形式で歩道の波打ちが解消

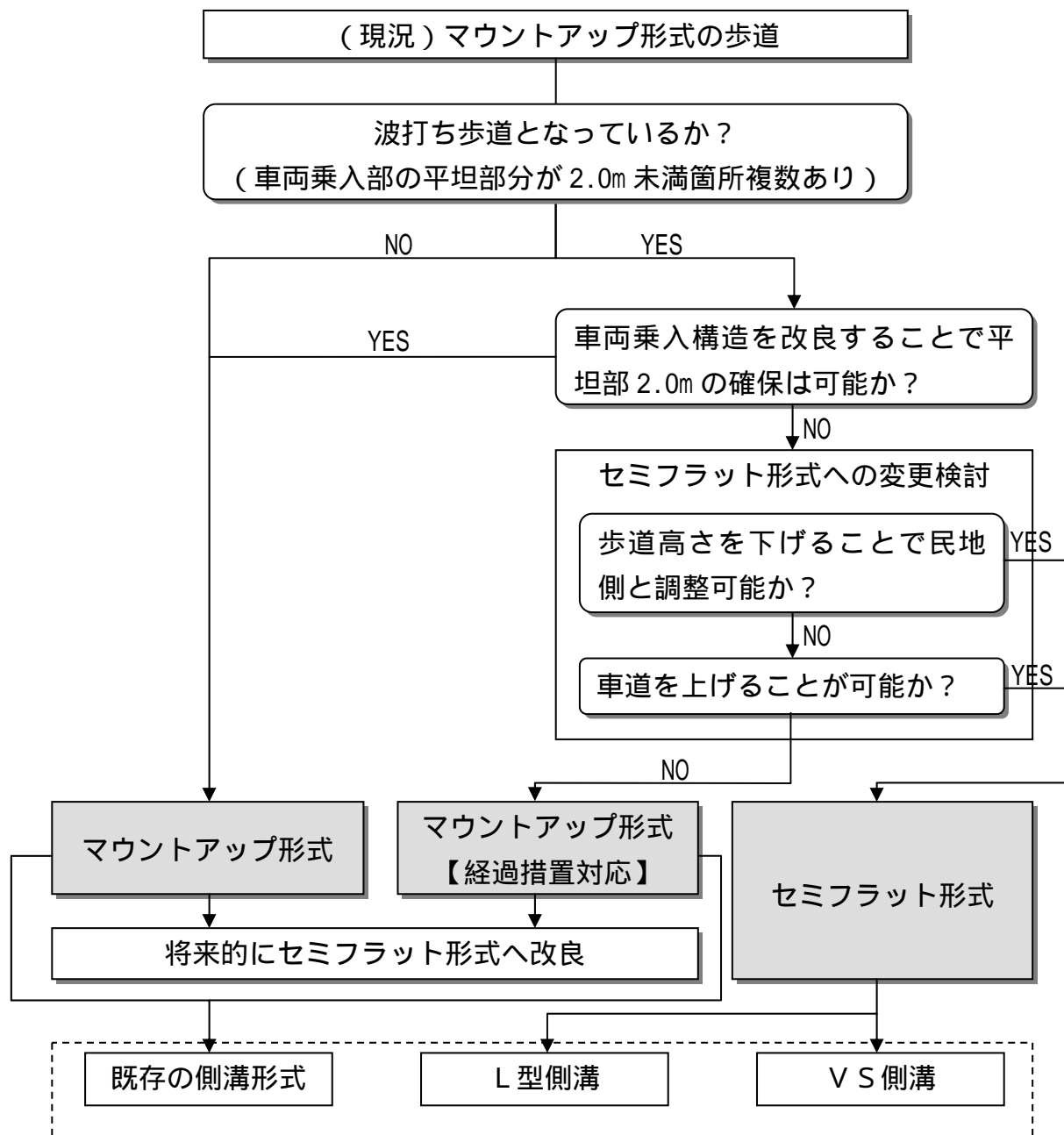
ガイドラインより

マウントアップ形式で波打ち歩道としない車道乗り入れ部の整備例



ガイドラインより

歩道の波打ち解消検討フロー



適用に際しては、現地排水計画や路線としての連続性も考慮する。

周辺の状況により構造的に部分的な改良が難しい場合は、移動円滑化基準に基づき、暫定的に道路改修時までの経過措置(車両乗り入れ部の平坦部分の有効幅員1.0m)を採用する。

視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置します。

特定経路については視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置します。(移動円滑化基準第34条、ガイドライン P. 224)

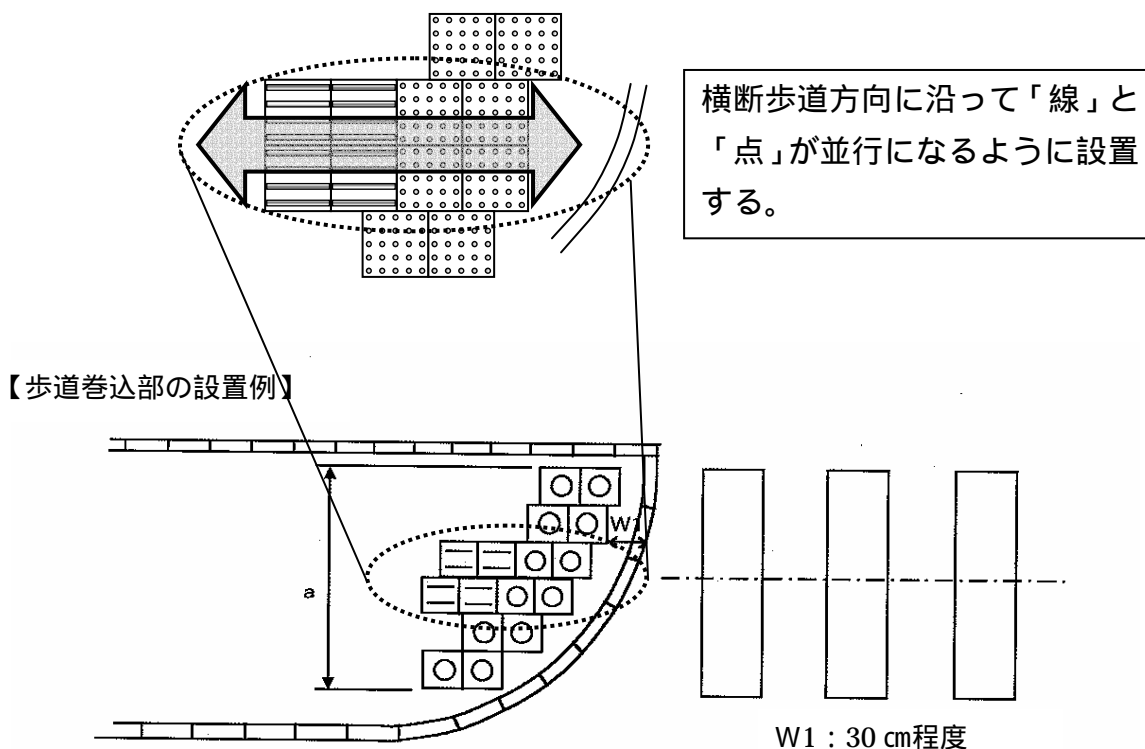
視覚障害者誘導用ブロックの連続設置については、視覚障害者の誘導の複雑化、車いす使用者の走行性等の観点から、「ガイドライン」においても意見が分かれています。

しかし、まち歩き調査において、視覚障害者誘導用ブロックが視覚障害者の誘導に対しての効果が高いことが確認できており、今回整備する特定経路については歩道幅員も比較的広いいため、すべての特定経路について誘導ブロックを連続的に設置します。

交差点部では点状ブロックと線状ブロックを適切に組み合わせ設置します。(ガイドライン P. 227)

交差点部の誘導ブロックについては、「ガイドライン」の敷設例に基づき、実際の交差点形状を考慮して設置します。

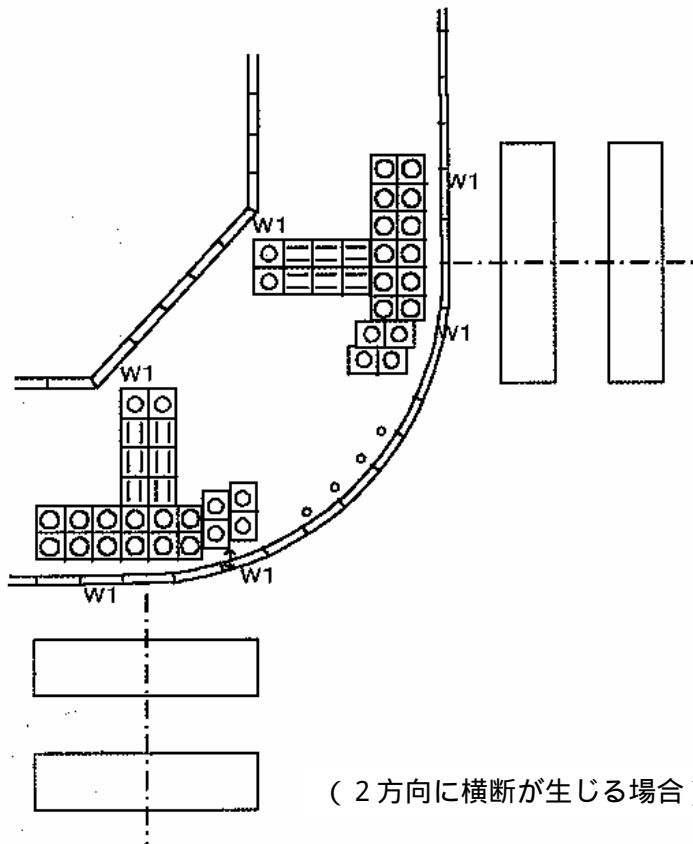
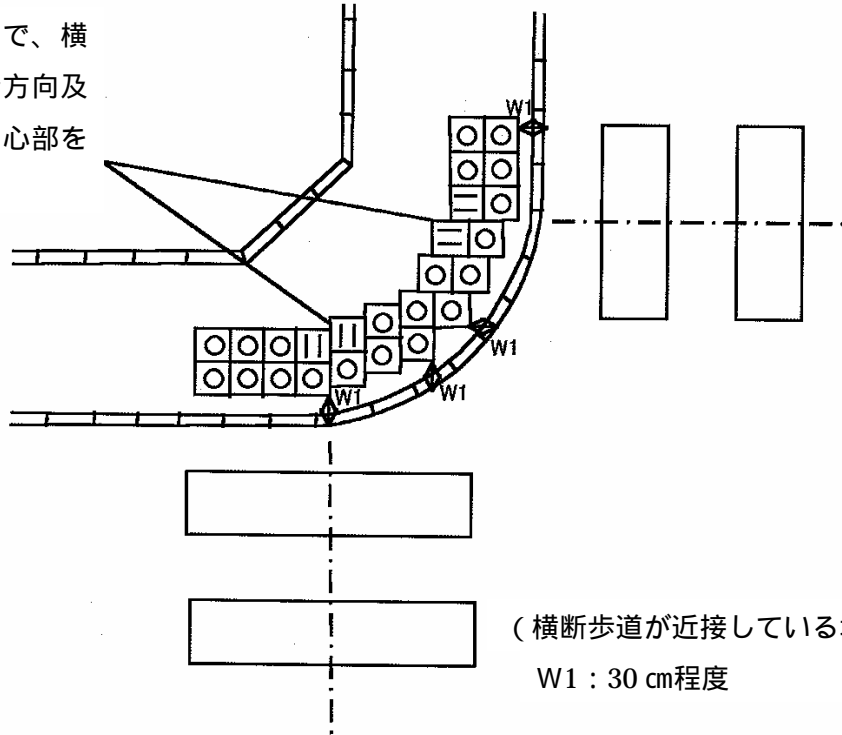
交差点部における視覚障害者誘導用ブロック敷設例



注) 横断歩道の有無に関わらず、歩道巻込部には視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

ガイドラインより

線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する



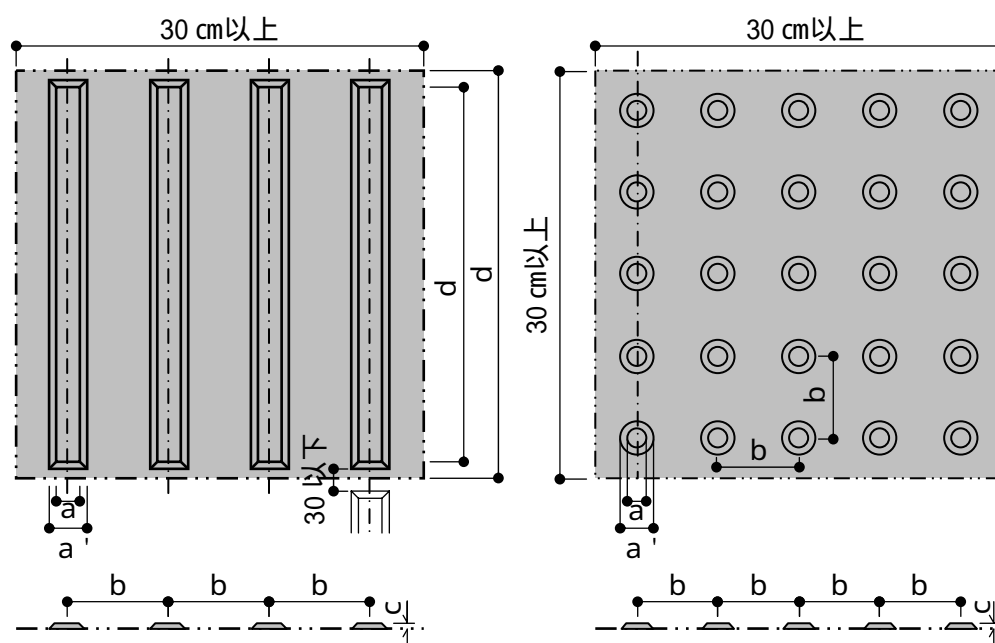
ガイドラインより

ＪＩＳ規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。（ガイドライン P. 211）

視覚障害者誘導用ブロックについては、平成12年にＪＩＳ規格が制定され、全国的な規格統一が図られました。

「ガイドライン」でも、ＪＩＳ規格への適合が求められており、既設のブロックの劣化状況を考慮し、舗装の全面改良等に併せて更新することにより、すべての特定経路においてＪＩＳ規格に準ずる誘導用ブロックを設置します。

視覚障害者誘導用ブロック（ＪＩＳ規格）



記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a	a + 10	
b	75	+1.0 0
c	5	
d	270以上	
d	d + 10	

(単位mm)

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a	a + 10	
b	55 ~ 60	+1.0 0
c	5	

(単位mm)

沿線の福祉施設等との連携を図ります。

特定経路沿線の特定施設や福祉施設等への誘導のために、市道から施設入り口へ向けての誘導方法についても各施設と連携を図ります。

車道横断部分のバリアフリー化を図ります。

車道横断部分の歩車道境界段差は2 cm を標準とします。(移動円滑化基準第 9 条)

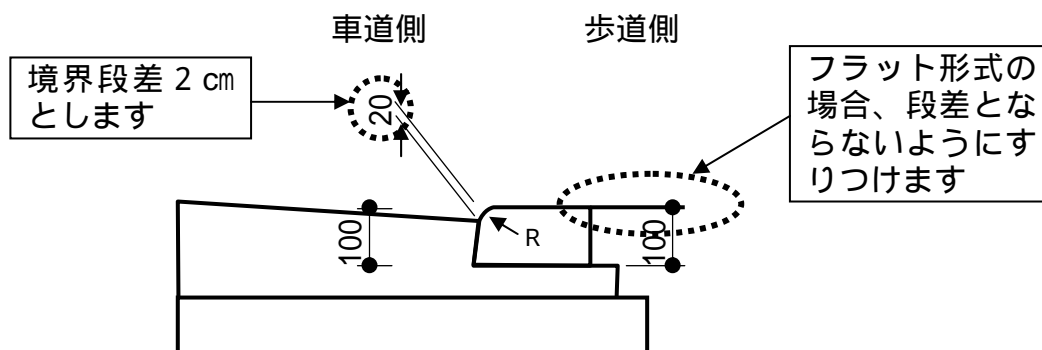
横断歩道接続部の歩車道境界の段差については、車いす使用者が通行でき、視覚障害者が歩車道境界を認知できる高さである 2 cm とし、以下に示す構造形式を基本とします。

また、細街路との接続部等で横断歩道の設置されていない歩道巻込部についても、同様に 2 cm の段差を標準とします。

なお、フラット形式の歩道についても、横断歩道巻込部の車道側境界の段差は 2 cm を標準とし、歩道側は段差が生じないように舗装表面をすり付けることとします。

整備済み区間でのまち歩き調査においても、歩道側の高さが 5 cm ある従来型の段差構造よりも、歩道側の高さが 2 cm の形式の方が車いすの走行性等に関する評価が高かった。

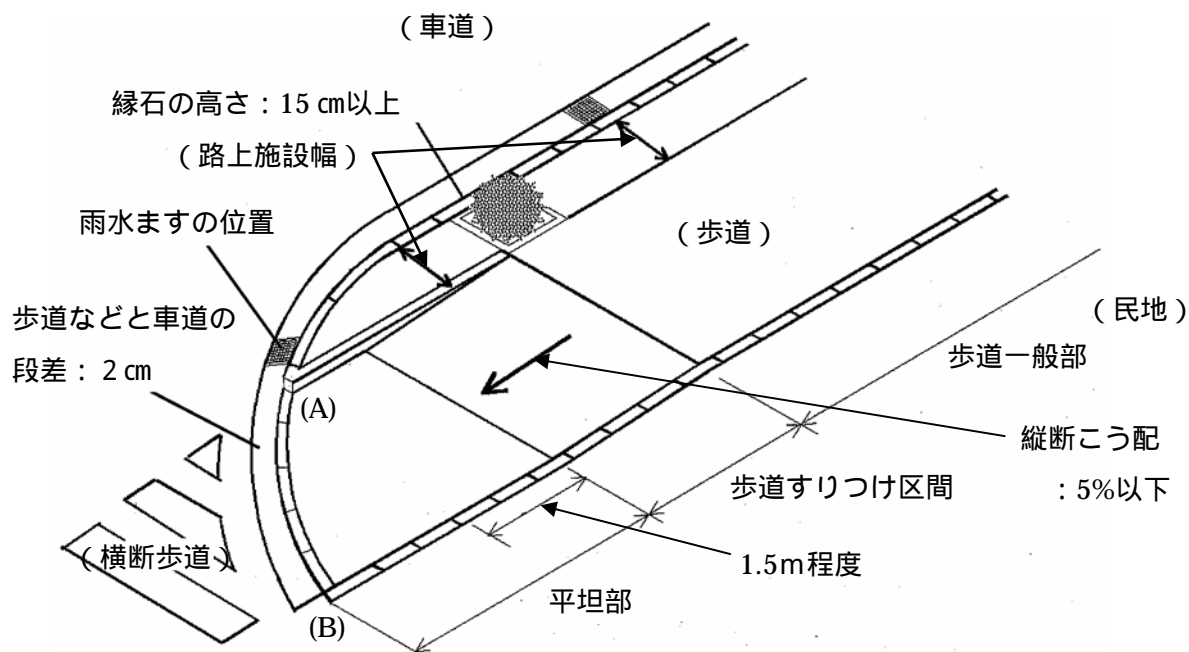
歩車道境界段差 2 cm の境界ブロックの基本形状



横断歩道に接続する歩道部分には平坦部を設けます。(移動円滑化基準第 9 条、ガイドライン P . 5 4)

車いす等の急な飛び出し等を防止し、車いす使用者等が横断歩道手前で安全に滞留できるように、歩車道境界部分に平坦部を設けます。平坦部の進行方向の幅は 1 . 5 m 以上とし、勾配は排水を考慮し 2 % 以下とします。

横断歩道接続部の構造例



- 1 平坦部分については、巻込始点(A)からすりつけ区間との間に 1.5m 程度設けることが望ましい。このように設けられない場合でも、巻込始点(B)から最低 1.5m 程度設ける

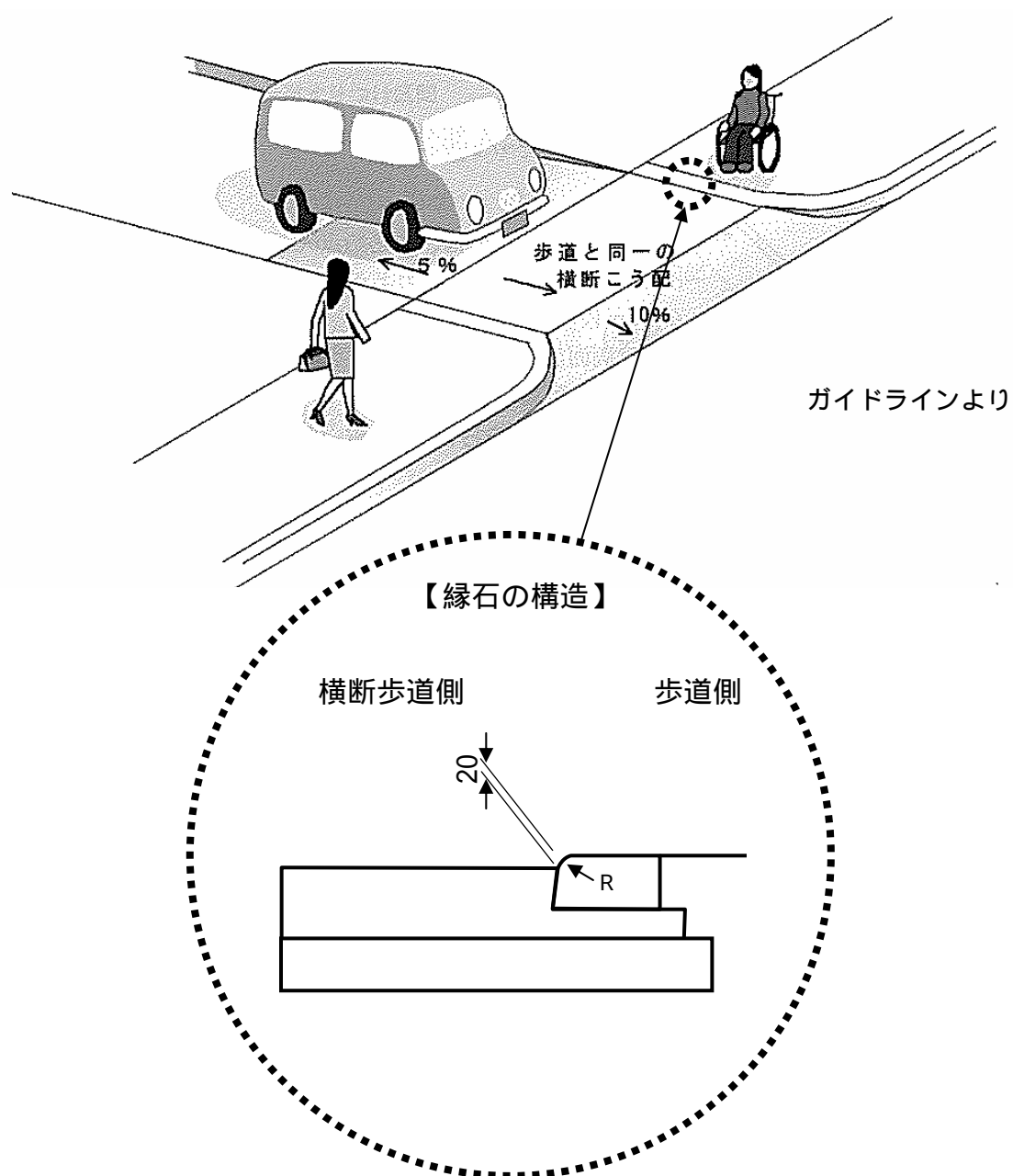
ガイドラインより

幅の狭い道路（細街路）との交差点部ではスムーズ横断歩道を採用します。

広幅員の道路が細街路と交差する箇所については、歩行者の円滑な通行を優先するために、歩道の高さを一定にした状態で横断歩道部分を高上げる、スムーズ横断歩道とします。

歩道の縦断方向の上下動を最小限度にすることで、車いす使用者だけでなく、下肢体不自由者、乳幼児を連れた方々等を含むすべての歩行者にとって快適な構造となります。

スムーズ横断歩道のイメージ



冬期バリアフリー対策を実施します。

散水による消雪を基本とします。

昭和43年以来、長岡市では地下水使用量の増加に伴う地盤沈下を防ぐために、特殊な道路を除き新規の消雪パイプの設置を自粛しております。

しかし、地下水の適正利用のための提言（平成15年4月・長岡市地下水対策協議会）において、既存消雪パイプの節水により余剰となる地下水を、冬期バリアフリーなど、特に必要と判断できる箇所限定し、新たな消雪パイプに振り向けるという考え方が提案されております。

こうしたことから、重点整備地区における特定経路の冬期バリアフリー対策として、整備実績、バリアフリーの効果、工事費、維持管理費等の観点から、将来的に消雪パイプによる散水で歩道消雪を実施するものとし、次頁の選定フローに基づき既設の井戸の能力、沿道の状況等を考慮しながら消雪施設の整備方法を選定します。

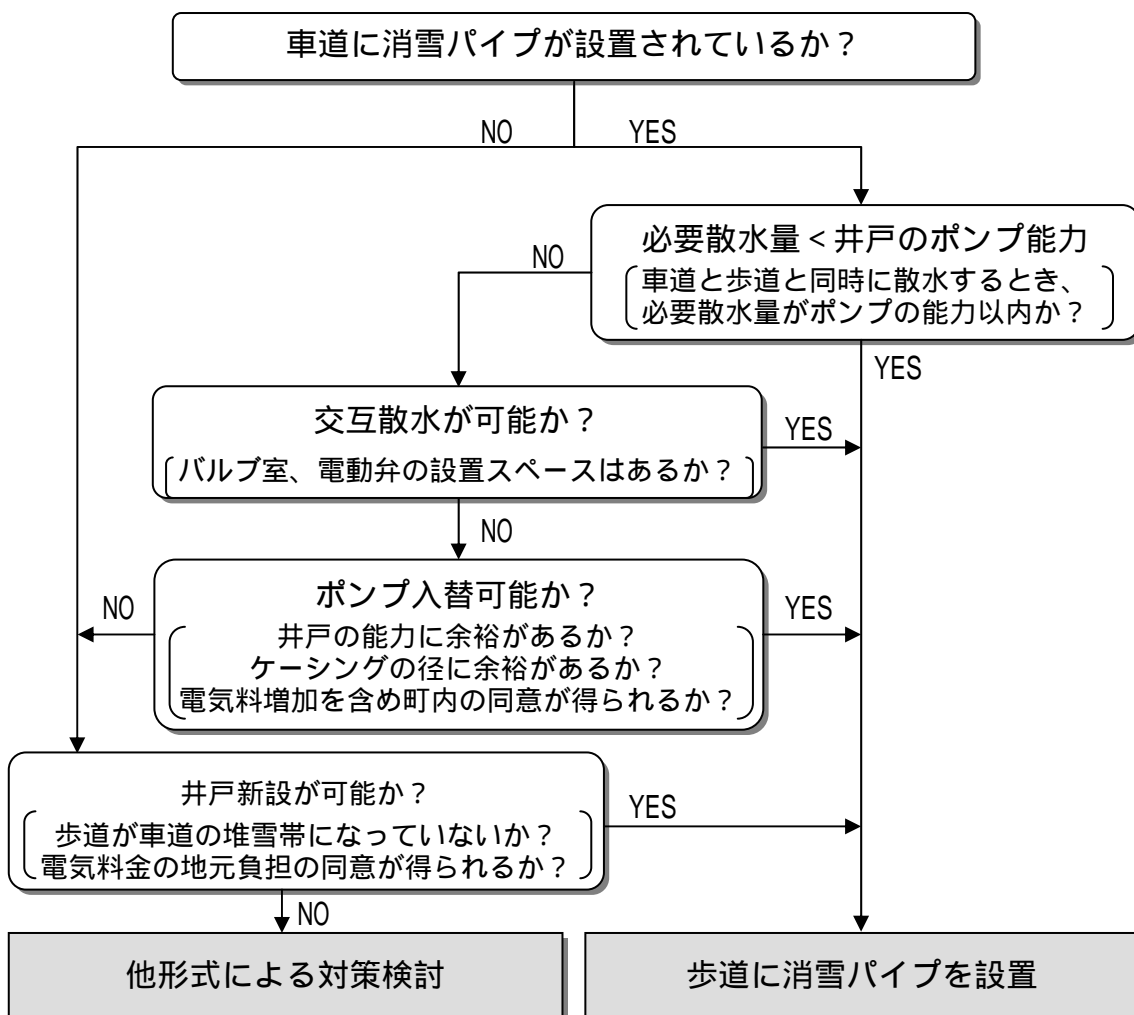
また、特定施設までの冬期バリアフリー経路の整備を推進するために、当面の間片側の歩道のみ消雪施設を設置することも含め、効率的な整備方法を検討します。

冬期の有効幅員は基本的に1.5mを確保します。

冬期の有効幅員は、地下水使用量の低減を図るため、雁木設置区間の基準を準用し、基本的に1.5mを確保します。

なお、交差点部については、車いすの待機、すれ違いのために、有効幅員2.0mを確保します。

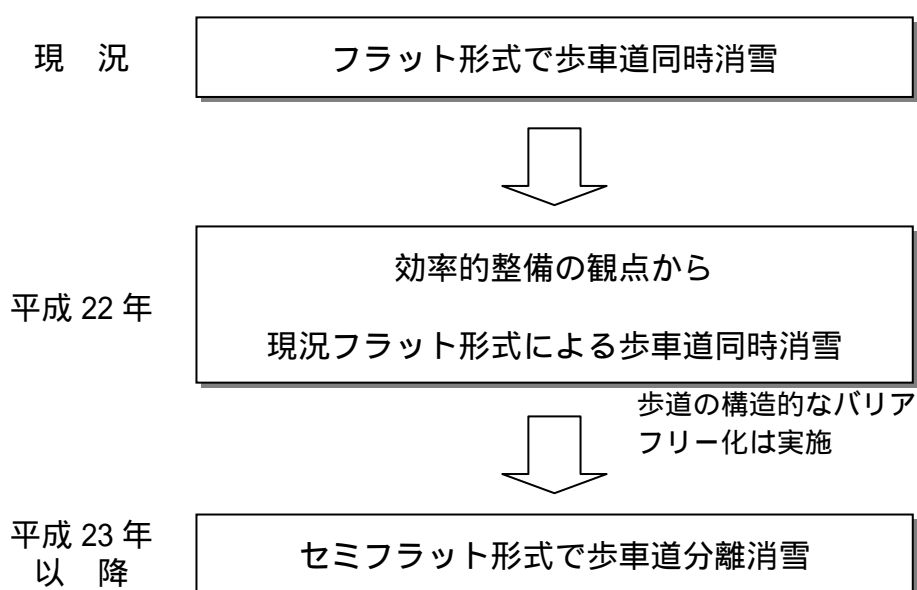
消雪施設整備方法選定フロー



他形式による対策として無散水融雪や機械除雪がありますが、無散水融雪の場合は工事費・維持費が高く、機械除雪の場合は完全な除雪は難しく視覚障害者誘導用ブロックが有効に機能しないなどの弊害が生じます。

なお、車道の排水が歩道に入らないように、セミフラット形式で歩車道それぞれに消雪施設があることが最も望ましい構造ですが、現在フラット形式で車道と同時に歩道の消雪がされている箇所については、セミフラット形式に変更すると別途散水管を整備する必要が生じてしまいます。

そのため、平成22年までにバリアフリー化を図る上では、できる限り効率的な整備を進める必要があることから、当面は車道用防護柵等によるフラット形式で歩車道分離の整備を実施し、将来的にはセミフラット形式へ変更し歩車道分離の消雪を図っていきます。

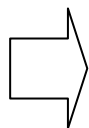


横断歩道巻き込み部の消え残り雪対策を実施します。

横断歩道巻き込み部の消え残り雪による水たまり対策として、巻き込み部への消雪施設設置を推進します。



改 善 前



改 善 後

適切な案内誘導を行います

バリアフリー化された経路で特定施設まで円滑に到達できるように、適切な案内誘導を実施します。(移動円滑化基準第33条)

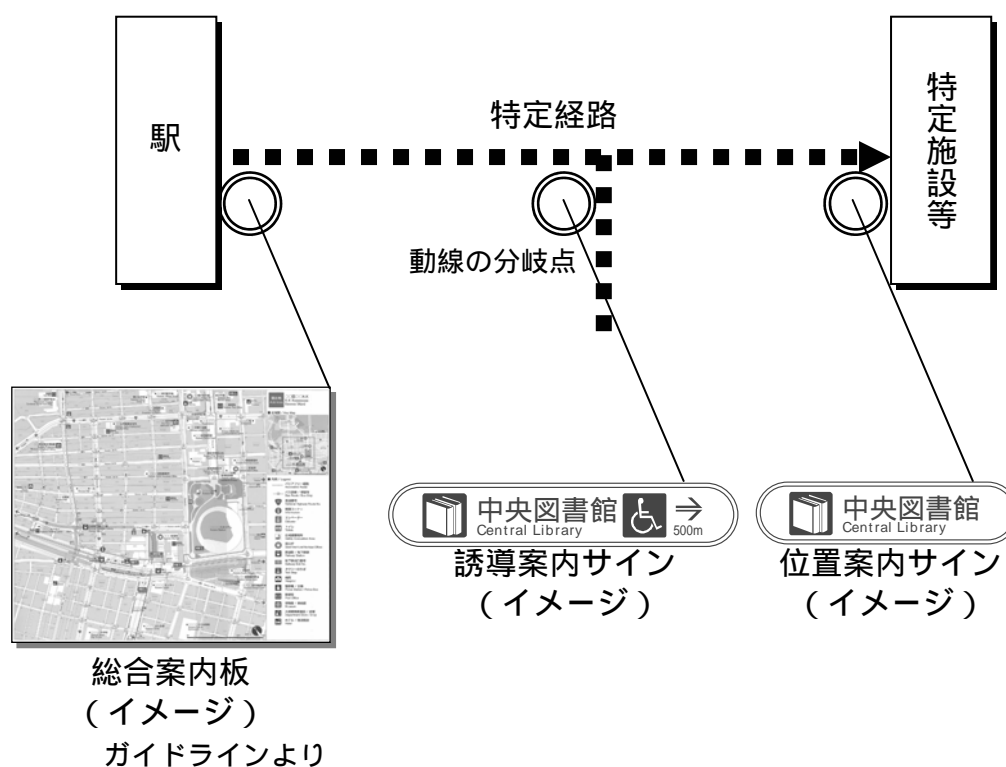
特定経路の交差点などの主要地点に特定施設や、エレベーター等の位置を知らせる案内標識を設置します。総合案内板の設置に際しては「ガイドライン」に基づき、歩行者及び車いす使用者が見やすい高さ(中心高さ125cm程度)に設置します。また、誘導用のサインについても歩行の妨げにならない位置に設置し、見やすい大きさの標示にします。

また、特定経路の起点である駅前広場等の主要箇所に、バリアフリー経路やバリアフリー設備等を案内する総合案内板を設置します。

【配置方針】

- ・ 駅前広場の出入口付近の施設の配置状況、バリアフリー化された経路、バリアフリー設備の位置(福祉マップ等と連携したい)等を示した総合案内板を設置します。
- ・ 駅から特定施設までの移動動線に、特定施設及びバリアフリー設備等の誘導・位置案内を設置します。設置位置は歩行者の通行に支障のない場所を選び、主に動線の分岐する交差点付近に設置します。

案内誘導の配置方法概要図



バス停留所のバリアフリー化を進めます

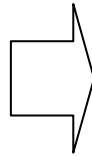
歩道高を15～20cm程度とします。(移動円滑化基準第17条)

現在、バス事業者がノンステップバスの導入を進めており、これに合わせて、バス停留所部分の歩道高を15～20cm程度とし、円滑な乗降を図っています。今後もバス停留所の高さに関しては、実績にあわせた高さ15～20cmを標準とします。

ノンステップバスと歩道高の関係



スロープ板が接地せず車いすでの乗降ができない



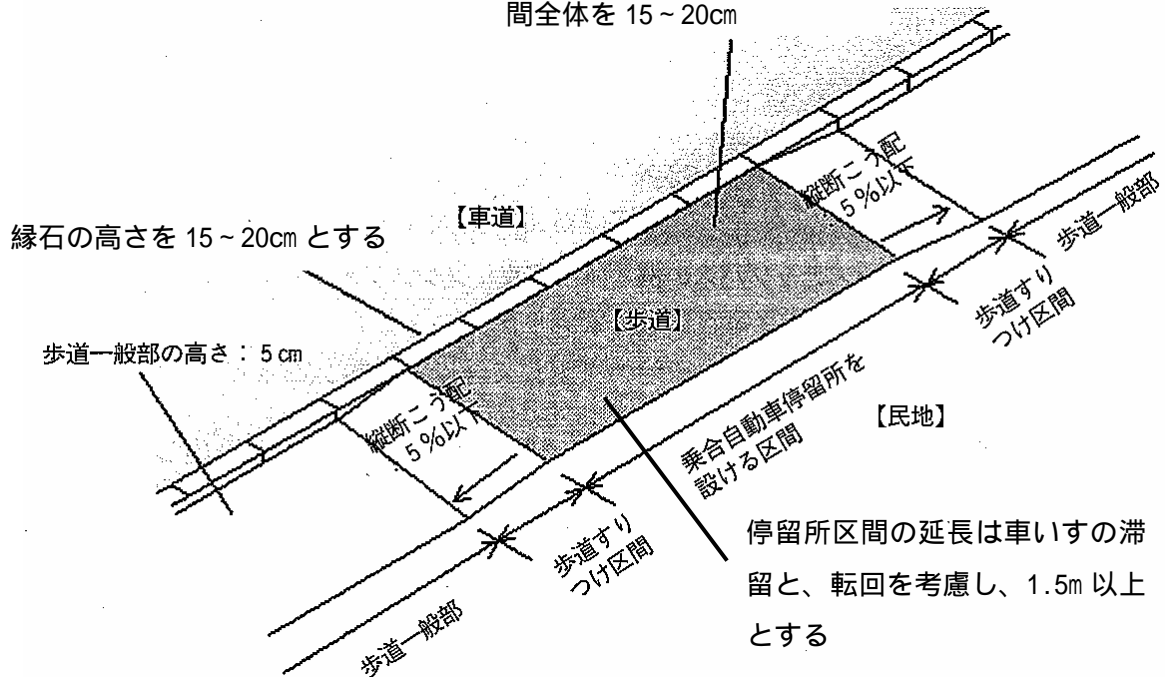
歩道高を15～20cm程度とします



歩道高が20cm程度で車いすでも乗降が容易

セミフラット形式の歩道におけるバス停留所の歩道高さ

バス停留所を設ける場合は区間全体を15～20cm

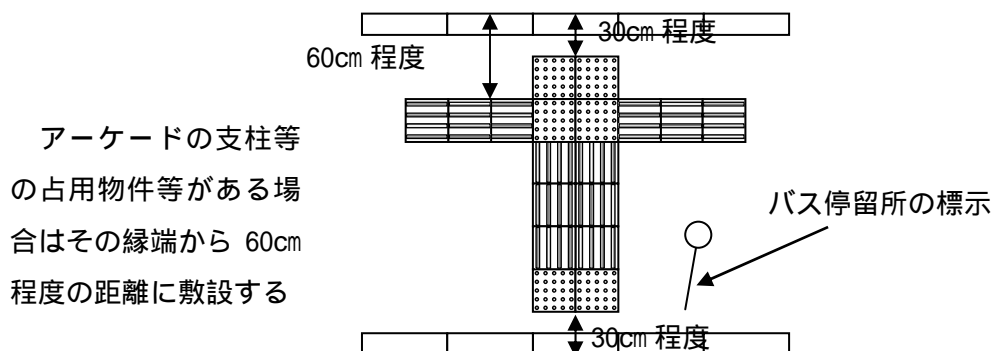


ガイドラインより

視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

視覚障害者がバス停留所を利用できるように、歩道と連続して視覚障害者誘導用ブロックを設置します。

バス停留所における視覚障害者誘導用ブロック敷設方法



バス停留所の上屋・ベンチ等を設置します。(移動円滑化基準第18条)

バス停周辺の環境整備を推進するため、バス事業者や沿道住民と調整し、上屋、ベンチ等を設置します。

ただし、上屋・ベンチの設置は関係者との協議により合意が得られることが前提となるため、平成22年までの年限は設けないものとします。

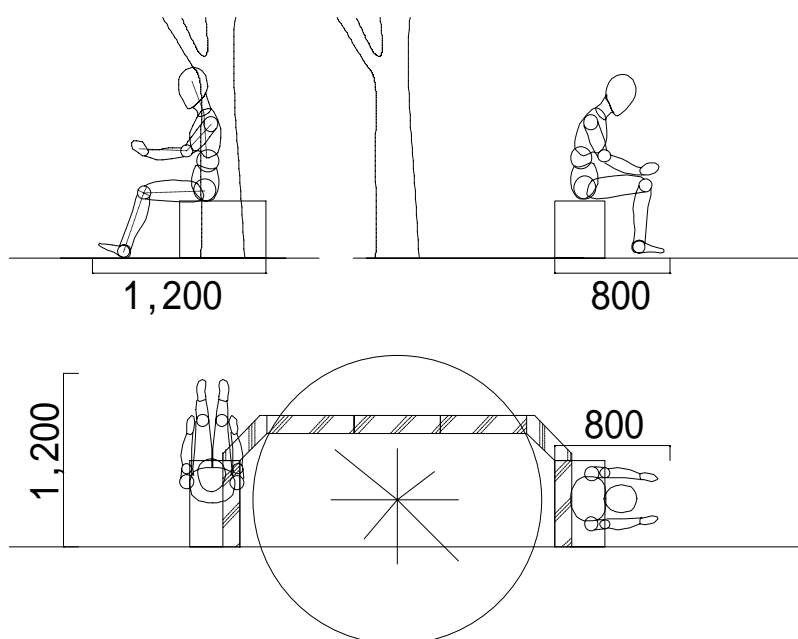
休憩スペースの整備を進めます

高齢者等の休憩に供するように休憩施設を適切な間隔で設置します。(移動円滑化基準第35条)

高齢者等が休息に利用する休憩施設(ベンチ等)を、歩道幅員が比較的広く植栽の間等に余地がある場合に、路線の整備にあわせ設置します。

高齢者が望むベンチの設置間隔は100~200mとされており、この間隔を目標として設置していきます。

植栽帯等を活用したベンチ・ブロックのイメージ



夜間の移動支援を進めます

夜間の移動を支援するため必要な路面照度の確保を進めます。(移動円滑化基準第36条、ガイドライン P. 242)

特定経路においては「ガイドライン」に基づき、利用者数や周辺環境の明るさを考慮し、道路整備にあわせ一定の照度の確保を進めます。

住宅街等での特例

住宅街等では沿道宅地等への「光害」が予想されます。道路整備にあわせた必要照度の確保を目標としますが、沿道状況により難しい場合もあるため、年限を設けず沿道土地利用等の変化に応じて柔軟に対応するものとします。

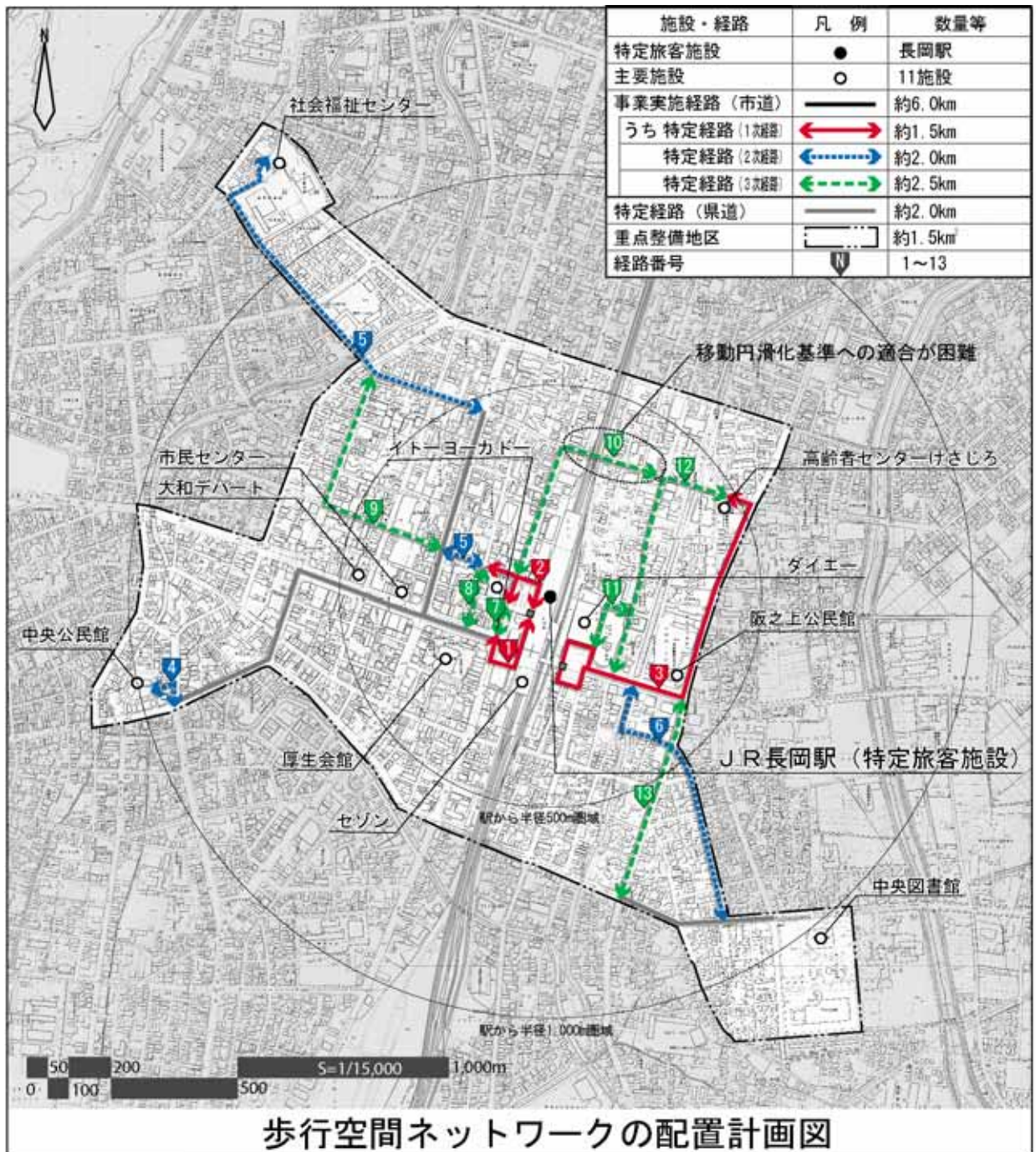
平成 23 年以降も歩行空間の質的向上を図ります。

バリアフリー化整備は平成 22 年までで終わるものではありません。基準から大きくはずれている歩道については、基準に適合するように全面的な改修を行うこととしますが、暫定的な整備を実施する路線については、平成 23 年以降についても大規模な改修時期に合わせて基準に適合するように改良する必要があります。また、整備済みの路線についても、周辺状況等の変化に応じて、歩行空間の質的向上を図ります。

3. 歩行空間ネットワークの配置計画

基本構想に基づき、特定事業の効果・実現性等を加味し歩行空間ネットワークの整備計画を作成します。

歩行空間ネットワーク配置計画図



4 . 個別事業計画

長岡市交通バリアフリー道路特定事業計画総括表

頁	経路番号	種別	路線名	事業区間	道路延長 m	関係特定事業者	歩道新設 m	歩道拡幅 m	歩道の全面改良 (一般部) m	歩道の部分改修 (一般部) m	歩道の部分改修 (特殊部) 箇所	歩道の部分改修(車道横断部分)		
												横断歩道接続部の改良 箇所	スハイス横断歩道化 箇所	段差解消 箇所
31	特定経路1.2.7番	1,3次	東幹線1号線	市道83号線 ~ 長岡停車場線他	155	新潟県			60			5	2	
33	特定経路2.5番	1,2次	市道83号線	東幹線1号線 ~ 国道351号線	170	新潟県							1	
35	特定経路3番	1次	東幹線29号線	東口駅前広場 ~ 東幹線20号線	305	公安委員会			30			2	7	
37	特定経路3番	1次	東幹線20号線	東幹線29号線 ~ 市道74号線	265	越後交通(株)		440	440			2	2	
39	特定経路3番	1次	東幹線20号線	市道74号線 ~ 東幹線64号線	220			370	370				3	
41	特定経路3.12番	1,3次	東幹線64号線	東幹線20号線 ~ 東幹線45号線	220	越後交通(株)		235	325			8	6	
43	特定経路4番	2次	東幹線3号線	国道351号線 ~ 市道481号線	35	新潟県				35				
45	特定経路5番	2次	東幹線64号線	国道351号線 ~ 東幹線63号線	245	新潟県、公安委員会			350	30		4	2	
47	特定経路5番	2次	東幹線64号線	東幹線63号線 ~ 市道422号線	220	公安委員会		5	235			5	3	
49	特定経路5番	2次	東幹線64号線	市道422号線 ~ 明德高校正門前	250	公安委員会	5		260	60		5		
51	特定経路5番	2次	東幹線64号線(市道383、382、383号線)	明德高校正門前 ~ 社会福祉センター正門前	235		145			70		1		
53	特定経路6番	2次	市道20、23、24、820号線	東幹線29号線 ~ 東幹線20号線	260								2	
55	特定経路6番	2次	市道820号線	東幹線20号線 ~ 市道33号線	250	公安委員会		110		60			2	
57	特定経路6番	2次	市道820号線	市道33号線 ~ 国道352号線	175	新潟県、公安委員会							2	
59	特定経路8番	3次	市道80号線	市道83号線 ~ 長岡停車場線	135	新潟県			185				3	
61	特定経路9番	3次	市道405号線	国道351号線 ~ 市道401号線	120	新潟県、公安委員会			200		1			
63	特定経路9番	3次	市道405号線	市道401号線 ~ 東幹線63号線	160	公安委員会			130	120	5	4		
65	特定経路9番	3次	東幹線63号線	市道405号線 ~ 市道415号線	130	公安委員会						5	4	1
67	特定経路9番	3次	東幹線63号線	市道415号線 ~ 東幹線64号線	205	公安委員会						1	2	1
69	特定経路10番	3次	東幹線1号線	市道83号線 ~ 市道85号線	215				120				4	
71	特定経路10番	3次	東幹線1号線	市道85号線 ~ 東幹線64号線	115				170			4	3	
73	特定経路10番	3次	東幹線64号線	東幹線1号線 ~ 東幹線45号線	255									
75	特定経路11番	3次	市道765、766号線	東幹線29号線 ~ 東幹線45号線	165	公安委員会		90	90			2		
77	特定経路12番	3次	東幹線45号線	東幹線29号線 ~ 市道74号線	235	公安委員会			175	175		7		
79	特定経路12番	3次	東幹線45号線	市道74号線 ~ 東幹線64号線	250			215	215			4		
81	特定経路13番	3次	東幹線20号線	東幹線29号線 ~ 東幹線30号線	215	越後交通(株)			15		3	2	3	
83	特定経路13番	3次	東幹線20号線	東幹線30号線 ~ 市道10号線	105						3	8		
85	特定経路13番	3次	東幹線20号線	市道10号線 ~ 国道352号線	155	新潟県、越後交通(株)			115		6		2	
87	大手口駅前広場				340	東日本旅客鉄道(株)、越後交通(株)								
89	東口駅前広場				305	東日本旅客鉄道(株)、越後交通(株)								

視覚障害者誘導用ブロックの設置	事業内容														消雪パイプの状況		道路特定事業 計画案							
	その他							駅前広場							アーケード 歩道上 車道のみ ×なし									実施年度(平成)
	横断歩道の設置(公安委員会)	案内誘導標示の設置	階段をスロープに変更	橋梁の架け替え	橋梁の改良(拡幅)	バス停留所のバリアフリー化	電話BOXの移設	自転車への注意喚起標識等の設置	スロープの新設	スロープの改良	階段の改良	横断歩道接続部の改良	視覚障害者誘導用ブロックの設置(新設)	視覚障害者誘導用ブロックの設置(変更)			視覚障害者誘導用ブロックの設置(変更)	総合案内板(視覚障害者対応)の設置	エレベーター位置案内板の設置	一般車・タクシ乗降場の改良(高上げ)	16	17	18	19
m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	m								
125							2																	
205																		アーケードあり(部分的に未設置) 車道消雪パイプあり						
370																								
440						2												×						
370							1											×						
325					2	2												中央総合病院前車道にあり 中央総合病院側歩道にあり						
35																								
395																								
280				2														車道にあり 表町小学校側歩道にあり						
320																								
70																								
280		4	2																					
215	2																							
150	2																							
200																		歩道及び車道にあり ヨーカドーの反対側歩道にはなし						
200																								
250																								
310																		一部アーケードあり 車道に消雪パイプあり						
170																		一部車道にあり 一部歩道にあり						
185																		車道にあり 一部歩道にあり						
175	2																							
215																								
290						2												×						
135																		×						
230						1												×						
								1	3	1	3	80	250	3										
													250	3	4	40								

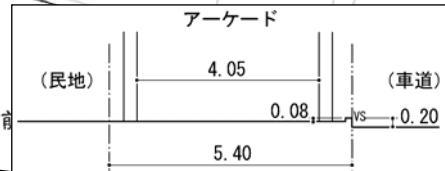
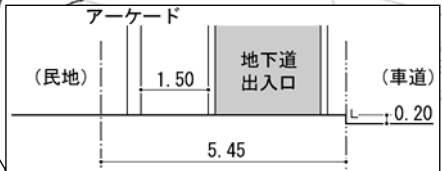
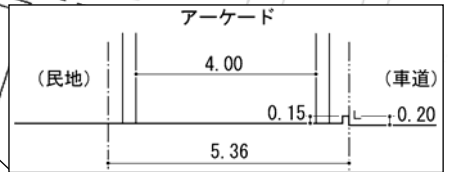
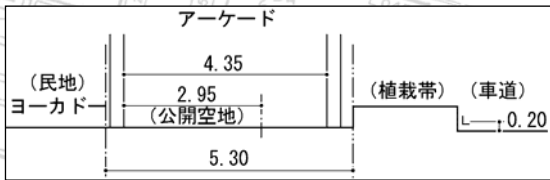
1) 特定経路に係わる事業計画

特定経路に係わる事業計画の内容を次に示します。

事業区間		特定経路 1,2,7 番(1,3 次)		
管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 1 号線 事業区間 : 市道 83 号線 ~ 長岡停車場線他 延長 : 約 155m				
関係特定事業者 あり (新潟県 [道路特定事業])				
事業実施予定期間		着手	平成 17 年	
		完了	平成 18 年	
事業内容		事業量(延長/箇所数)		
		左	右	合計
歩道新設		-	-	- m
歩道拡幅		-	-	- m
歩道の全面改良 (一般部)		60	-	60 m
・横断勾配の改善		60	-	60 m
歩道の部分改修 (一般部)		-	-	- m
歩道の部分改修 (特殊部)		-	-	- 箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)		5	2	7 箇所
・横断歩道接続部の改良		3	2	5 箇所
・スムーズ横断歩道化		2	-	2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		125	-	125 m
その他		2	-	2 箇所
・自転車への注意喚起標識等の設置		2	-	2 箇所
その他配慮すべき事項 2 箇所の地下道出入口については、歩道有効幅員約 1.5m であるが、地下道出入口の改修は平成 22 年までの実施が困難であるため幅員確保は経過措置対応とする。 北側については公開空地が暫定的に活用可能であるが、南側は自転車との幅そうが懸念されるため、標識等で注意を喚起する必要がある。				
消雪パイプの状況 : アークードあり				



凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	- - - (Red dashed line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green solid circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green solid square)



スムーズ横断歩道化

自転車への注意喚起標識等の設置

長岡停車場線

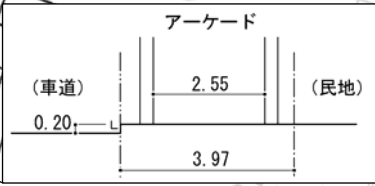
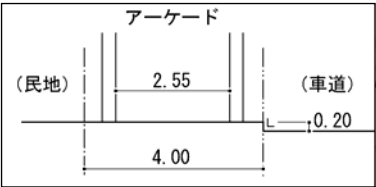
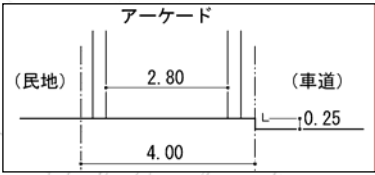
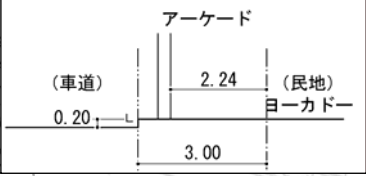
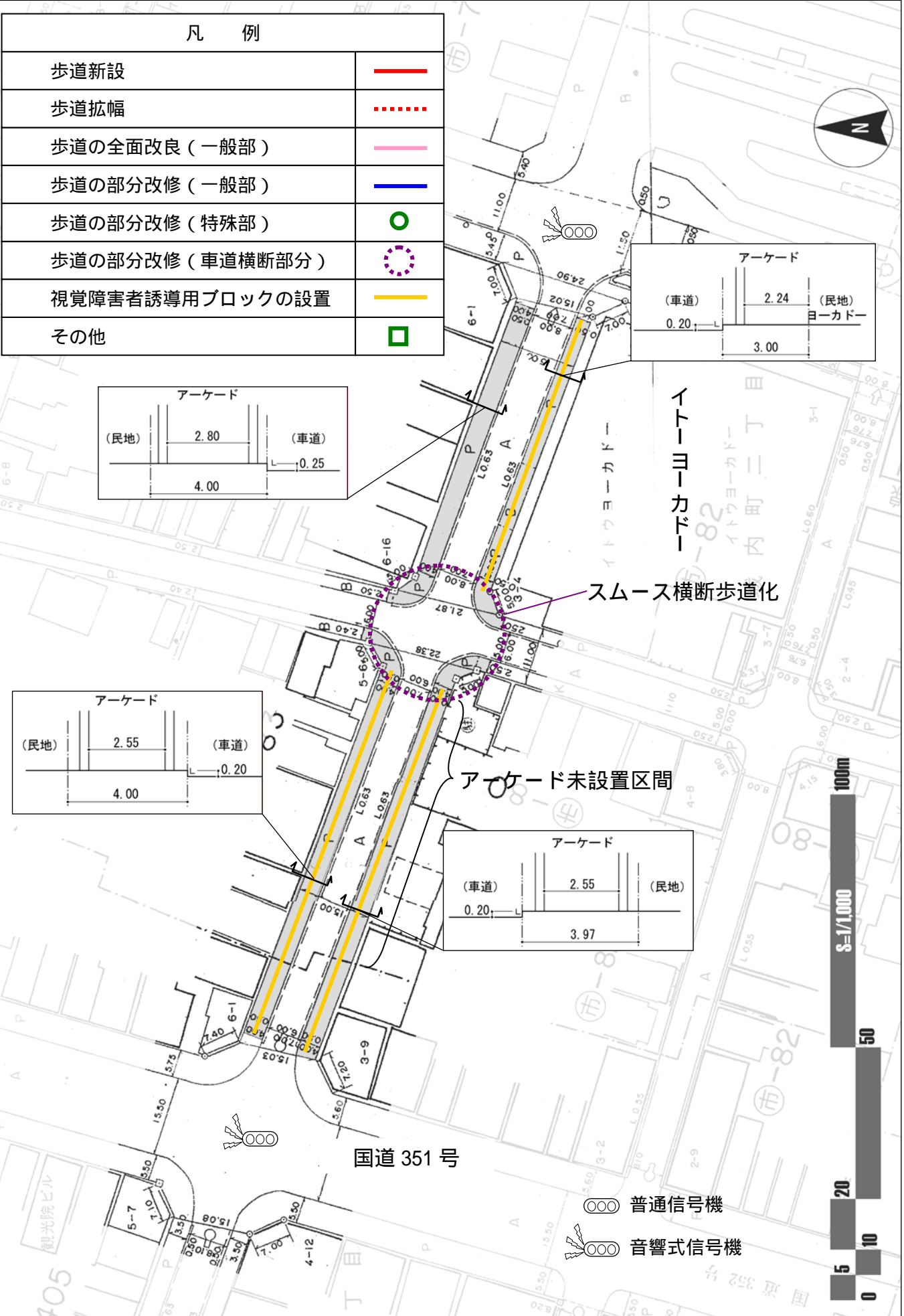
長岡駅

○ ○ ○ 普通信号機

○ ○ ○ 音響式信号機

事業区間 特定経路 2,5 番 (1,2 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道 83 号線 事業区間 : 東幹線 1 号線 ~ 国道 351 号 延長 : 約 170m					
関係特定事業者 あり (新潟県〔道路特定事業〕)					
事業実施予定期間	着手	平成 17 年			
	完了	平成 19 年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	-	-	m
歩道の全面改良 (一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修 (一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)		-	-	-	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)			1		箇所
・横断歩道接続部の改良			-		箇所
・スムーズ横断歩道化			1		箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		75	130	205	m
その他		-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項 部分的にアーケード未設置区間 (前後は連続的に設置) があるため、アーケードを増設するか、消雪パイプ等を設置する必要がある。					
消雪パイプの状況 : アーケードあり (部分的に未設置) 車道消雪パイプあり					

凡 例	
歩道新設	— (Red line)
歩道拡幅	⋯⋯ (Dotted red line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow line)
その他	□ (Green square)



スムーズ横断歩道化

アーケード未設置区間

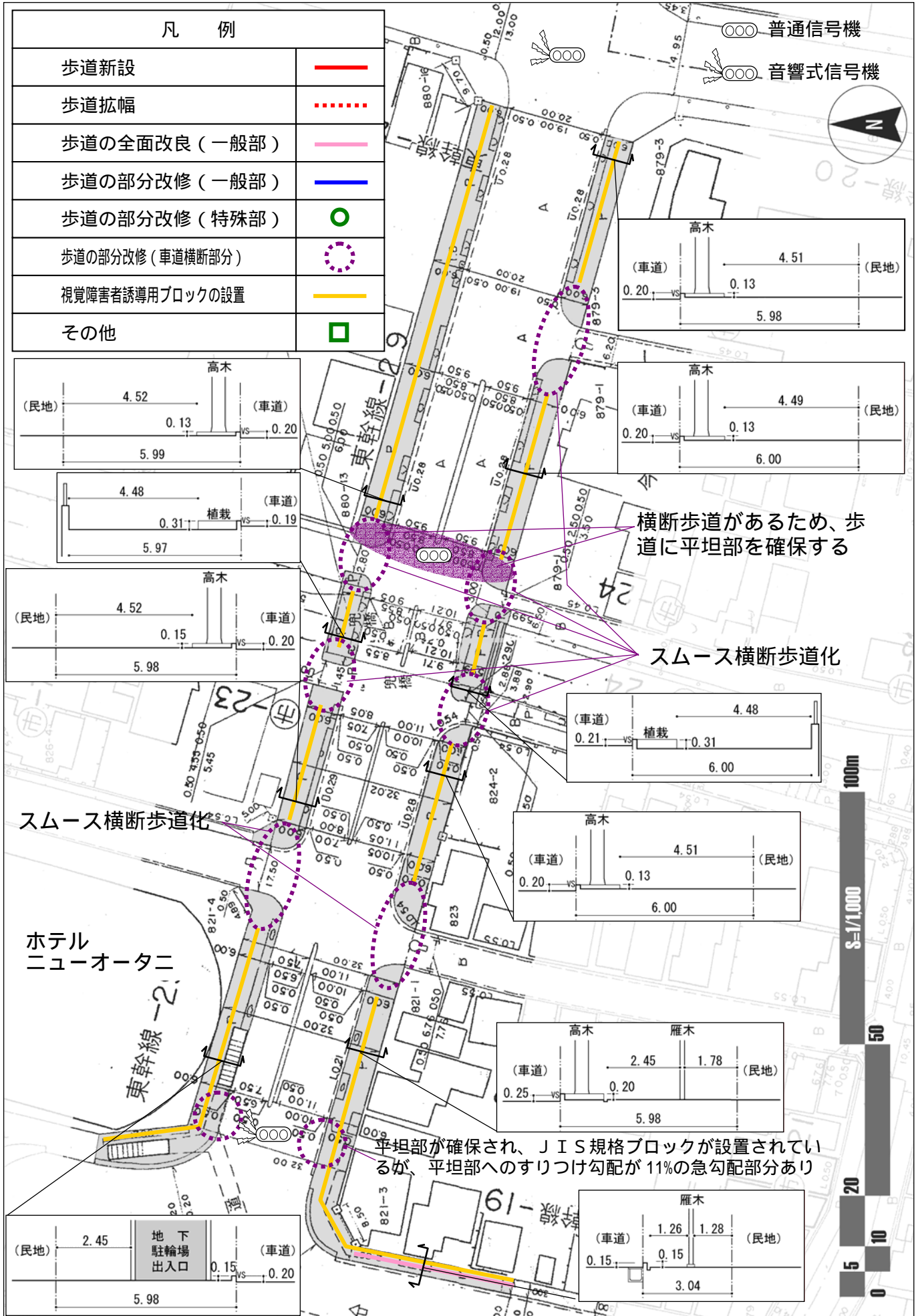
国道 351号

○ ○ 普通信号機

○ ○ 音響式信号機

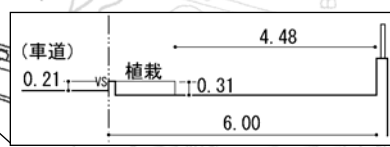
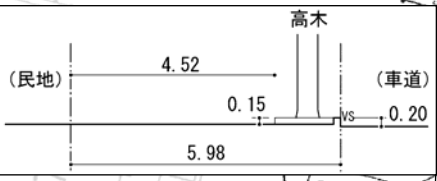
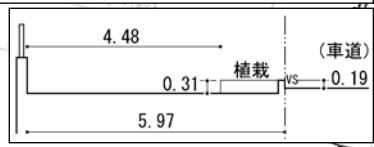
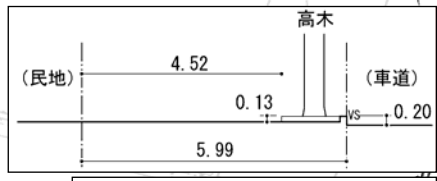
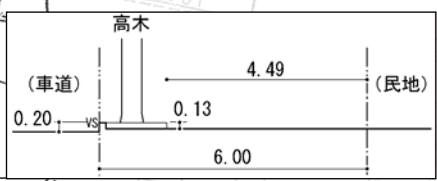
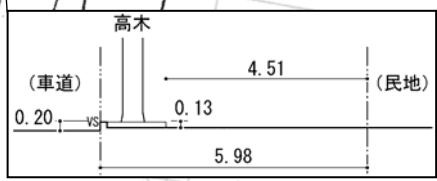


事業区間 特定経路3番(1次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線29号線、東幹線19号線 事業区間 : 東口駅前広場～東幹線20号線 延長 : 約305m				
関係特定事業者 あり(新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)				
事業実施予定期間	着手 平成21年 完了 平成22年			
事業内容	事業量(延長/箇所数)			
	左	右	合計	
歩道新設	-	-	-	m
歩道拡幅	-	-	-	m
歩道の全面改良(一般部)	-	30	30	m
・横断勾配の改善	-	30	30	m
歩道の部分改修(一般部)	-	-	-	m
歩道の部分改修(特殊部)	-	-	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)	4	5	9	箇所
・横断歩道接続部の改良	1	1	2	箇所
・スムーズ横断歩道化	3	4	7	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	180	190	370	m
その他	-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項 兜橋付近で縦断勾配が5%を超える(8%以下)ため、スムーズ横断歩道化等の工夫により改善する必要がある。 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。				
消雪パイプの状況: 歩道及び車道にあり				



凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	- - - (Red dashed line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)

○ ○ ○ 普通信号機
 ○ ○ ○ 音響式信号機

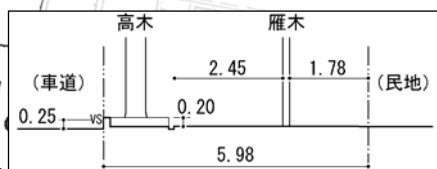
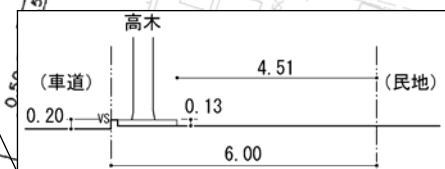


スムーズ横断歩道化

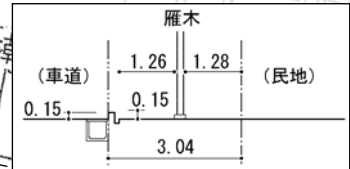
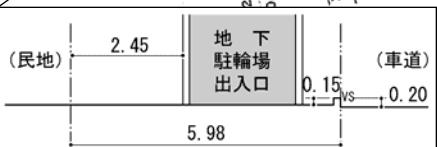
横断歩道があるため、歩道に平坦部を確保する

スムーズ横断歩道化

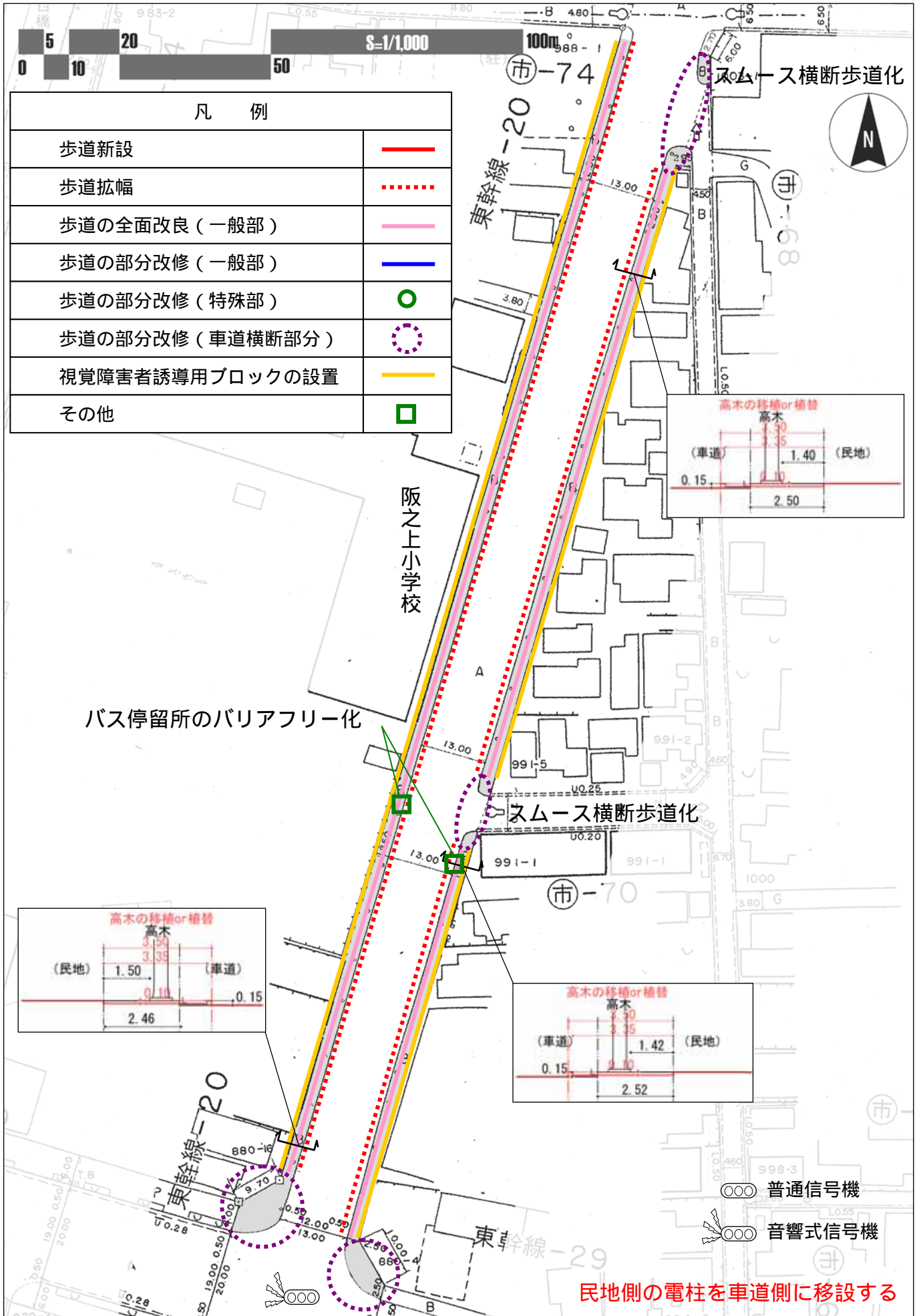
ホテル
ニューオータニ



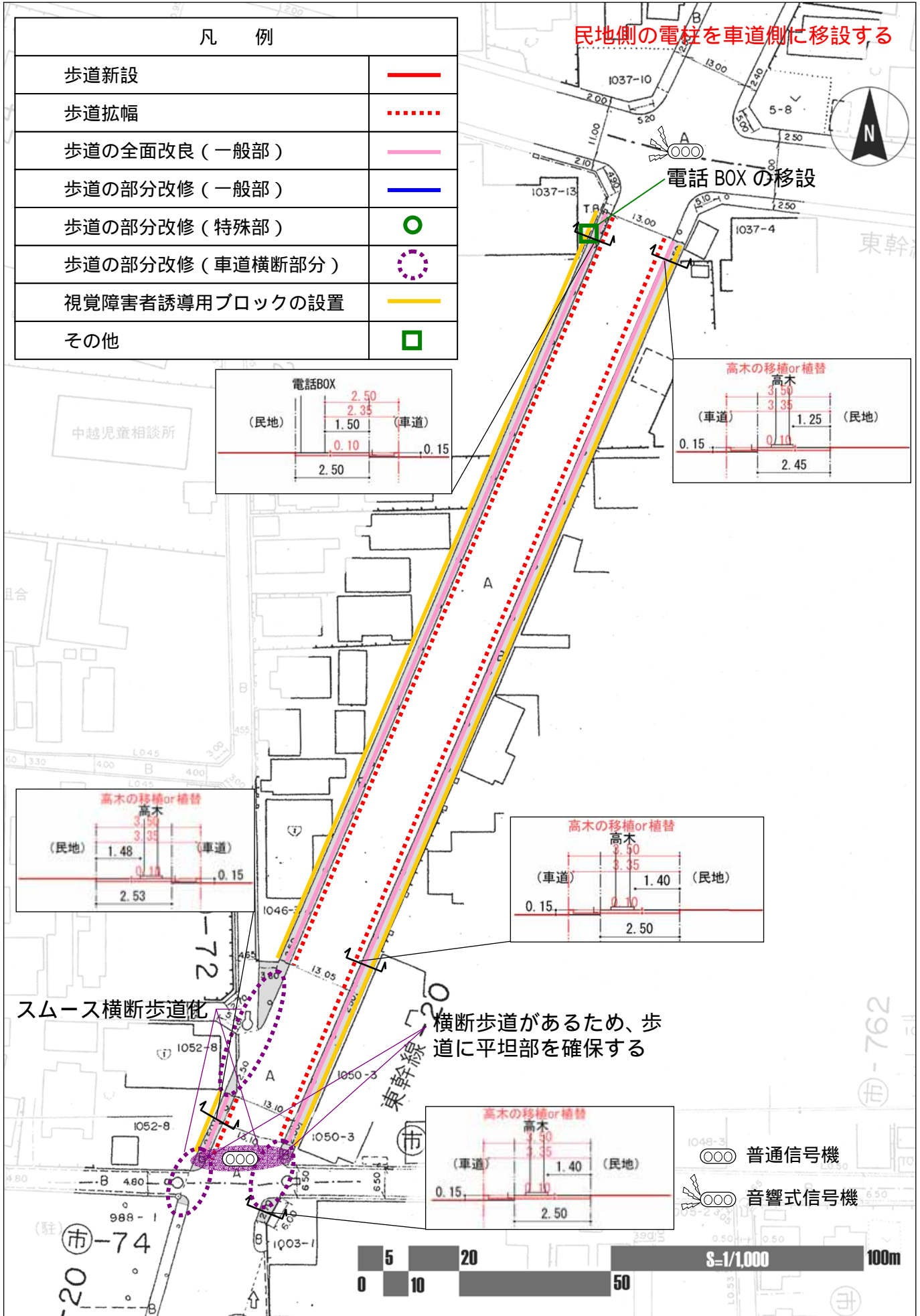
平坦部が確保され、JIS規格ブロックが設置されているが、平坦部へのすりつけ勾配が11%の急勾配部分あり



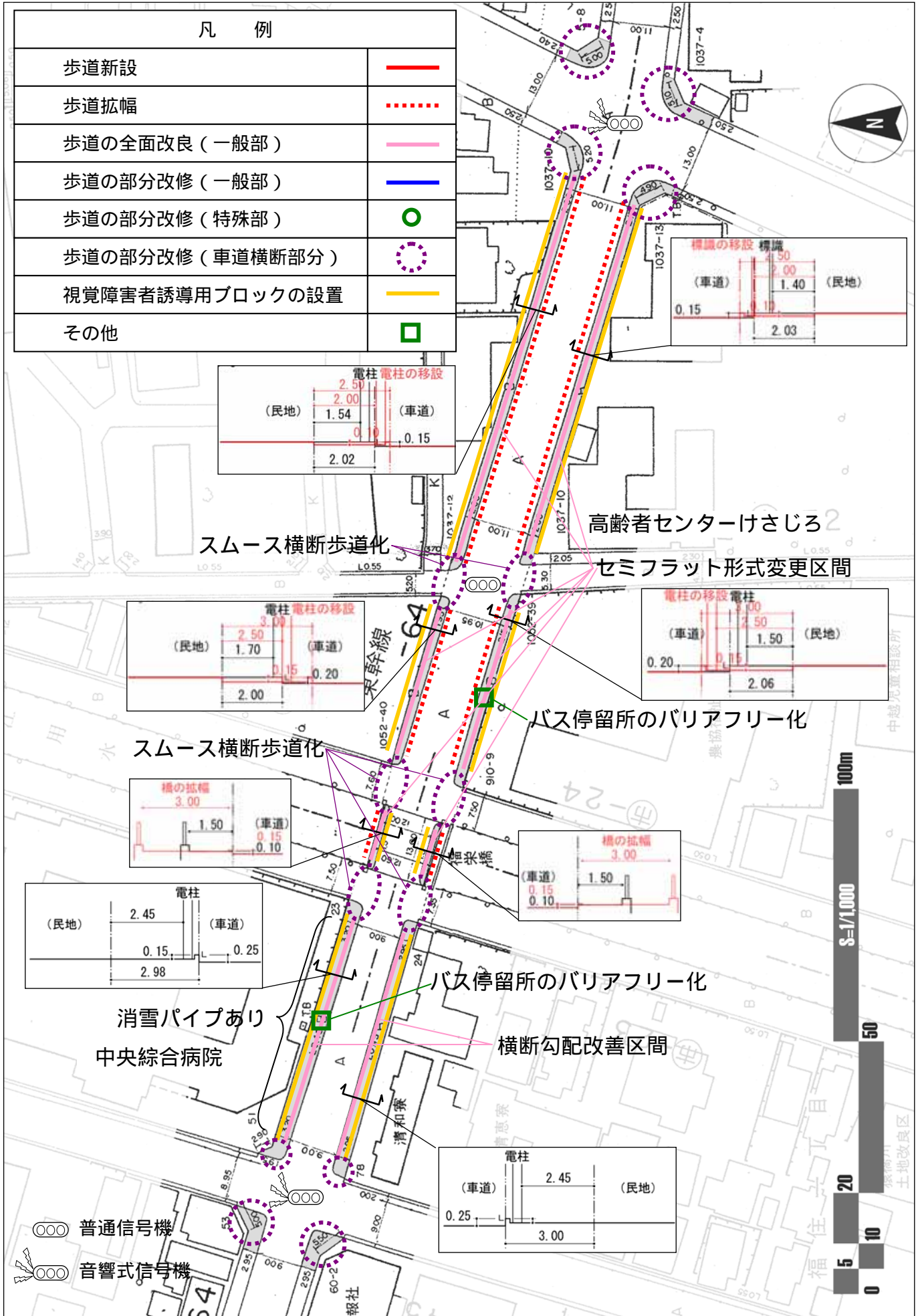
事業区間 特定経路3番(1次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線20号線 事業区間 : 東幹線29号線~市道74号線 延長 : 約265m				
関係特定事業者 あり(越後交通(株)[公共交通特定事業])				
事業実施予定期間	着手	平成16年		
	完了	平成18年		
事業内容		事業量(延長/箇所数)		
		左	右	合計
歩道新設		-	-	- m
歩道拡幅		235	205	440 m
歩道の全面改良(一般部)		235	205	440 m
・セミフラット形式への変更		235	205	440 m
歩道の部分改修(一般部)		-	-	- m
歩道の部分改修(特殊部)		-	-	- 箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		1	3	4 箇所
・横断歩道接続部の改良		1	1	2 箇所
・スムーズ横断歩道化		-	2	2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		235	205	440 m
その他		1	1	2 箇所
・バス停留所部分のバリアフリー化		1	1	2 箇所
その他配慮すべき事項 現況の歩道幅員2.5mを3.5mに拡幅する。 車線数の変更については公安委員会と協議する必要がある。 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。 バス停留所のバリアフリー化については、公共交通事業者との調整が必要である。 消雪パイプの状況：なし				



事業区間 特定経路3番(1次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線20号線 事業区間 : 市道74号線~東幹線64号線 延長 : 約220m					
関係特定事業者 なし					
事業実施予定期間	着手	平成16年			
	完了	平成18年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		175	195	370	m
歩道の全面改良(一般部)		175	195	370	m
・セミフラット形式への変更		175	195	370	m
・舗装全面改良(平坦性・粗面性の確保)		175	195	370	m
歩道の部分改修(一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修(特殊部)		-	-	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		3	1	3	箇所
・横断歩道接続部の改良		-	-	-	箇所
・スムーズ横断歩道化		3	1	3	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		175	195	370	m
その他		1	-	1	箇所
・電話BOXの移設(NTTとの協議必要)		1	-	1	箇所
その他配慮すべき事項 現況の歩道幅員2.5mを3.5mに拡幅する。 車線数の変更については公安委員会と協議する必要がある。					
消雪パイプの状況 : なし					



事業区間 特定経路 3,12 番(1,3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 64 号線 事業区間 : 東幹線 20 号線 ~ 東幹線 45 号線 延長 : 約 220m			
関係特定事業者 あり (越後交通 (株) [公共交通特定事業])			
事業実施予定期間	着手	平成 16 年	
	完了	平成 21 年	
事業内容	事業量(延長/箇所数)		
	左	右	合計
歩道新設	-	-	- m
歩道拡幅	120	115	235 m
歩道の全面改良 (一般部)	165	160	325 m
・セミフラット形式への変更	110	105	215 m
・横断勾配の改善	45	45	90 m
歩道の部分改修 (一般部)	-	-	- m
歩道の部分改修 (特殊部)	-	-	- 箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)	7	7	14 箇所
・横断歩道接続部の改良	4	4	8 箇所
・スムーズ横断歩道化	3	3	6 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	165	160	325 m
その他	2	2	4 箇所
・橋梁の改良 (拡幅)	1	1	2 箇所
・バス停留所のバリアフリー化	1	1	2 箇所
その他配慮すべき事項 現況の歩道幅員 2.5m を 3.0m に拡幅する。(交差点区間については 2.5m とする) 橋梁の拡幅は別途詳細に検討する必要がある。 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。 バス停留所のバリアフリー化については、公共交通事業者との調整が必要である。			
消雪パイプの状況 : 中央総合病院前車道にあり 中央総合病院側歩道にあり			



事業区間 特定経路4番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線3号線 事業区間 : 国道351号~市道481号線 延長 : 約35m					
関係特定事業者 あり(新潟県[道路特定事業])					
事業実施予定期間	<table border="1"> <tr> <td>着手</td> <td>平成16年</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>平成17年</td> </tr> </table>		着手	平成16年	完了
着手	平成16年				
完了	平成17年				
事業内容	事業量(延長/箇所数)				
歩道新設	- m				
歩道拡幅	- m				
歩道の全面改良(一般部)	- m				
歩道の部分改修(一般部)	35 m				
・縁石高さの改良(15cm)	35 m				
歩道の部分改修(特殊部)	- 箇所				
歩道の部分改修(車道横断部分)	- 箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの設置	35 m				
その他	- 箇所				
その他配慮すべき事項					
消雪パイプの状況 : 車道にあり					



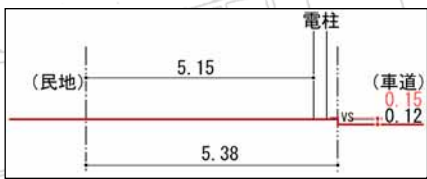
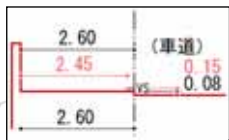
凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	- - - (Red dotted line)
歩道の全面改良（一般部）	— (Pink solid line)
歩道の部分改修（一般部）	— (Blue solid line)
歩道の部分改修（特殊部）	○ (Green circle)
歩道の部分改修（車道横断部分）	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)



中央公民館

郵便局

利用円滑化経路 (ハートビル法) として整備予定

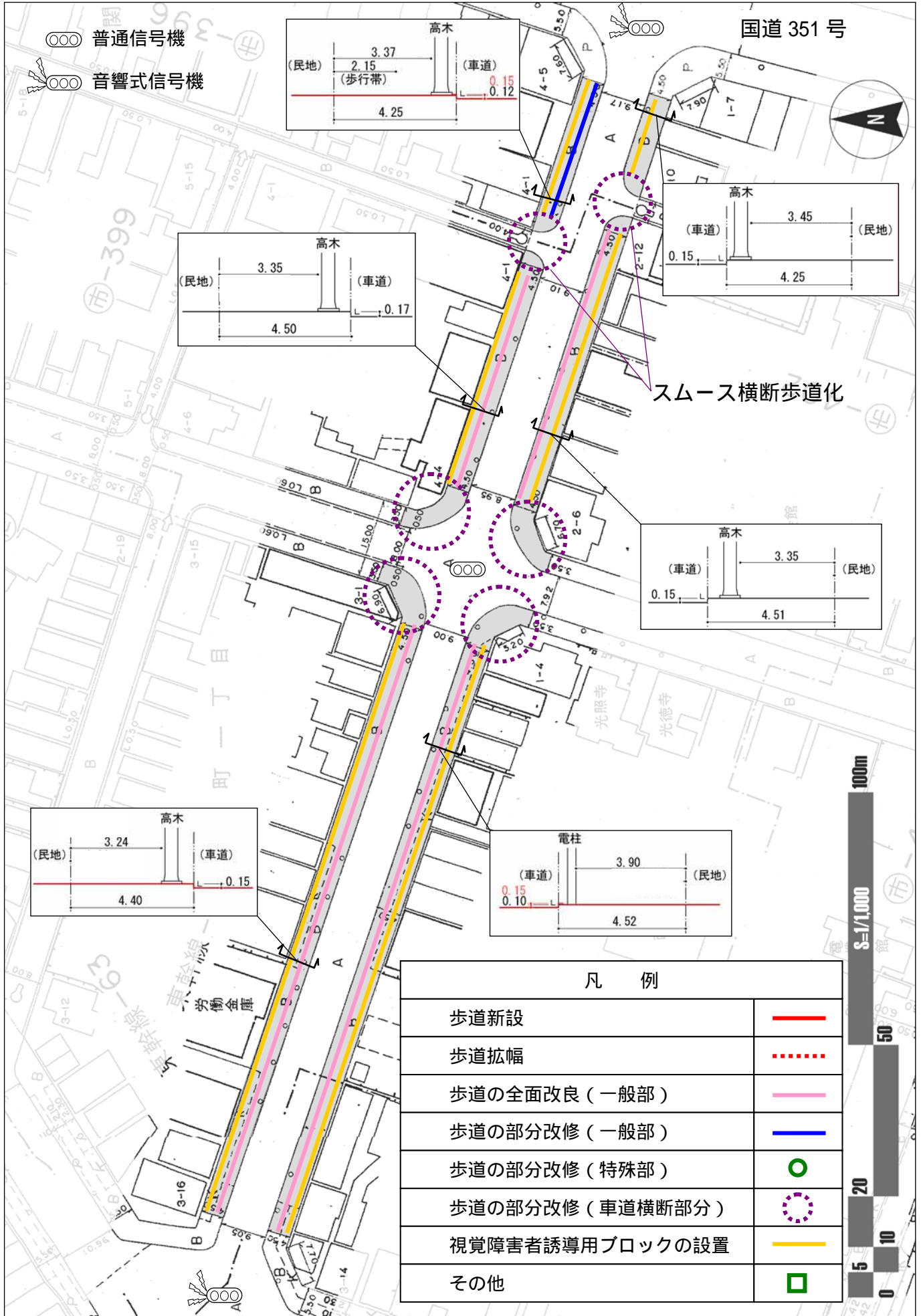


国道 351 号

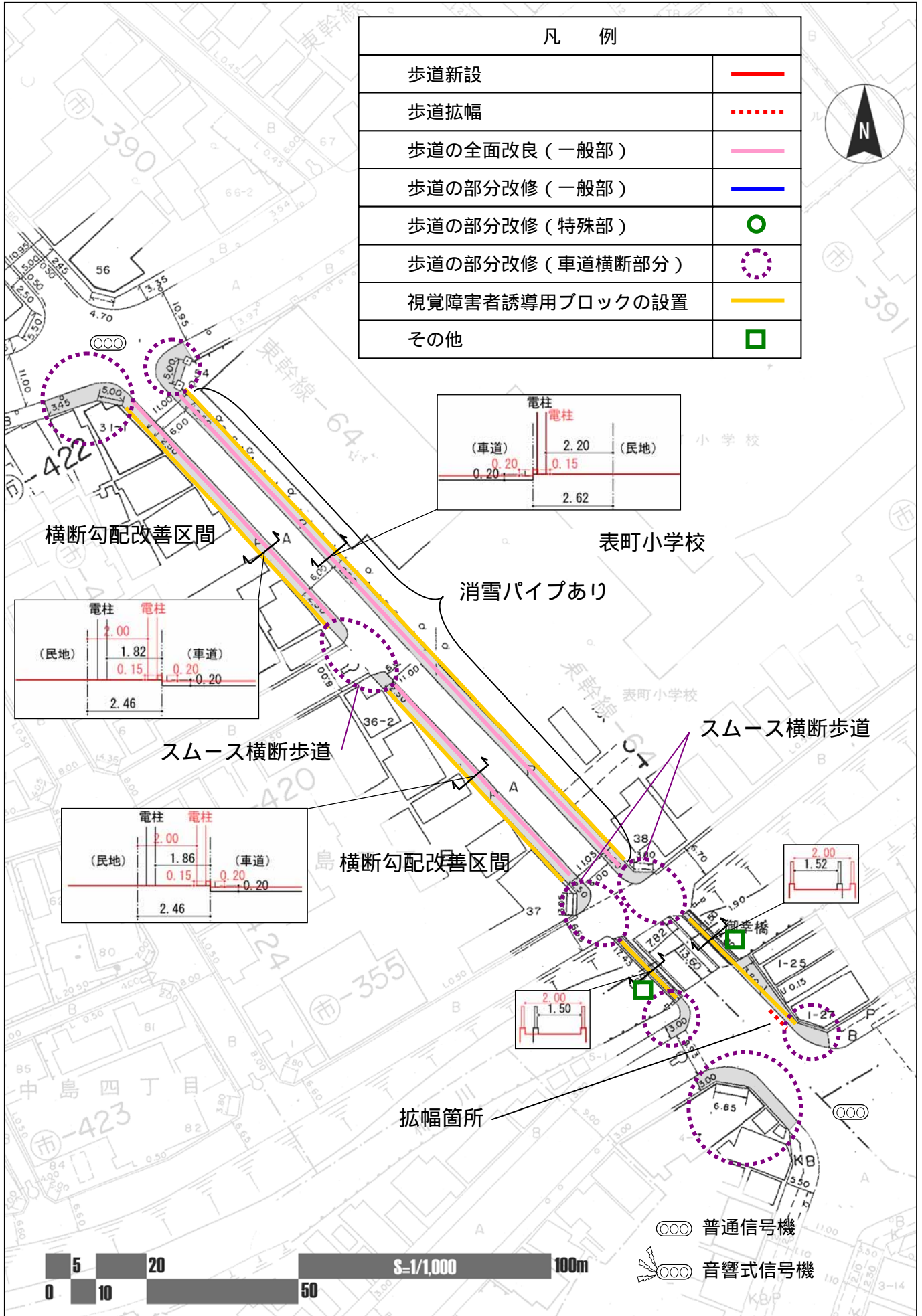
○ ○ ○ 普通信号機

○ ○ ○ 音響式信号機

事業区間 特定経路5番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線64号線 事業区間 : 国道351号~東幹線63号線 延長 : 約245m					
関係特定事業者 あり(新潟県〔道路特定事業〕) (新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)					
事業実施予定期間	着手	平成20年			
	完了	平成22年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	-	-	m
歩道の全面改良(一般部)		170	180	350	m
・横断勾配の改善		170	180	350	m
歩道の部分改修(一般部)		30	-	30	m
・縁石高さの改良(15cm)		30	-	30	m
歩道の部分改修(特殊部)		-	-	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		3	3	6	箇所
・横断歩道接続部の改良		2	2	4	箇所
・スムーズ横断歩道化		1	1	2	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		200	195	395	m
その他		-	-		箇所
その他配慮すべき事項					
消雪パイプの状況 : 車道にあり					

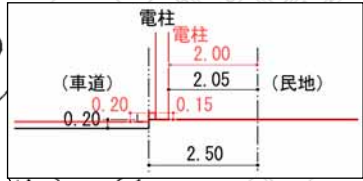
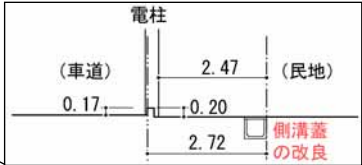
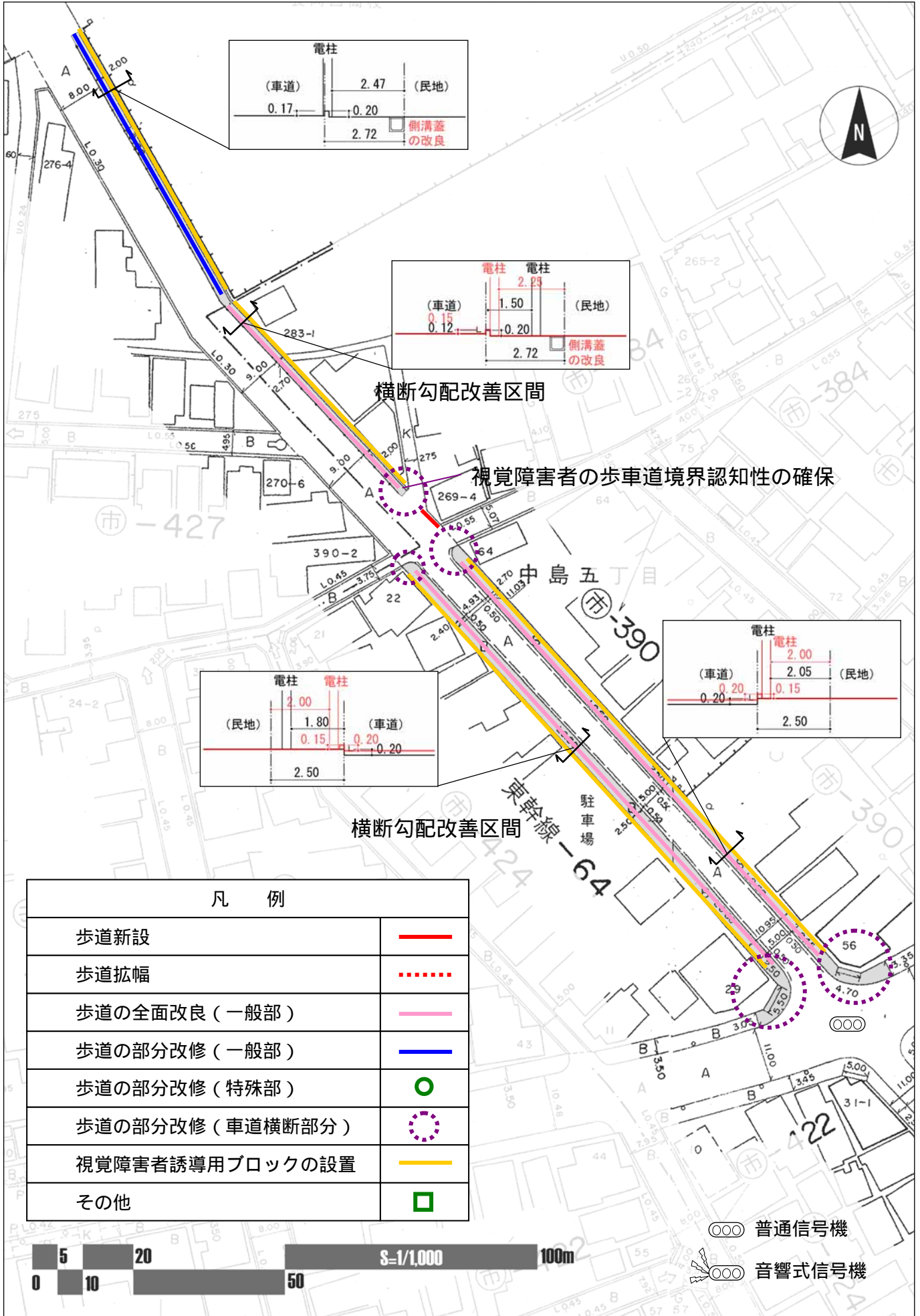


事業区間 特定経路5番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線64号線 事業区間 : 東幹線63号線~市道422号線 延長 : 約220m					
関係特定事業者 あり(新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)					
事業実施予定期間	着手	平成19年			
	完了	平成22年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	5	5	m
歩道の全面改良(一般部)		110	125	235	m
・セミフラット形式への変更		110	125	235	m
・横断勾配の改善		(110)	-	(110)	m
・縦断勾配の緩和		-	-	-	m
歩道の部分改修(一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修(特殊部)		-	-	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		5	3	8	箇所
・横断歩道接続部の改良		3	2	5	箇所
・スムーズ横断歩道化		2	1	3	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		125	155	280	m
その他		1	1	2	箇所
・橋梁の架け替え		1	1	2	箇所
その他配慮すべき事項 セミフラット形式への改良に伴い、電柱等を移設する必要がある。 橋梁の架け替えは別途詳細に検討する必要がある。 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。					
消雪パイプの状況：車道にあり 表町小学校側歩道にあり					



事業区間 特定経路5番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線64号線 事業区間 : 市道422号線~明徳高校正門前 延長 : 約250m				
関係特定事業者 あり(新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)				
事業実施予定期間	着手 平成19年 完了 平成21年			
事業内容	事業量(延長/箇所数)			
	左	右	合計	
歩道新設	-	5	5	m
歩道拡幅	-	-	-	m
歩道の全面改良(一般部)	105	155	260	m
・セミフラット形式への変更	105	155	260	m
・横断勾配の改善	105	50	155	m
歩道の部分改修(一般部)	-	60	60	m
・側溝蓋掛け部分(グレーチング等)の改良	-	60	60	m
歩道の部分改修(特殊部)	-	-	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)	2	3	5	箇所
・横断歩道接続部の改良	2	3	5	箇所
・スムーズ横断歩道化	-	-	-	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	105	215	320	m
その他	-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項 フラット形式の区間については、車道と同時に歩道の消雪が実施されており、当面は消雪形式を引き継ぎ、車道用防護柵等による歩車分離を行う。				
消雪パイプの状況 : 車道にあり				

視覚障害者誘導用ブロック(JIS)設置等、移動円滑化基準に基づくすべての整備を含む



凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	⋯⋯ (Red dotted line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)

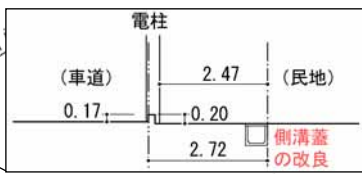
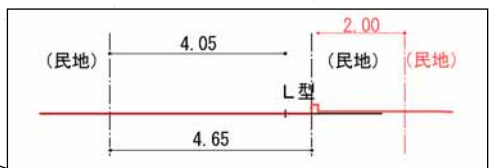
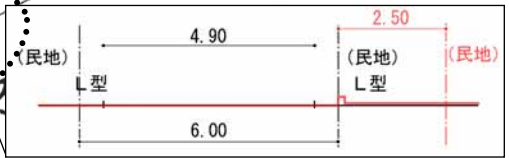
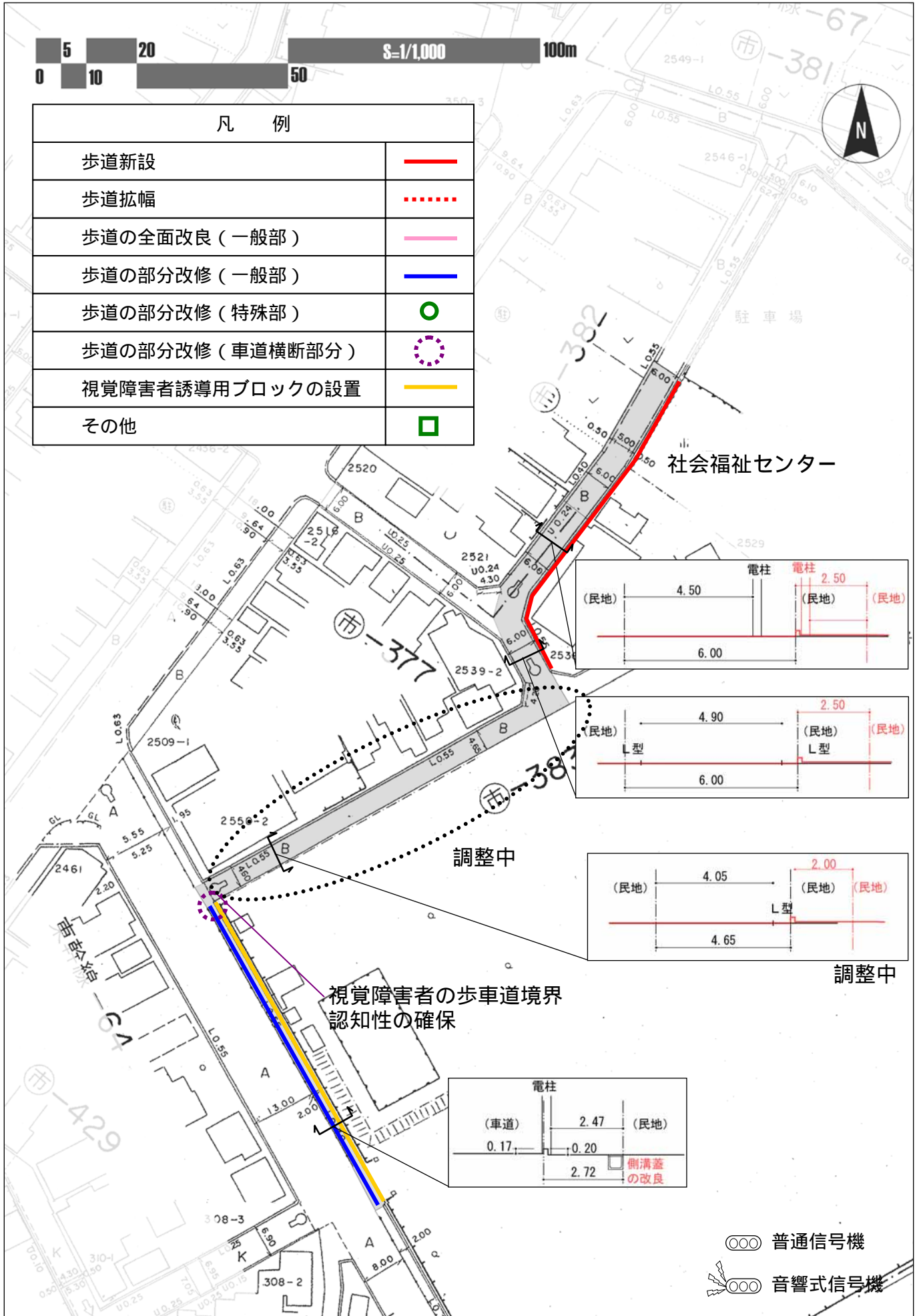
○ ○ ○ 普通信号機
 ○ ○ ○ 音響式信号機

事業区間 特定経路5番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線64号線(市道377,382,383号線) 事業区間 : 明德高校正門前~社会福祉センター正門前 延長 : 約235m		
関係特定事業者 なし		
事業実施予定期間	着手	平成20年
	完了	平成22年
事業内容		事業量(延長/箇所数)
歩道新設		145 m
歩道拡幅		- m
歩道の全面改良(一般部)		- m
歩道の部分改修(一般部)		70 m
・側溝蓋掛け部分(グレーチング等)の改良		70 m
歩道の部分改修(特殊部)		- 箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		1 箇所
・横断歩道接続部の改良		1 箇所
・スムーズ横断歩道化		- 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		70 m
その他		- 箇所
その他配慮すべき事項 歩道新設のためには用地取得が必要となる。 周辺状況を考慮しながら、引き続き代替経路を含めて整備方針を検討する。		
消雪パイプの状況 : 東幹64号線車道にあり		

視覚障害者誘導用ブロック(JIS)設置等、移動円滑化基準に基づくすべての整備を含む



凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	- - - (Red dashed line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)



視覚障害者の歩車道境界
認知性の確保

⊙⊙ 普通信号機

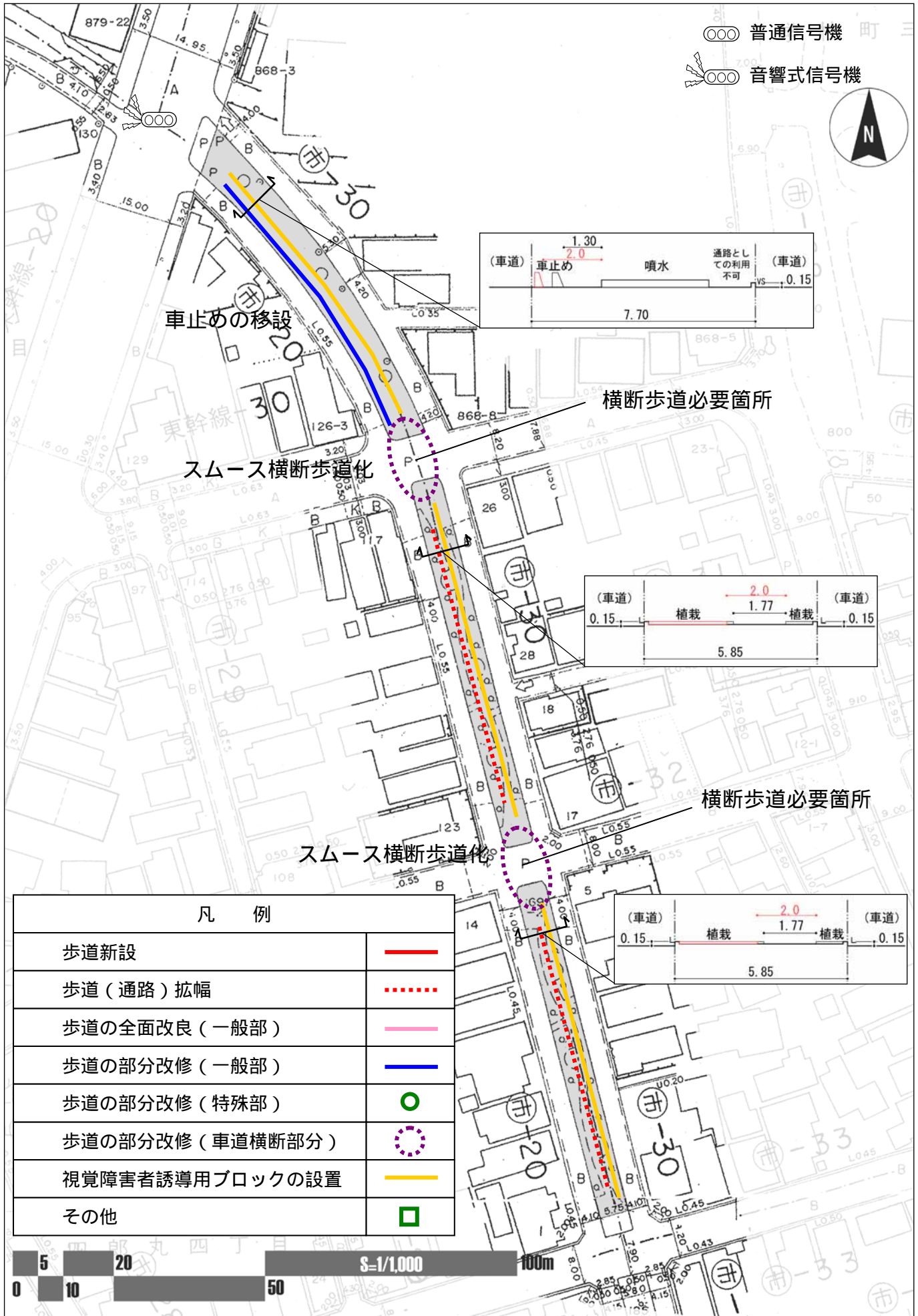
⊙⊙ 音響式信号機

事業区間 特定経路6番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道23,24,820号線 事業区間 : 東幹線29号線~東幹線20号線 延長 : 約260m		
関係特定事業者 なし		
事業実施予定期間	着手	平成17年
	完了	平成19年
事業内容		事業量(延長/箇所数)
歩道新設		- m
歩道拡幅		- m
歩道の全面改良(一般部)		- m
歩道の部分改修(一般部)		- m
歩道の部分改修(特殊部)		- 箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		2 箇所
・横断歩道接続部の改良		- 箇所
・スムーズ横断歩道化		2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		280 m
その他		6 箇所
・案内誘導標示の設置		4 箇所
・階段をスロープに変更		2 箇所
その他配慮すべき事項 市道23及び24号線は一部(電線共同溝(CAB)の用水路横断部分)で用水路横断橋の制約により有効幅員を2.0m以上確保できない。そのため駅から中央図書館方面へは用水西側の歩道を、中央図書館方面から駅へは用水東側の歩道を誘導する誘導案内を設ける。 シンボルロード内は高低差があり、スロープを基本とした段差解消整備を実施する。 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。		
消雪パイプの状況 : 歩道及び車道にあり		

CAB : 電線類を地下に埋設するための設備。



事業区間 特定経路6番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道820号線 事業区間 : 東幹線20号線~市道33号線 延長 : 約250m		
関係特定事業者 あり(新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)		
事業実施予定期間	着手	平成17年
	完了	平成19年
事業内容		事業量(延長/箇所数)
歩道新設		- m
歩道(通路)拡幅		110 m
歩道の全面改良(一般部)		- m
歩道の部分改修(一般部)		60 m
・電柱等(車止め)の移設・撤去による有効幅員確保		60 m
歩道の部分改修(特殊部)		- m
歩道の部分改修(車道横断部分)		2 箇所
・横断歩道接続部の改良		- 箇所
・スムーズ横断歩道化		2 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		215 m
その他		- 箇所
その他配慮すべき事項 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。 横断歩道の設置については、交通安全特定事業となるため、具体的な設置方法について公安委員会と調整する必要がある。		
消雪パイプの状況：歩道及び車道にあり		



事業区間 特定経路6番(2次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道820号線 事業区間 : 市道33号線~国道352号 延長 : 約175m		
関係特定事業者 あり(新潟県[道路特定事業]) (新潟県公安委員会[交通安全特定事業])		
事業実施予定期間	着手 平成17年	
	完了 平成19年	
事業内容	事業量(延長/箇所数)	
歩道新設	-	m
歩道拡幅	-	m
歩道の全面改良(一般部)	-	m
歩道の部分改修(一般部)	-	m
歩道の部分改修(特殊部)	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)	2	箇所
・横断歩道接続部の改良	-	箇所
・スムーズ横断歩道化	2	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	150	m
その他	-	箇所
その他配慮すべき事項 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。 横断歩道の設置については、交通安全特定事業となるため、具体的な設置方法について公安委員会と調整する必要がある。		
消雪パイプの状況 : 歩道及び車道にあり		

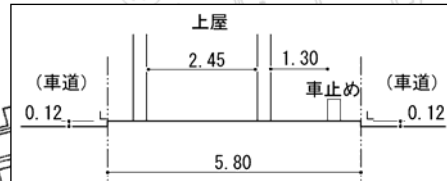
普通信号機

音響式信号機



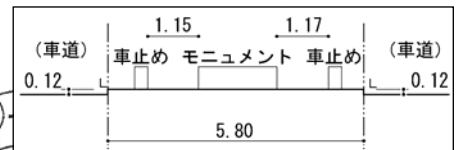
横断歩道必要箇所

スムーズ横断歩道化



横断歩道必要箇所

スムーズ横断歩道化



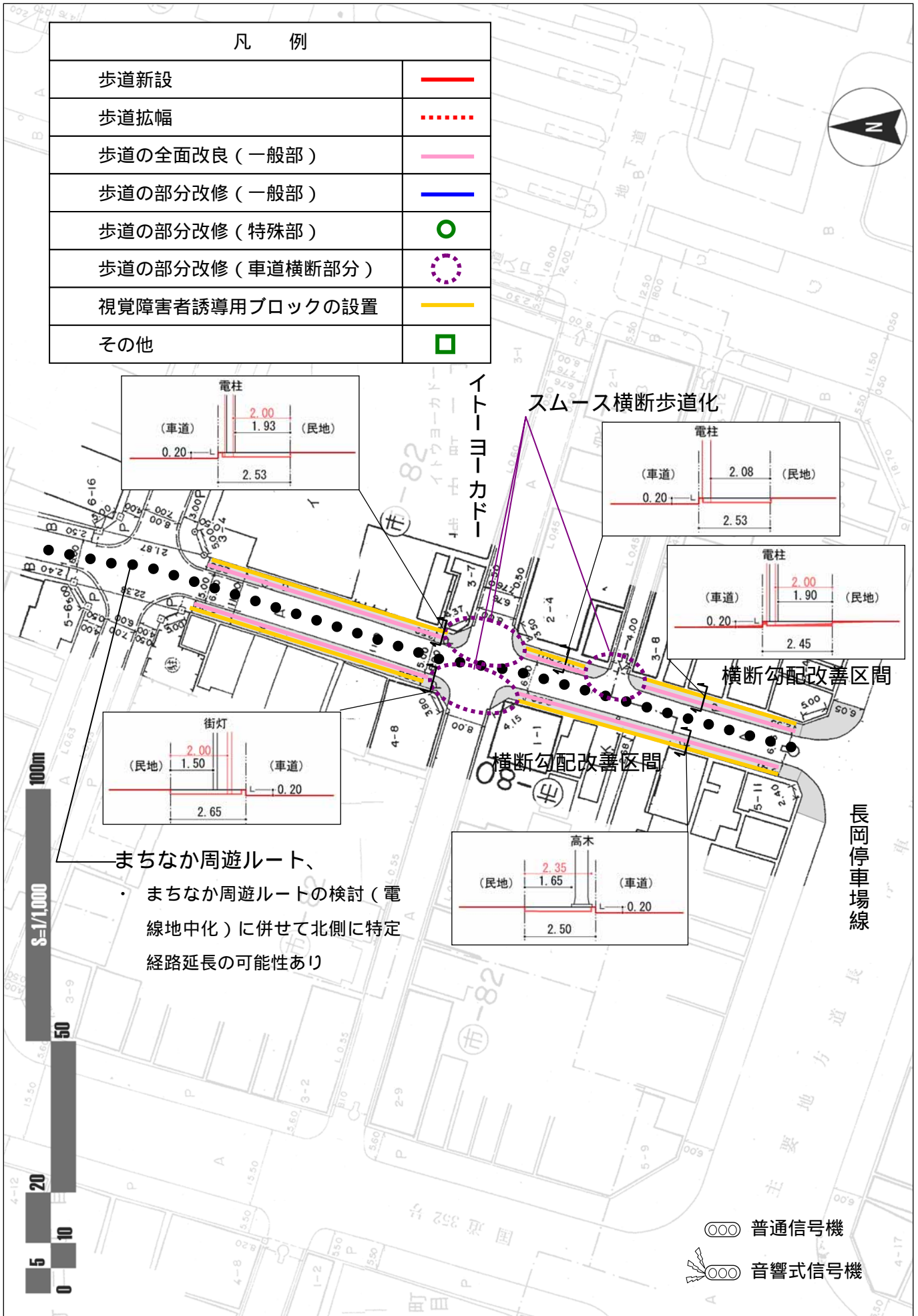
国道 352 号

凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	— (Red dotted line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)

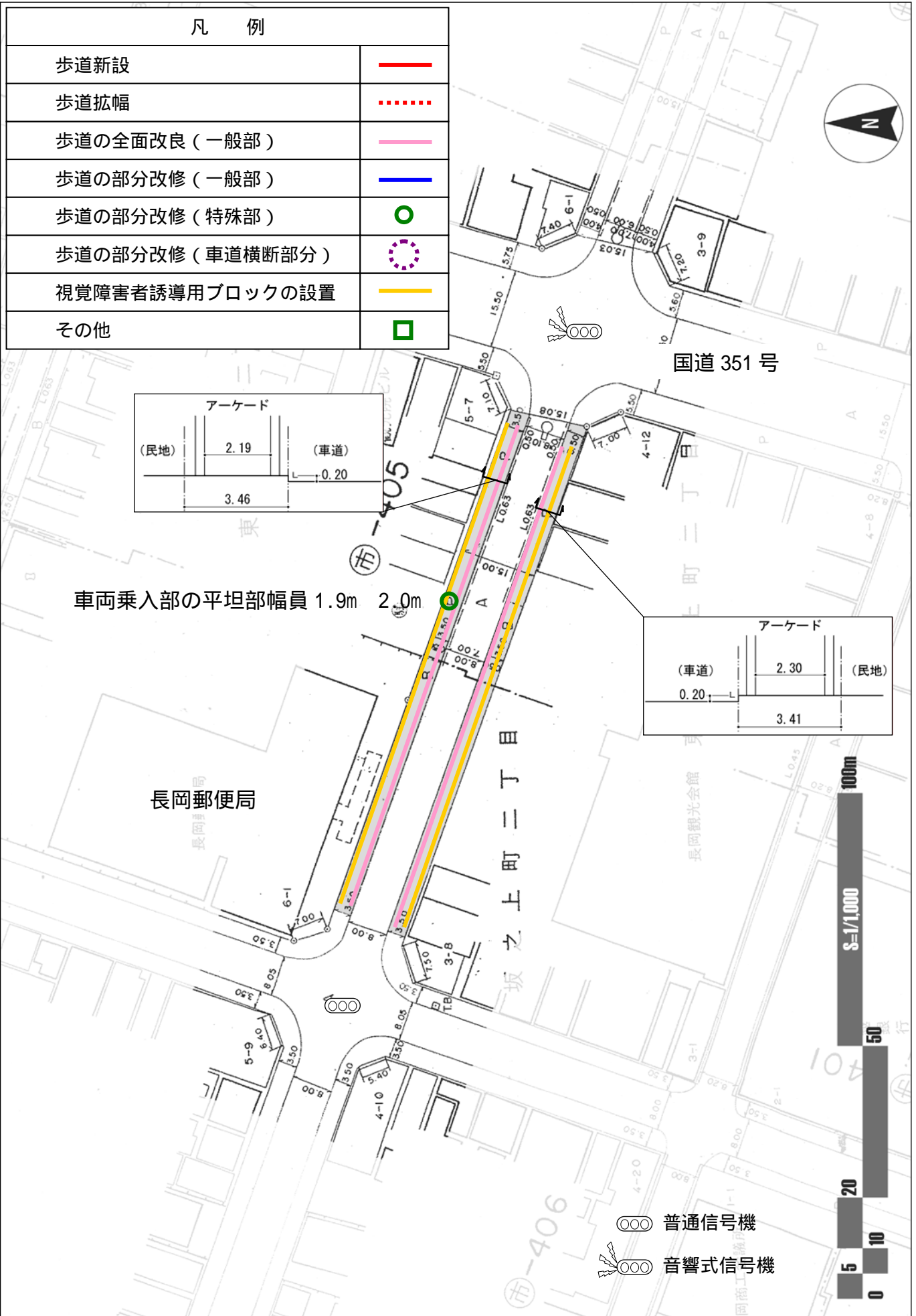


事業区間 特定経路 8 番 (3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道 80 号線 事業区間 : 市道 83 号線 ~ 長岡停車場線 延長 : 約 135m				
関係特定事業者 あり (新潟県 [道路特定事業])				
事業実施予定期間	着手	平成 18 年		
	完了	平成 20 年		
事業内容	事業量(延長/箇所数)			
	左(下)	右(上)	合計	
歩道新設	-	-	-	m
歩道拡幅	-	-	-	m
歩道の全面改良 (一般部)	105	80	185	m
・セミフラット形式への変更	105	80	185	m
・舗装全面改良 (平坦性・粗面性の確保)	105	80	185	m
・横断勾配の改善	85	-	85	m
歩道の部分改修 (一般部)	-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)	-	-	-	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)	1	2	3	箇所
・横断歩道接続部の改良	-	-	-	箇所
・スムーズ横断歩道化	1	2	3	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	105	95	200	m
その他	-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項 電線類地中化の可能性あり。(検討路線) まちなか周遊ルートの検討 (電線地中化) に併せて北側に特定経路延長の可能性あり。 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。 消雪パイプの状況 : 歩道及び車道にあり イトーヨーカドーの反対側歩道にはなし				

凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	- - - (Red dashed line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)



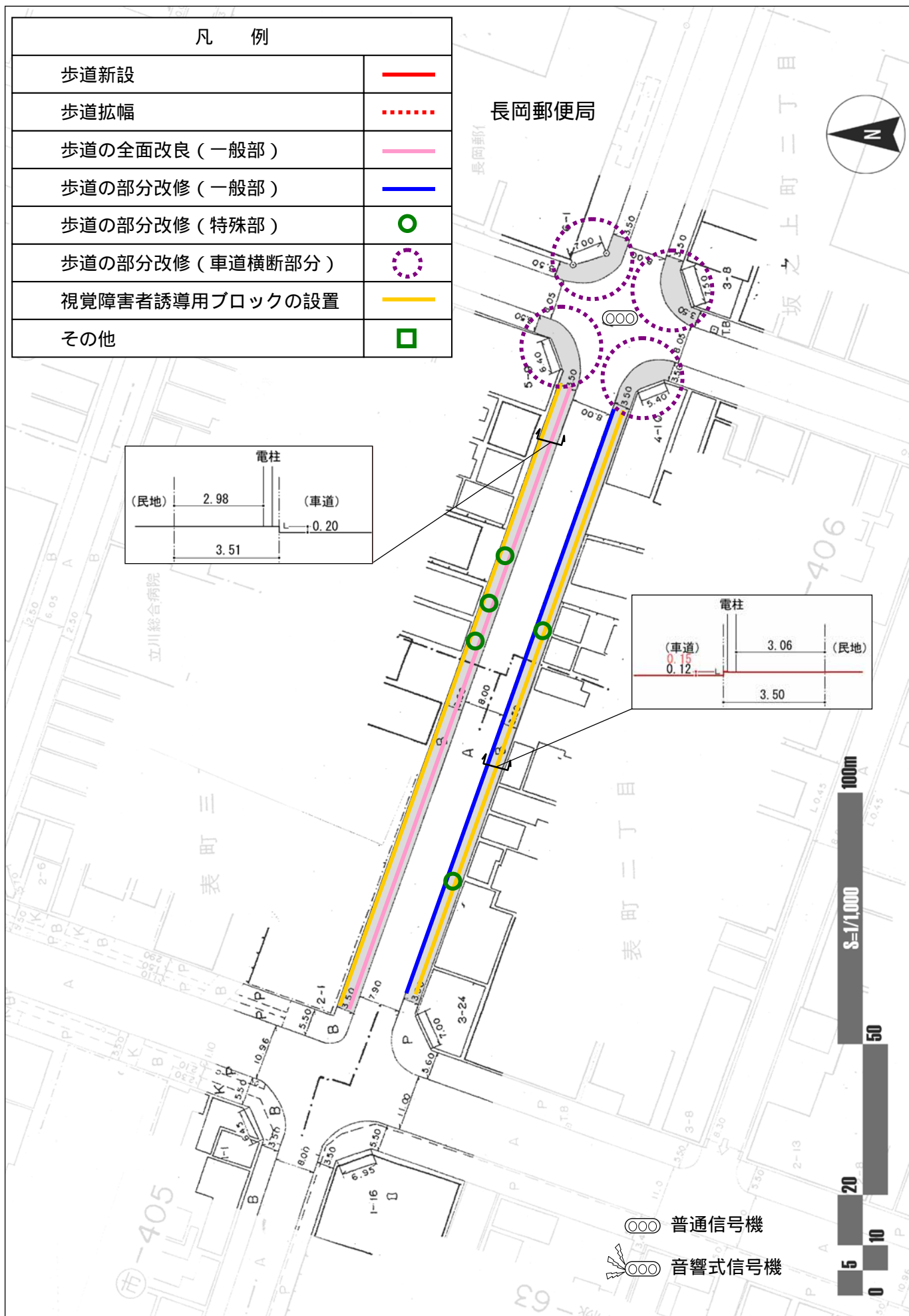
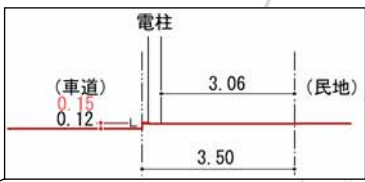
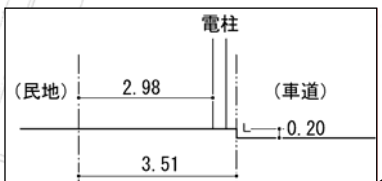
事業区間 特定経路9番(3次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道405号線 事業区間 : 国道351号~市道401号線 延長 : 約120m					
関係特定事業者 あり(新潟県[道路特定事業]) (新潟県公安委員会[交通安全特定事業])					
事業実施予定期間	着手	平成18年			
	完了	平成20年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	-	-	m
歩道の全面改良(一般部)		100	100	200	m
・横断勾配の改善		100	100	200	m
歩道の部分改修(一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修(特殊部)		1	-	1	箇所
・車両乗り入れ部の平坦部2m以上の確保		1	-	1	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		-	-	-	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		100	100	200	m
その他		-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項					
消雪パイプの状況 : アーケードあり 車道に消雪パイプあり					



事業区間 特定経路9番(3次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道405号線 事業区間 : 市道401号線~東幹線63号線 延長 : 約160m				
関係特定事業者 あり(新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)				
事業実施予定期間	着手 平成18年 完了 平成20年			
事業内容	事業量(延長/箇所数)			
	左	右	合計	
歩道新設	-	-	-	m
歩道拡幅	-	-	-	m
歩道の全面改良(一般部)	130	-	130	m
・横断勾配の改善	130	-	130	m
歩道の部分改修(一般部)	-	120	120	m
・縁石高さの改良(15cm)	-	120	120	m
歩道の部分改修(特殊部)	3	2	5	箇所
・車両乗り入れ部の平坦部2m以上の確保	3	2	5	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)	2	2	4	箇所
・横断歩道接続部の改良	2	2	4	箇所
・スムーズ横断歩道化	-	-	-	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	130	120	250	m
その他	-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項				
消雪パイプの状況: 車道にあり				

凡 例	
歩道新設	— (Red line)
歩道拡幅	- - - (Red dotted line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dotted circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow line)
その他	□ (Green square)

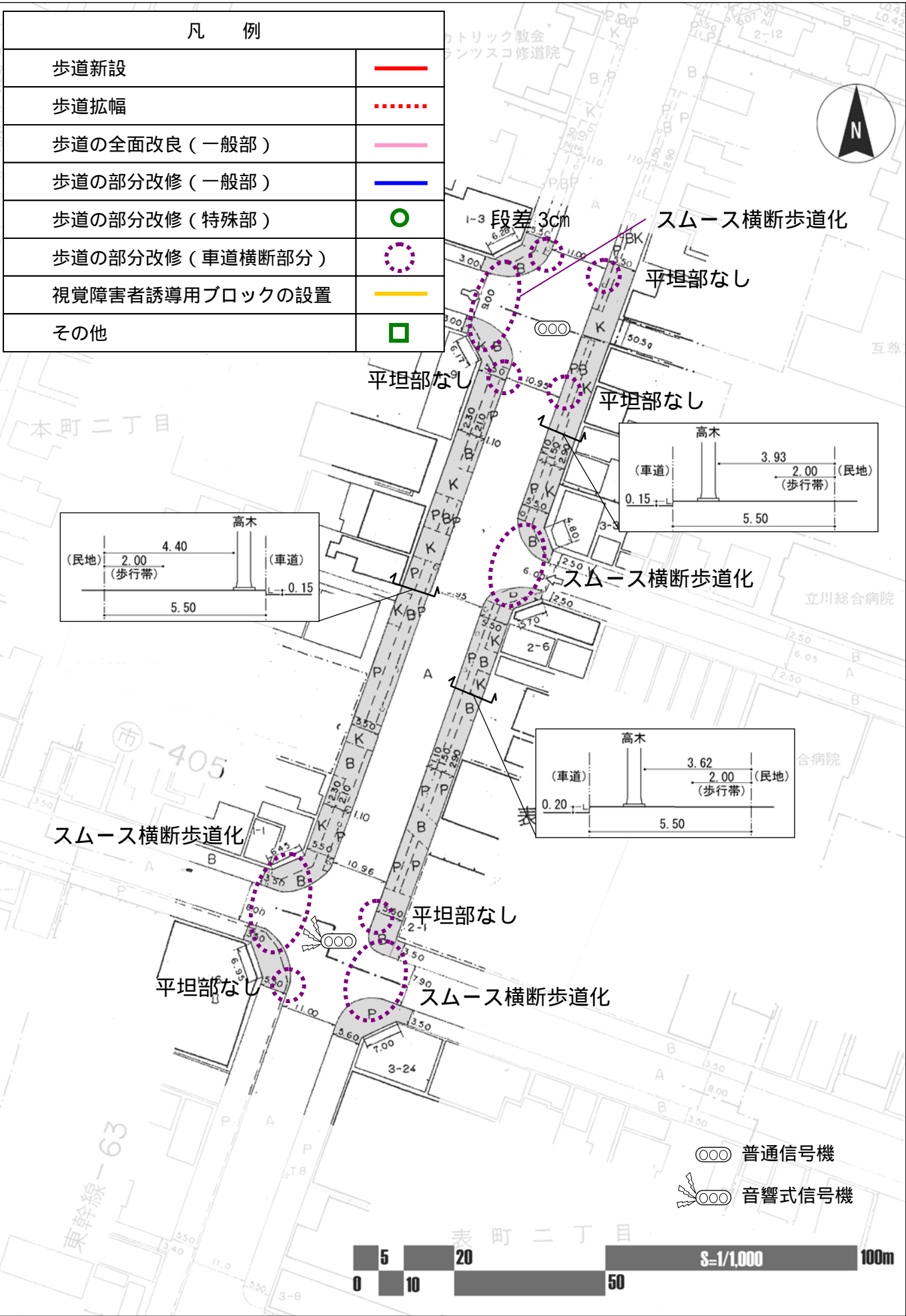
長岡郵便局



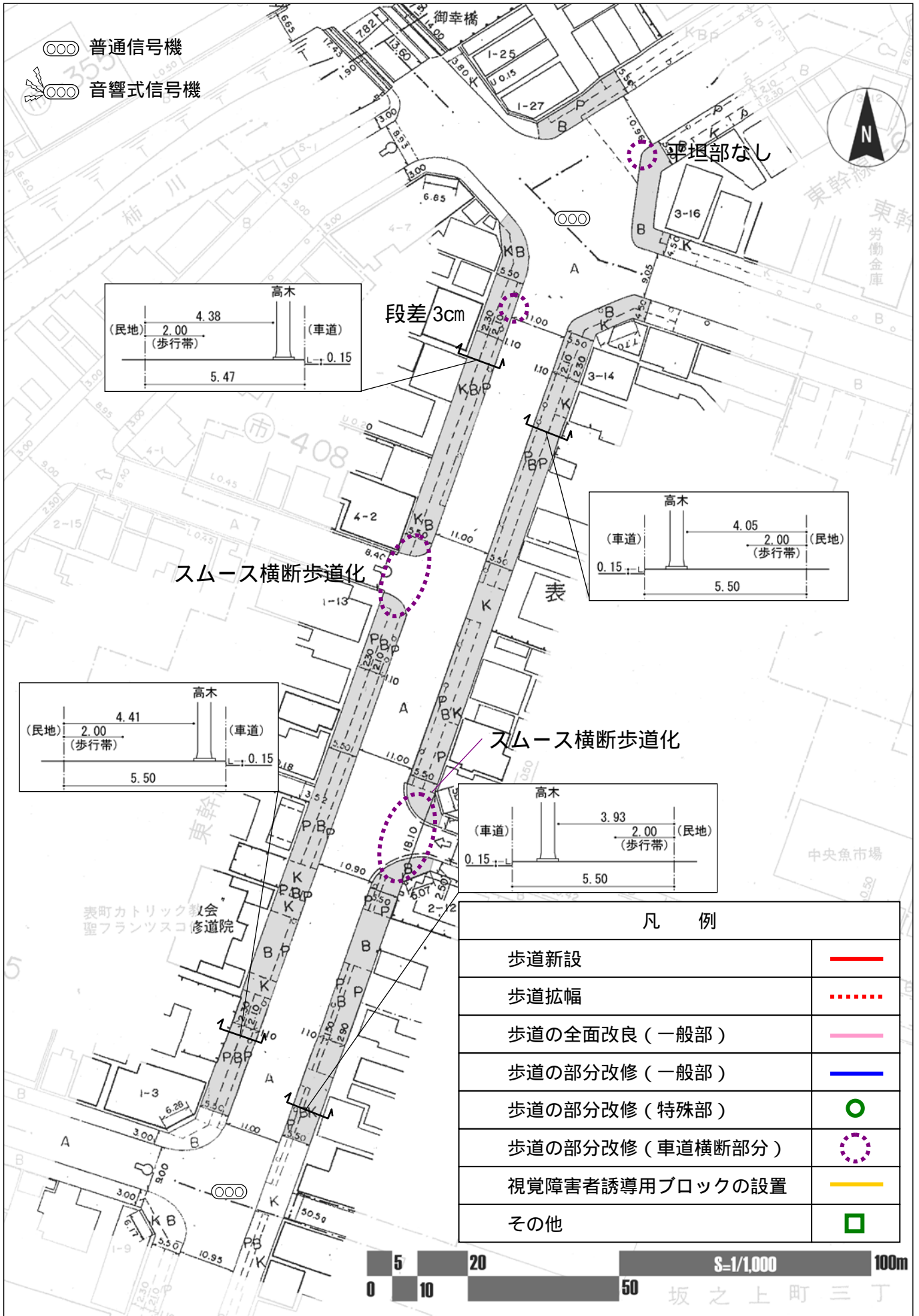
- ○ 普通信号機
- ○ 音響式信号機

事業区間 特定経路9番(3次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線63号線 事業区間 : 市道405号線~市道415号線 延長 : 約130m					
関係特定事業者 あり(新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)					
事業実施予定期間	着手	平成22年			
	完了	平成22年			
事業内容			事業量(延長/箇所数)		
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	-	-	m
歩道の全面改良(一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修(一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修(特殊部)		-	-	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)		5	5	10	箇所
・横断歩道接続部の改良		2	3	5	箇所
・スムーズ横断歩道化		2	2	4	箇所
・段差解消		1	-	1	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		-	-	-	m
その他		-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項 旧基準で概成している路線であるが、交差点部を局所的に改良する必要がある。					
消雪パイプの状況 : 車道にあり					

凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	- - - (Red dashed line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green solid circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green solid square)

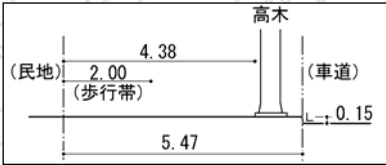


事業区間 特定経路9番(3次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線63号線 事業区間 : 市道415号線~東幹線64号線 延長 : 約205m					
関係特定事業者 あり(新潟県公安委員会〔交通安全特定事業〕)					
事業実施予定期間	着手	平成22年			
	完了	平成22年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設	-	-	-	-	m
歩道拡幅	-	-	-	-	m
歩道の全面改良(一般部)	-	-	-	-	m
歩道の部分改修(一般部)	-	-	-	-	m
歩道の部分改修(特殊部)	-	-	-	-	箇所
歩道の部分改修(車道横断部分)	2	2	4		箇所
・横断歩道接続部の改良	-	1	1		箇所
・スムーズ横断歩道化	1	1	2		箇所
・段差解消	1	-	1		箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	-	-	-	-	m
その他	-	-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項 旧基準で概成路線であるが、交差点部を局所的に改良する必要がある。					
消雪パイプの状況 : 車道にあり					

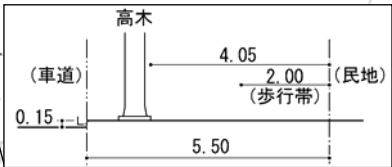


普通信号機

音響式信号機

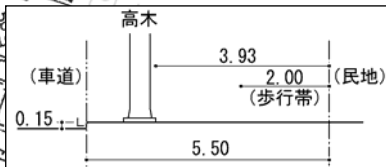
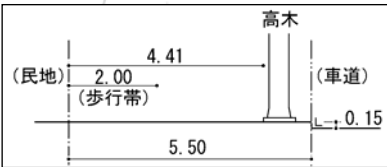


段差 3cm



スムーズ横断歩道化

スムーズ横断歩道化

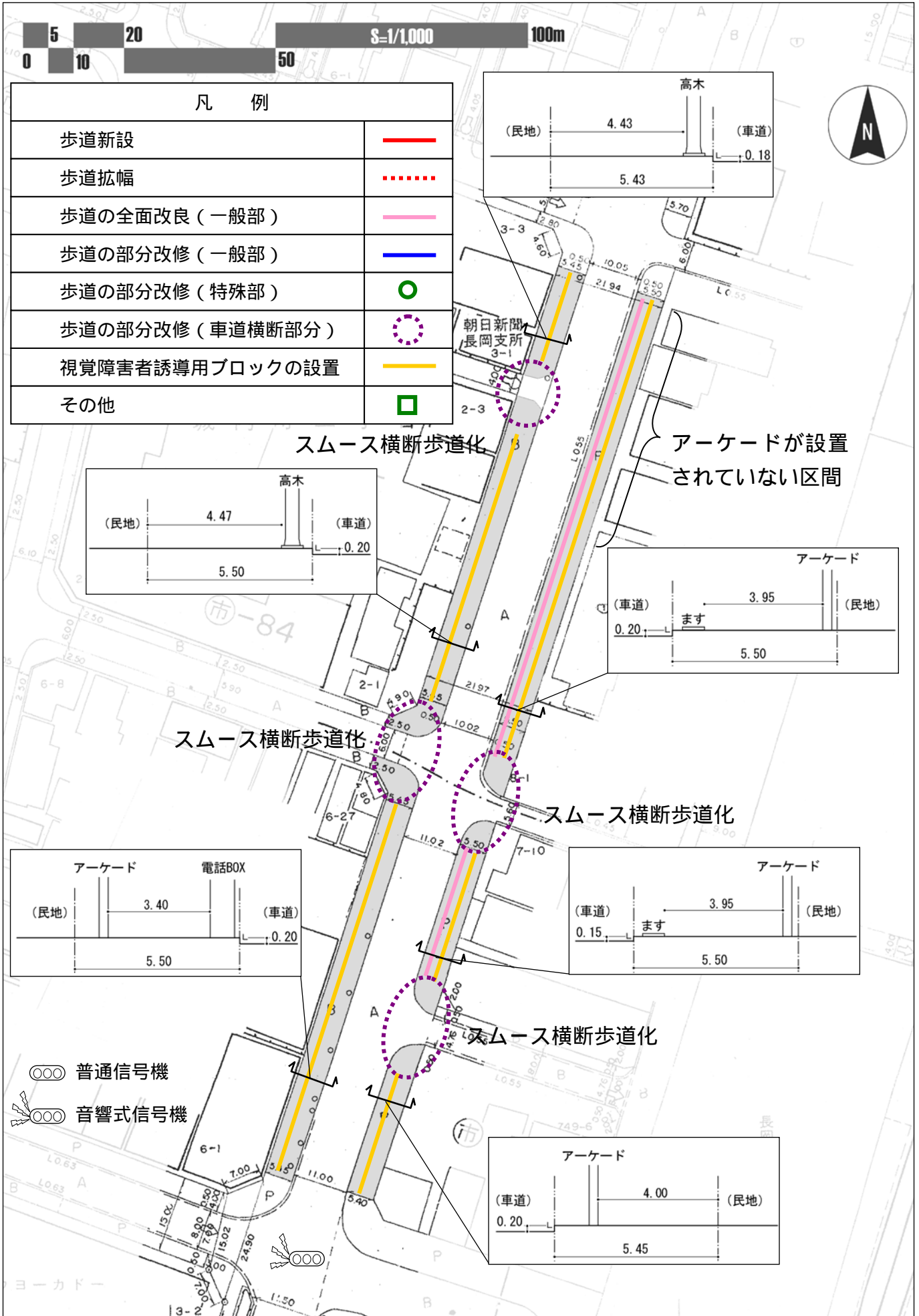


凡例

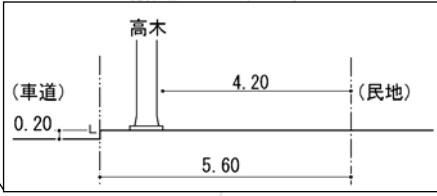
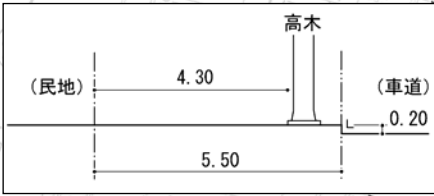
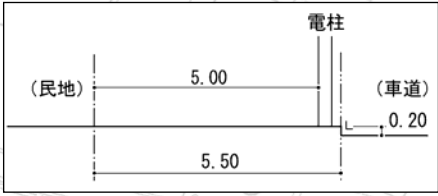
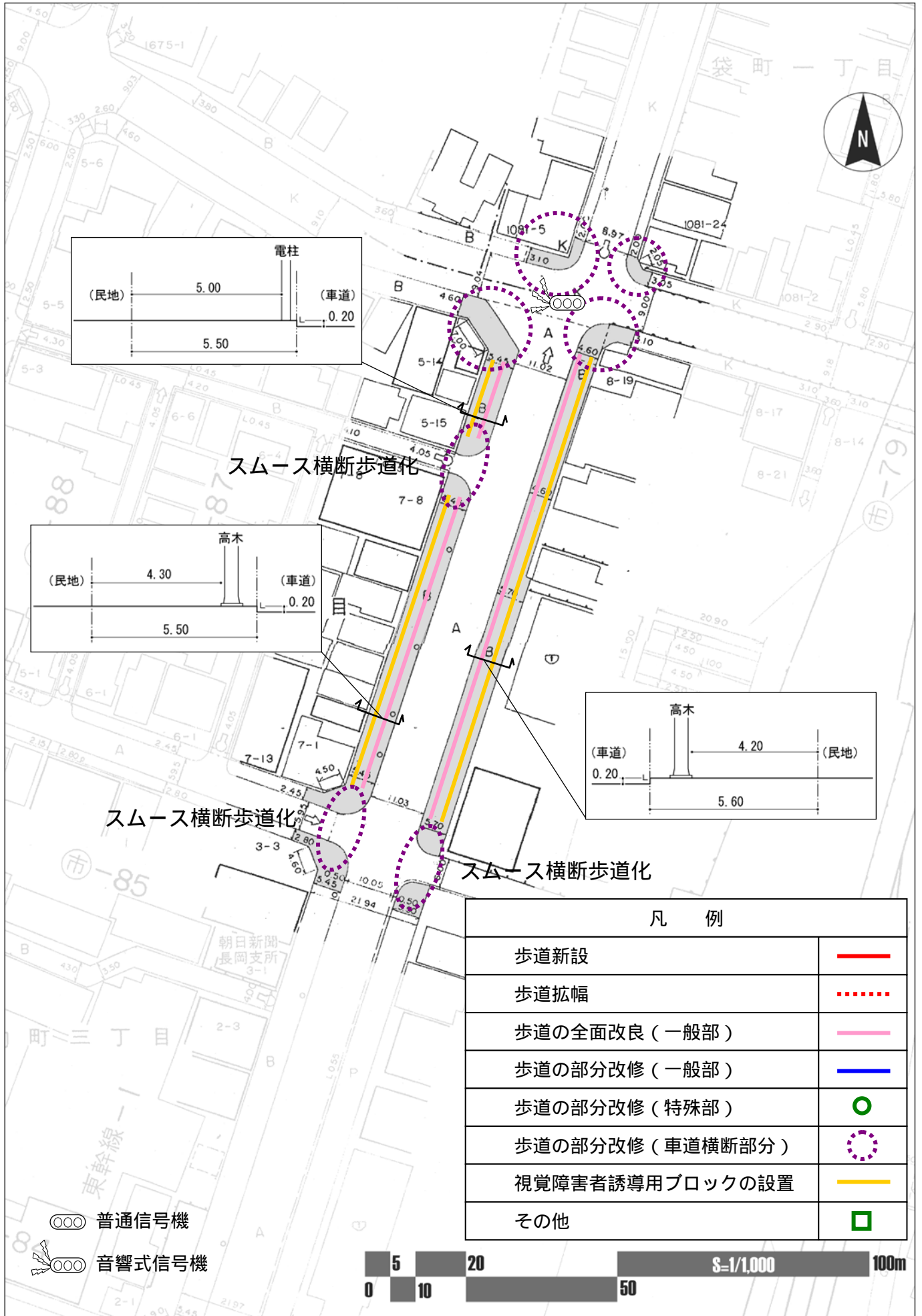
歩道新設	— (Red line)
歩道拡幅	⋯⋯⋯ (Dotted red line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	⊙ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow line)
その他	□ (Green square)



事業区間 特定経路 10 番 (3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 1 号線 事業区間 : 市道 83 号線 ~ 市道 85 号線 延長 : 約 215m				
関係特定事業者 なし				
事業実施予定期間	着手	平成 21 年		
	完了	平成 22 年		
事業内容		事業量(延長/箇所数)		
		左	右	合計
歩道新設		-	-	- m
歩道拡幅		-	-	- m
歩道の全面改良 (一般部)		-	120	120 m
・横断勾配の改善		-	120	120 m
歩道の部分改修 (一般部)		-	-	- m
歩道の部分改修 (特殊部)		-	-	- 箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)		2	2	4 箇所
・横断歩道接続部の改良		-	-	- 箇所
・スムーズ横断歩道化		2	2	4 箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		165	145	310 m
その他		-	-	- 箇所
その他配慮すべき事項 消雪パイプの状況 : 一部アーケードあり 車道に消雪パイプあり				



事業区間 特定経路 10 番 (3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 1 号線 事業区間 : 市道 85 号線 ~ 東幹線 64 号線 延長 : 約 115m					
関係特定事業者 なし					
事業実施予定期間	着手	平成 21 年			
	完了	平成 22 年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	-	-	m
歩道の全面改良 (一般部)		75	95	170	m
・横断勾配の改善		75	95	170	m
歩道の部分改修 (一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)		-	-	-	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)		4	3	7	箇所
・横断歩道接続部の改良		2	2	4	箇所
・スムーズ横断歩道化		2	1	3	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		75	95	170	m
その他		-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項					
消雪パイプの状況 : 車道にあり					



凡 例	
歩道新設	— (Red line)
歩道拡幅	⋯⋯⋯ (Purple dashed line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	⊙ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow line)
その他	□ (Green square)

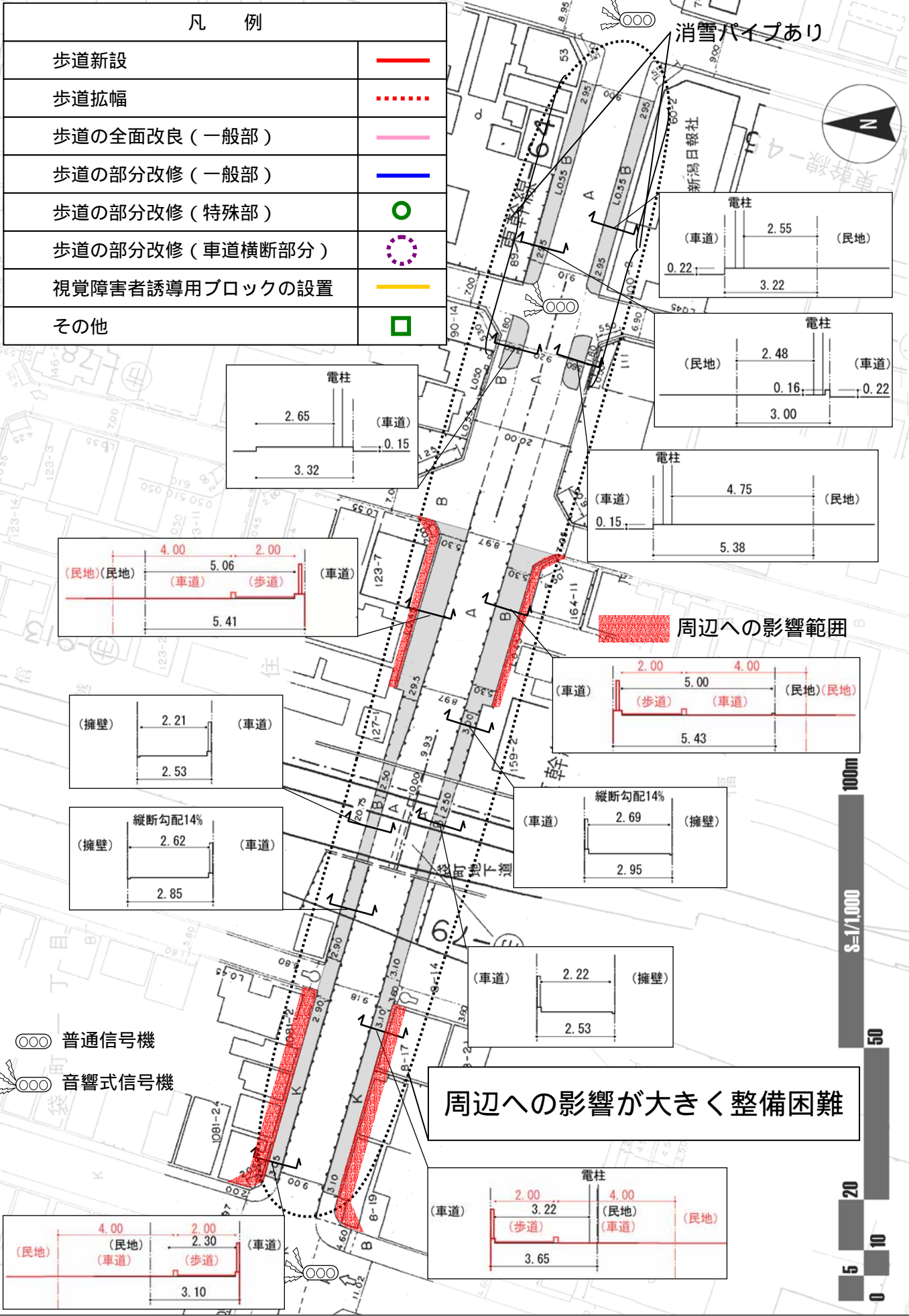
⊙ 普通信号機

⊙ 音響式信号機

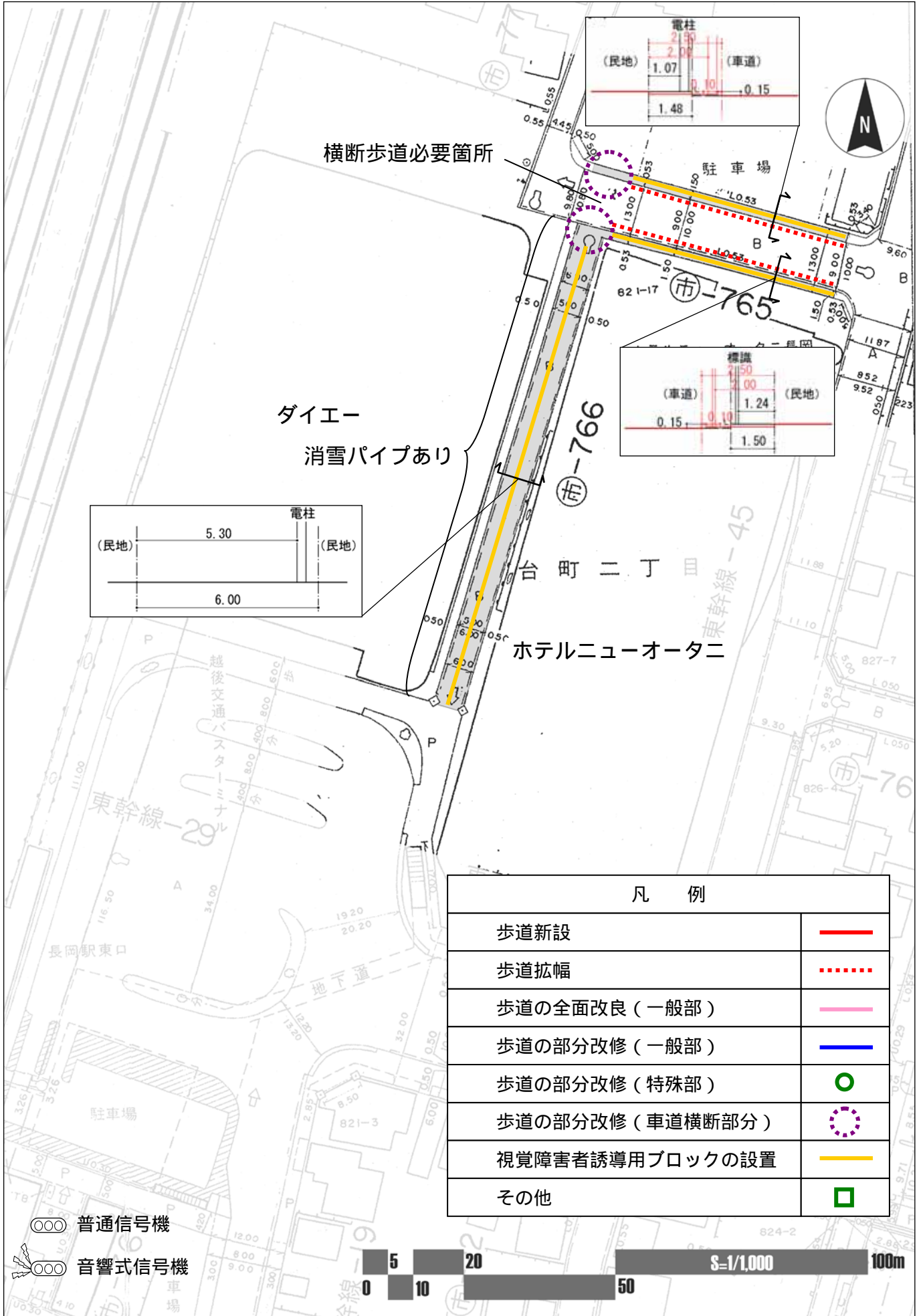


事業区間 特定経路 10 番 (3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 64 号線 事業区間 : 東幹線 1 号線 ~ 東幹線 45 号線 延長 : 約 255m					
関係特定事業者 なし					
事業実施予定期間	着手	平成 21 年			
	完了	平成 22 年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	-	-	m
歩道の全面改良 (一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修 (一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)		-	-	-	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)		-	-	-	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		-	-	-	m
その他		-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項 袋町地下道の縦断勾配 (現況 14%) を 8% まで緩和し、沿線の利用を確保しながら有効幅員を改良することは構造・周辺への影響から困難であるため、代替経路を検討する。 バリアフリー化の際には、歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。 消雪パイプの状況：一部車道にあり 一部歩道にあり					

凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	- - - (Red dashed line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	○ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)



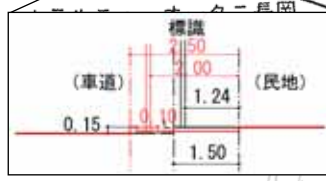
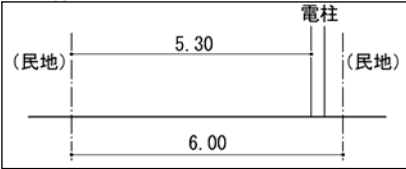
事業区間 特定経路 11 番 (3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 市道 765,766 号線 事業区間 : 東幹線 29 号線 ~ 東幹線 45 号線 延長 : 約 165m					
関係特定事業者 あり (新潟県公安委員会 [交通安全特定事業])					
事業実施予定期間	<table border="1"> <tr> <td>着手</td> <td>平成 20 年</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>平成 21 年</td> </tr> </table>		着手	平成 20 年	完了
着手	平成 20 年				
完了	平成 21 年				
事業内容	事業量(延長/箇所数)				
歩道新設	- m				
歩道拡幅	90 m				
歩道の全面改良 (一般部)	90 m				
・セミフラット形式への変更	90 m				
歩道の部分改修 (一般部)	- m				
歩道の部分改修 (特殊部)	- 箇所				
歩道の部分改修 (車道横断部分)	2 箇所				
・横断歩道接続部の改良	2 箇所				
・スムーズ横断歩道化	- 箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの設置	185 m				
その他	- 箇所				
その他配慮すべき事項 市道 7 6 5 号線については、沿線の利用状況を考慮し、必要に応じ片側の歩道のみを 3 . 5 m 程度に拡幅することも検討する。 歩道消雪パイプの散水栓を改造する必要がある。 消雪パイプの状況 : 車道にあり 一部歩道にあり					



横断歩道必要箇所

ダイエー
消雪パイプあり

台町二丁目
ホテルニューオータニ

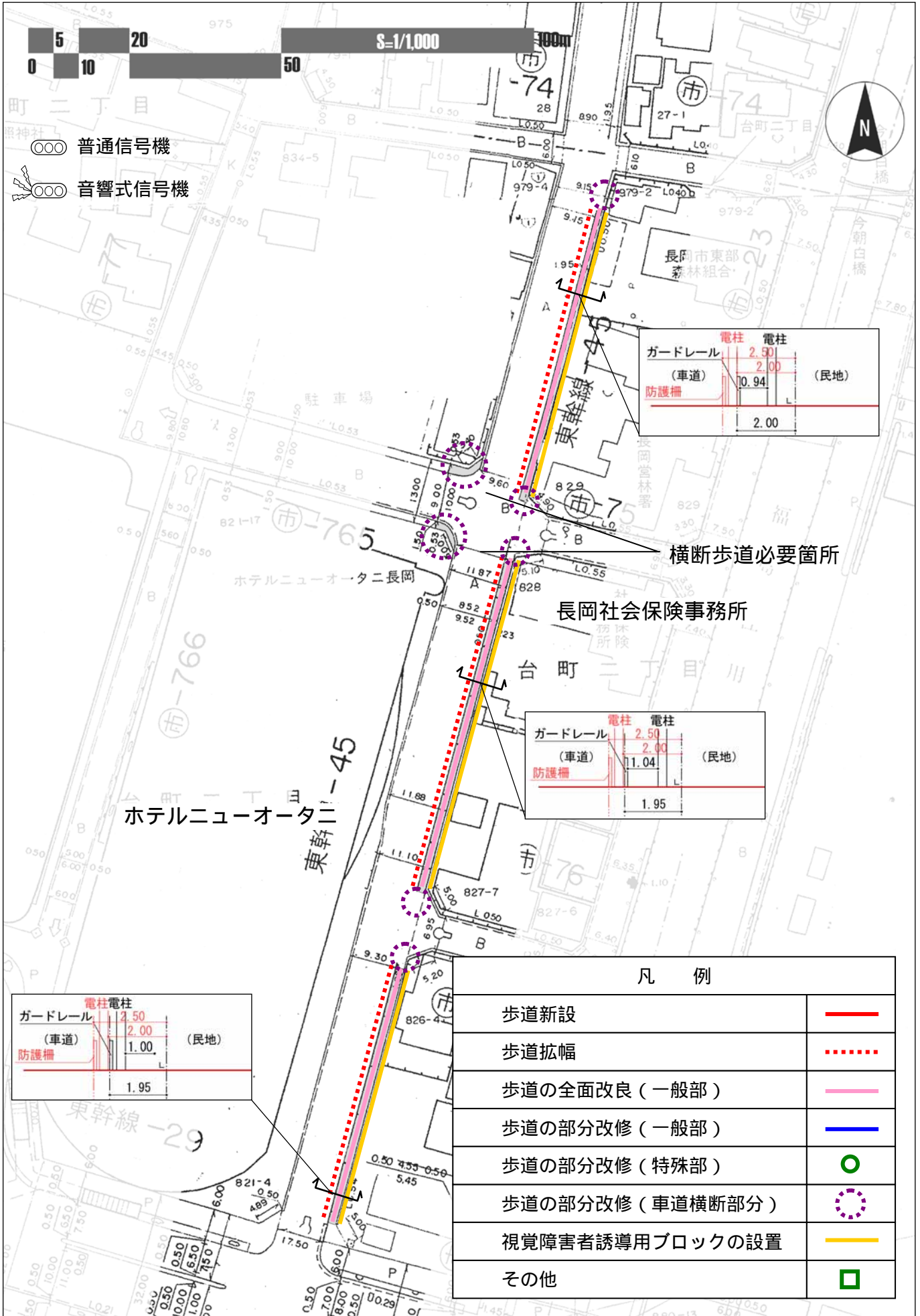


凡 例	
歩道新設	— (Red solid line)
歩道拡幅	⋯⋯ (Red dotted line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (Pink solid line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (Blue solid line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (Green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	⊙ (Purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (Yellow solid line)
その他	□ (Green square)

⊙ 普通信号機
⊙ 音響式信号機



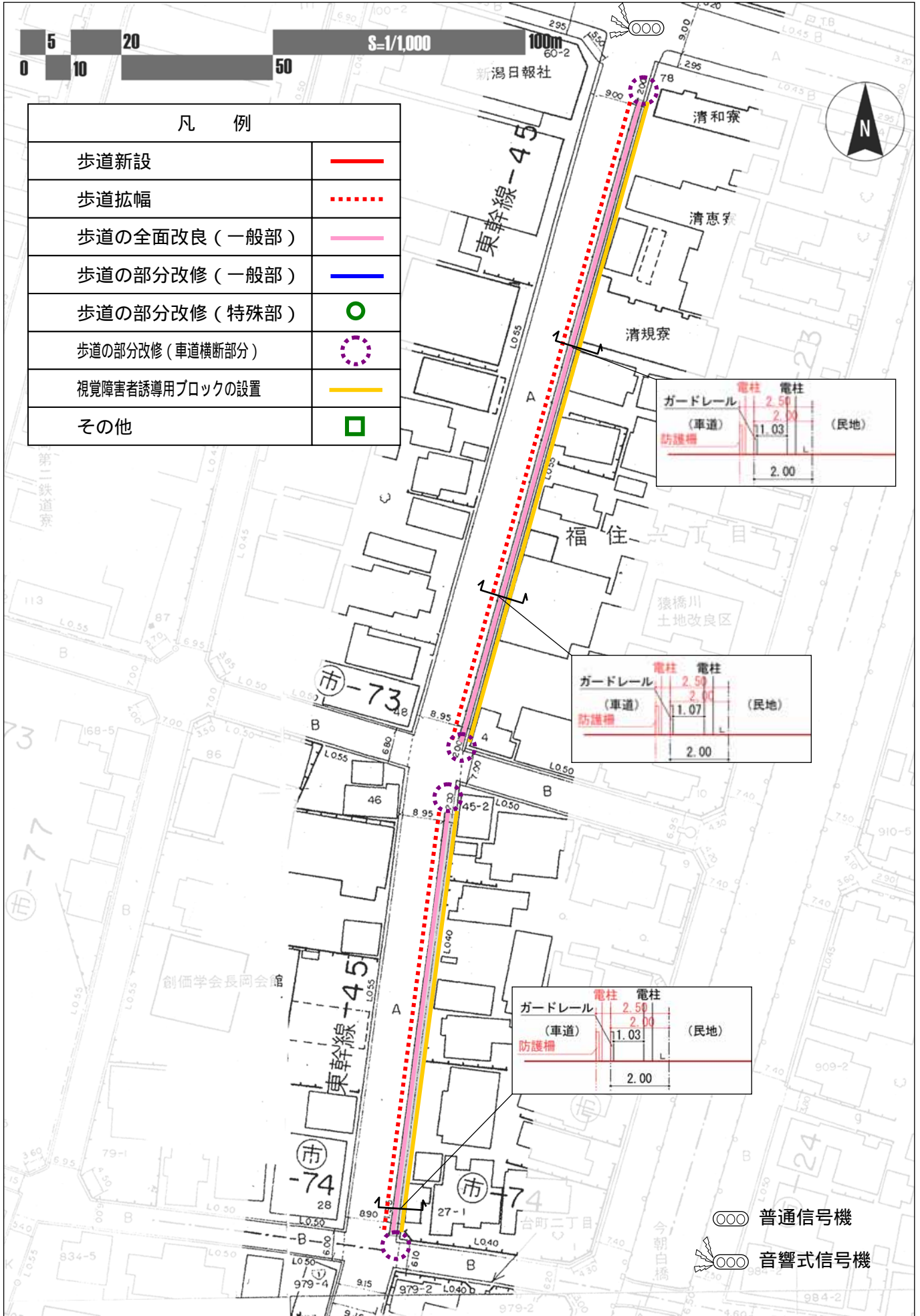
事業区間		特定経路 12 番 (3 次)				
管理者		：長岡市				
路線名		：東幹線 45 号線				
事業区間		：東幹線 29 号線 ~ 市道 74 号線				
延長		：約 235m				
関係特定事業者 あり (新潟県公安委員会 [交通安全特定事業])						
事業実施予定期間	着手	平成 19 年				
	完了	平成 21 年				
事業内容			事業量(延長/箇所数)			
			左	右	合計	
歩道新設			-	-	-	m
歩道拡幅			-	175	175	m
歩道の全面改良 (一般部)			-	175	175	m
・横断勾配の改善			-	175	175	m
歩道の部分改修 (一般部)			-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)			-	-	-	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)			2	5	7	箇所
・横断歩道接続部の改良			2	5	7	箇所
・スムーズ横断歩道化			-	-	-	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置			-	175	175	m
その他			-	2	2	箇所
・横断歩道の設置			-	2	2	箇所
<p>その他配慮すべき事項</p> <p>フラット形式で車道と同時に歩道の消雪が実施されており、当面は消雪形式を引き継ぎ、車道用防護柵等による歩車分離を行う。</p> <p>横断歩道の設置については、交通安全特定事業となるため、具体的な設置方法について公安委員会と調整する必要がある</p> <p>消雪パイプの状況：車道にあり</p>						



事業区間 特定経路 12 番 (3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 45 号線 事業区間 : 市道 74 号線 ~ 東幹線 64 号線 延長 : 約 250m					
関係特定事業者 なし					
事業実施予定期間	<table border="1"> <tr> <td>着手</td> <td>平成 19 年</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>平成 21 年</td> </tr> </table>		着手	平成 19 年	完了
着手	平成 19 年				
完了	平成 21 年				
事業内容	事業量(延長/箇所数)				
歩道新設	- m				
歩道拡幅	215 m				
歩道の全面改良 (一般部)	215 m				
・横断勾配の改善	215 m				
歩道の部分改修 (一般部)	- m				
歩道の部分改修 (特殊部)	- 箇所				
歩道の部分改修 (車道横断部分)	4 箇所				
・横断歩道接続部の改良	4 箇所				
・スムーズ横断歩道化	- 箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの設置	215 m				
その他	- 箇所				
その他配慮すべき事項 フラット形式で車道と同時に歩道の消雪が実施されており、当面は消雪形式を引き継ぎ、車道用防護柵等による歩車分離を行う。					
消雪パイプの状況 : 車道にあり					



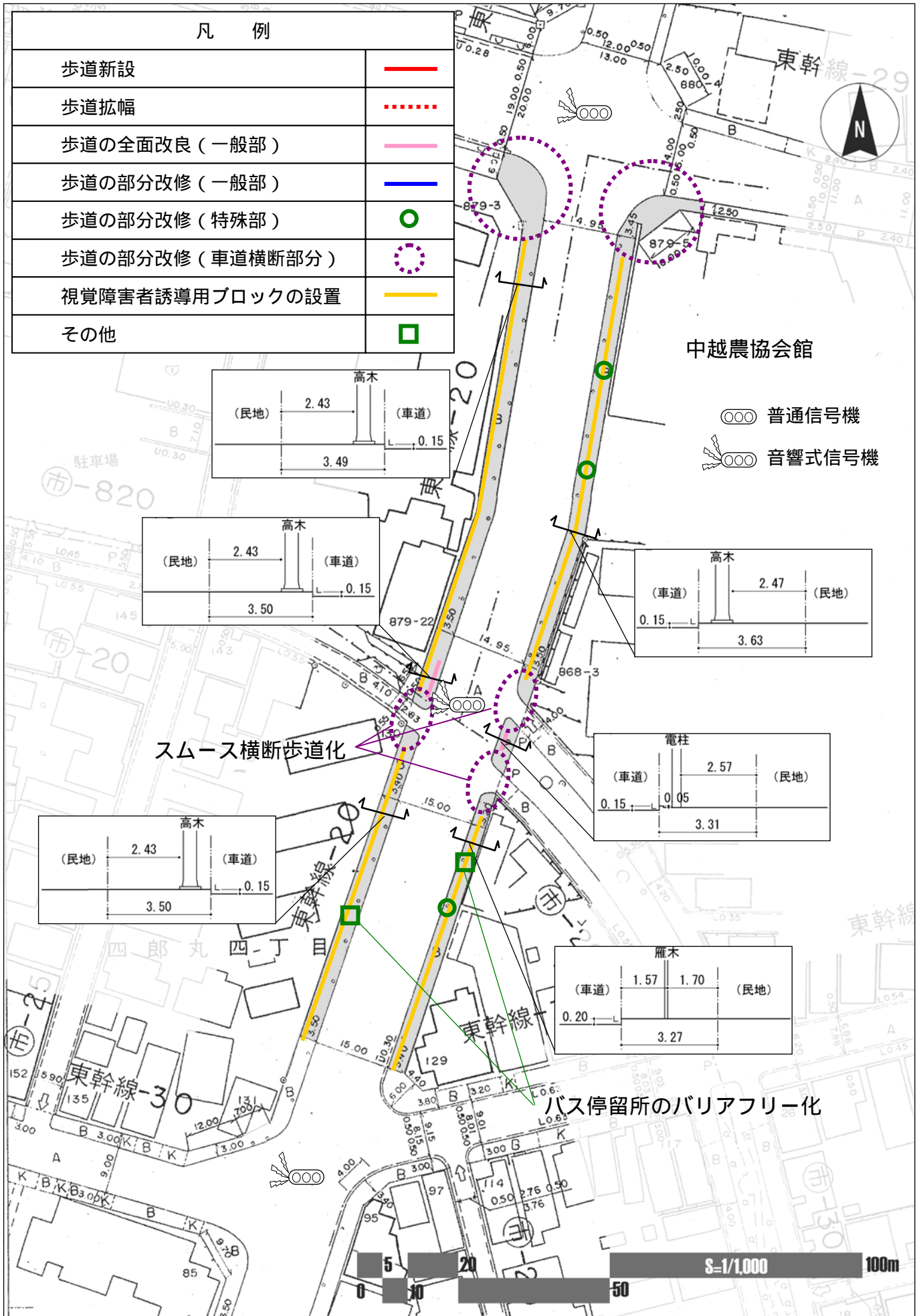
凡 例	
歩道新設	
歩道拡幅	
歩道の全面改良（一般部）	
歩道の部分改修（一般部）	
歩道の部分改修（特殊部）	
歩道の部分改修（車道横断部分）	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	
その他	



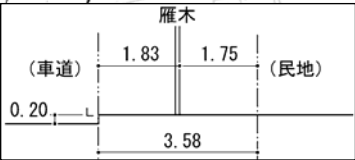
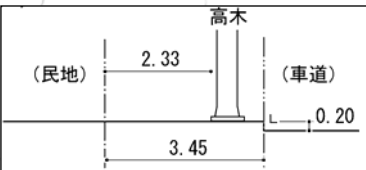
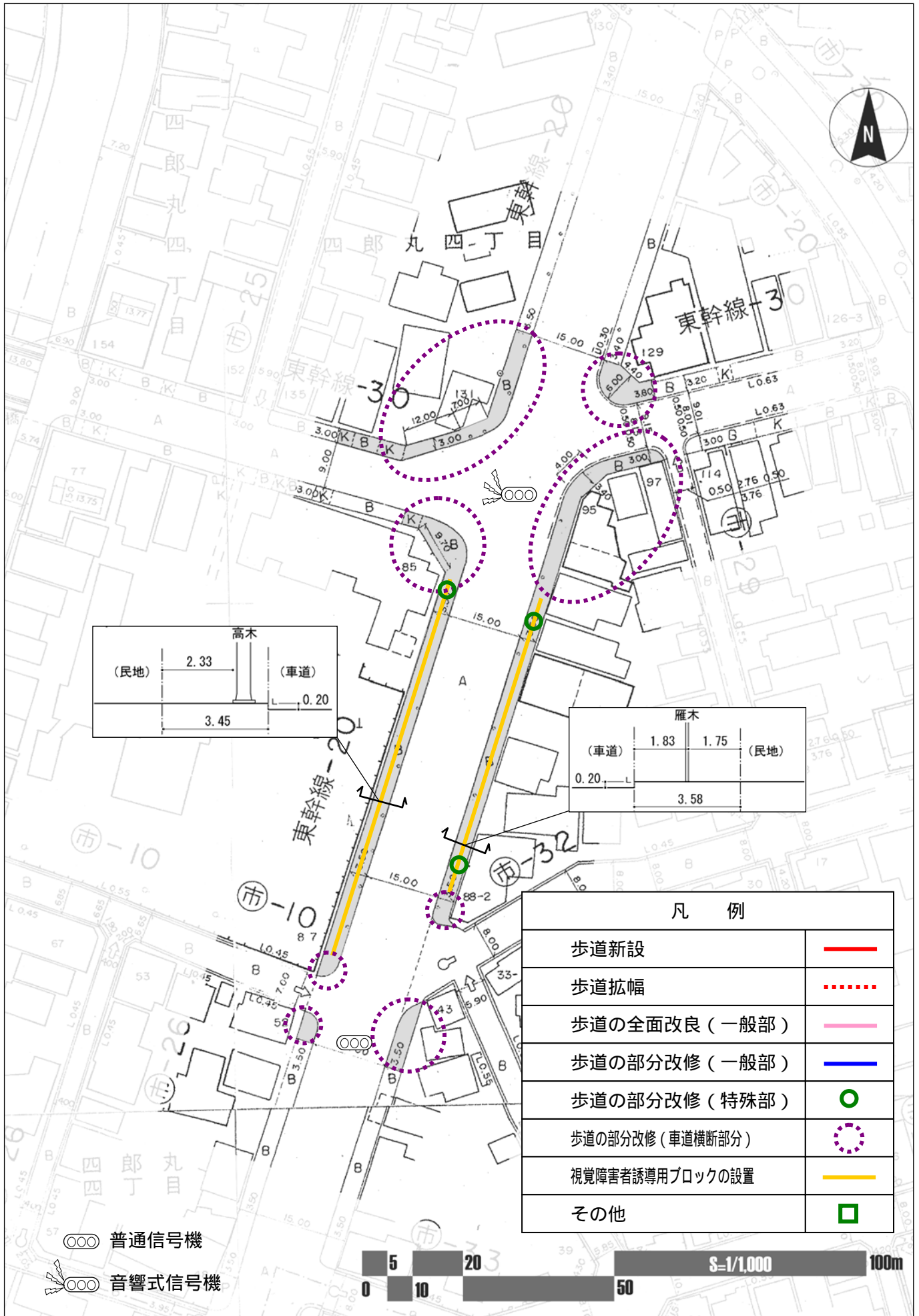
普通信号機

音響式信号機

事業区間 特定経路 13 番 (3 次)				
管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 20 号線 事業区間 : 東幹線 29 号線 ~ 東幹線 30 号線 延長 : 約 215m				
関係特定事業者 あり (越後交通(株) [公共交通特定事業])				
事業実施予定期間	着手 平成 21 年 完了 平成 22 年			
事業内容	事業量(延長/箇所数)			
	左	右	合計	
歩道新設	-	-	-	m
歩道拡幅	-	-	-	m
歩道の全面改良 (一般部)	10	5	15	m
・横断勾配の改善	10	5	15	m
歩道の部分改修 (一般部)	-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)	-	3	3	箇所
・車両乗り入れ部の平坦部 2m 以上の確保	-	3	3	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)	2	3	5	箇所
・横断歩道接続部の改良	1	1	2	箇所
・スムーズ横断歩道化	1	2	3	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置	150	140	290	m
その他	1	1	2	箇所
・バス停のバリアフリー化	1	1	2	箇所
その他配慮すべき事項 バス停留所のバリアフリー化については、公共交通事業者との調整が必要である。				
消雪パイプの状況 : なし				



事業区間 特定経路 13 番 (3 次) 管理者 : 長岡市 路線名 : 東幹線 20 号線 事業区間 : 東幹線 30 号線 ~ 市道 10 号線 延長 : 約 105m					
関係特定事業者 なし					
事業実施予定期間	着手	平成 21 年			
	完了	平成 22 年			
事業内容		事業量(延長/箇所数)			
		左	右	合計	
歩道新設		-	-	-	m
歩道拡幅		-	-	-	m
歩道の全面改良 (一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修 (一般部)		-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)		1	2	3	箇所
・車両乗り入れ部の平坦部 2m 以上の確保		1	2	3	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)		4	4	8	箇所
・横断歩道接続部の改良		4	4	8	箇所
・スムーズ横断歩道化		-	-	-	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置		75	60	135	m
その他		-	-	-	箇所
その他配慮すべき事項					
消雪パイプの状況 : なし					



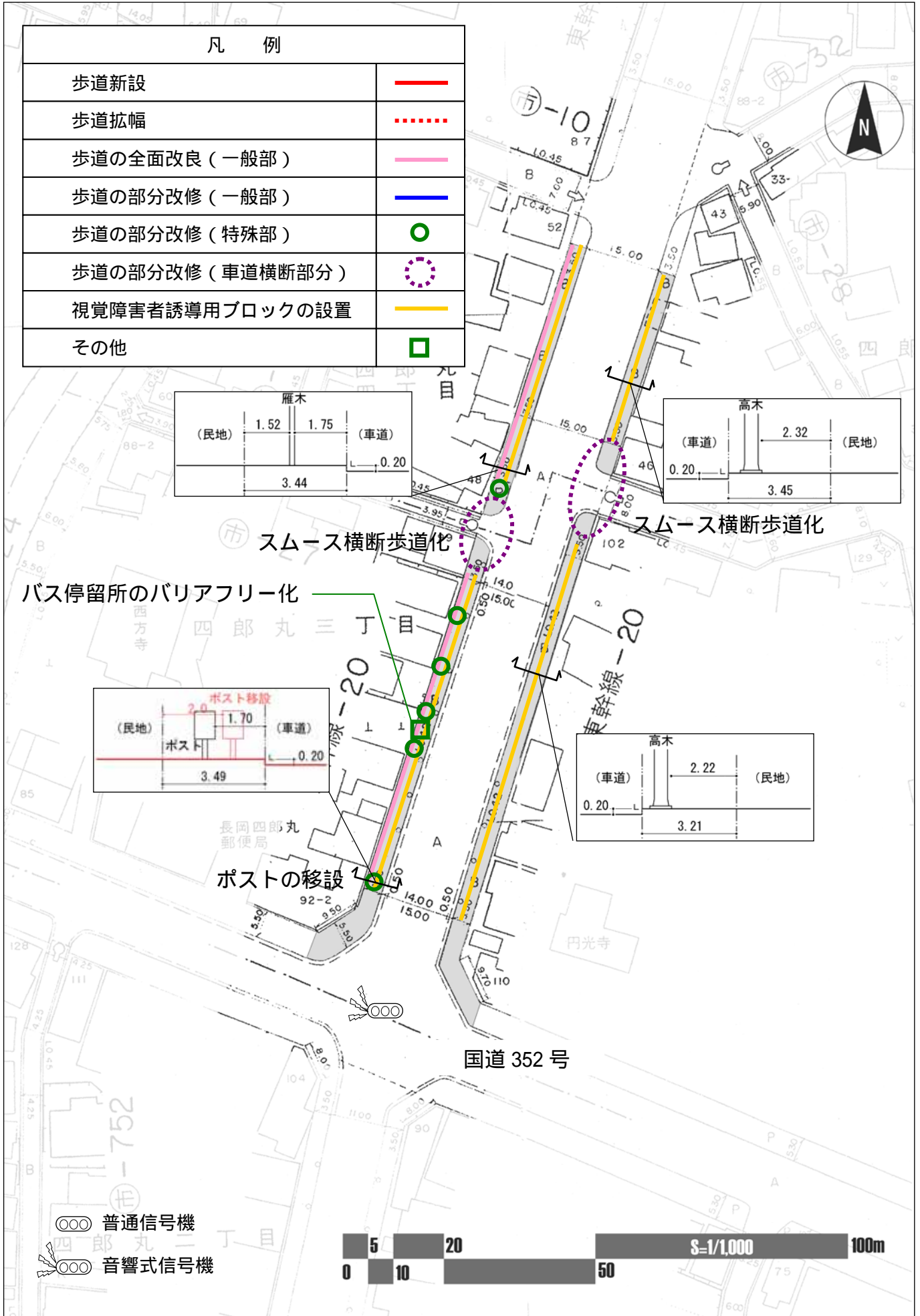
凡 例	
歩道新設	— (solid red line)
歩道拡幅	⋯⋯ (dotted red line)
歩道の全面改良 (一般部)	— (solid pink line)
歩道の部分改修 (一般部)	— (solid blue line)
歩道の部分改修 (特殊部)	○ (green circle)
歩道の部分改修 (車道横断部分)	⊙ (purple dashed circle)
視覚障害者誘導用ブロックの設置	— (yellow line)
その他	□ (green square)

⊙ 普通信号機

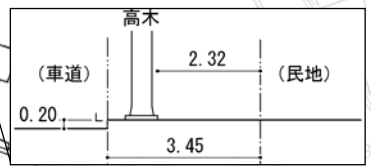
⊙ 音響式信号機

0 5 10 20 50 100m S=1/1,000

事業区間		特定経路 13 番 (3 次)				
管理者		：長岡市				
路線名		：東幹線 20 号線				
事業区間		：市道 10 号線 ~ 国道 352 号				
延長		：約 155m				
関係特定事業者						
あり (新潟県 [道路特定事業])						
(越後交通(株) [公共交通特定事業])						
事業実施予定期間	着手	平成 21 年				
	完了	平成 22 年				
事業内容			事業量(延長/箇所数)			
			左	右	合計	
歩道新設			-	-	-	m
歩道拡幅			-	-	-	m
歩道の全面改良 (一般部)			115	-	115	m
・横断勾配の改善			115	-	115	m
歩道の部分改修 (一般部)			-	-	-	m
歩道の部分改修 (特殊部)			6	-	6	箇所
・電柱等 (ポスト) の移設・撤去による有効幅員確保			1	-	1	箇所
・車両乗り入れ部の平坦部 2m 以上の確保			5	-	5	箇所
歩道の部分改修 (車道横断部分)			1	1	2	箇所
・横断歩道接続部の改良			-	-	-	箇所
・スムーズ横断歩道化			1	1	2	箇所
視覚障害者誘導用ブロックの設置			115	115	230	m
その他			1	-	1	箇所
・バス停のバリアフリー化			1	-	1	箇所
その他配慮すべき事項						
バス停留所のバリアフリー化については、公共交通事業者との調整が必要である。						
消雪パイプの状況				：なし		



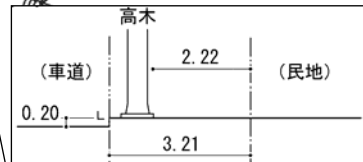
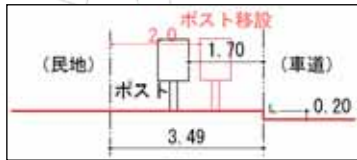
凡 例	
歩道新設	—
歩道拡幅	⋯
歩道の全面改良（一般部）	—
歩道の部分改修（一般部）	—
歩道の部分改修（特殊部）	○
歩道の部分改修（車道横断部分）	○
視覚障害者誘導用ブロックの設置	—
その他	□



スムーズ横断歩道化

スムーズ横断歩道化

バス停留所のバリアフリー化



ポストの移設

国道352号

- ○ ○ 普通信号機
- ○ ○ 音響式信号機



2) 駅前広場に係わる事業計画

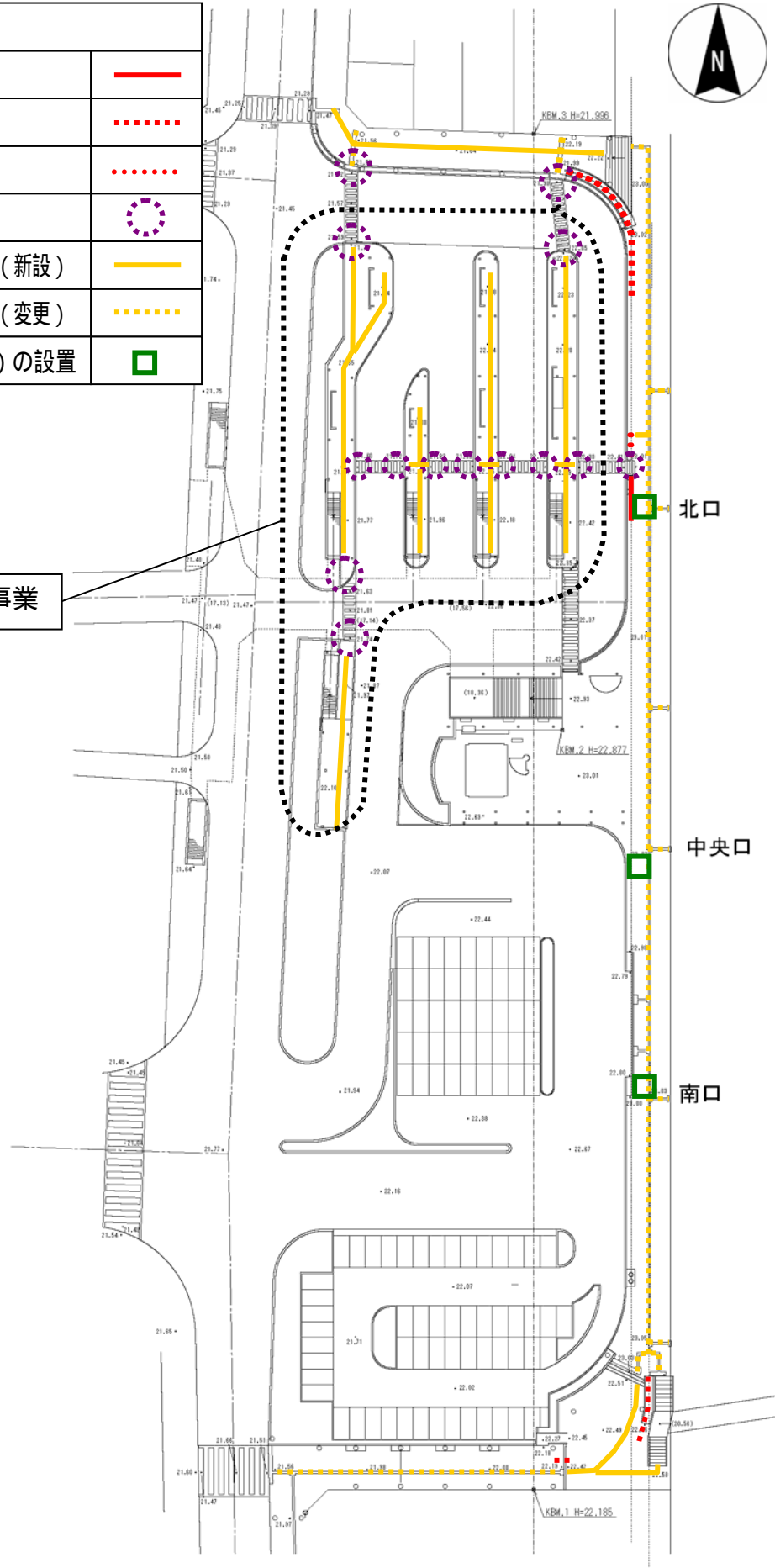
事業区間 特定経路1(1次) 管理者 : 長岡市 路線名 : JR 敷地内、東幹線1号線 事業区間 : 大手口駅前広場全体 延長 : 約340m		
関係特定事業者 あり(東日本旅客鉄道株[公共交通特定事業]) (越後交通株[公共交通特定事業])		
事業実施予定期間	着手 平成17年	
	完了 平成19年	
事業内容		事業量(延長/箇所数)
1. スロープの新設		1 箇所
2. スロープの改良		3 箇所
3. 階段の改良		1 箇所
4. 横断歩道接続部の改良		3 箇所
5. 視覚障害者誘導用ブロックの設置(新設)		80 m
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置(変更)		250 m
7. 総合案内板(視覚障害者対応)の設置		3 箇所
その他配慮すべき事項 長岡市中心市街地構造改革会議において駅前広場の運用についても見直し提案されているが、検討段階のため事業案は現況に合わせた誘導計画案を図示している。 広場内の交通施設の誘導については、公共交通特定事業となるため、公共交通事業者との調整が必要である。		
消雪パイプの状況 : アーケードあり		



凡 例

1. スロープの新設	— (solid red line)
2. スロープの改良	- - - (dashed red line)
3. 階段の改良	••••• (dotted red line)
4. 横断歩道接続部の改良	○ (dashed purple circle)
5. 視覚障害者誘導用ブロックの新設	— (solid yellow line)
6. 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (変更)	- - - (dashed yellow line)
7. 総合案内板 (視覚障害者対応) の設置	□ (green square)

バス事業者が実施する事業



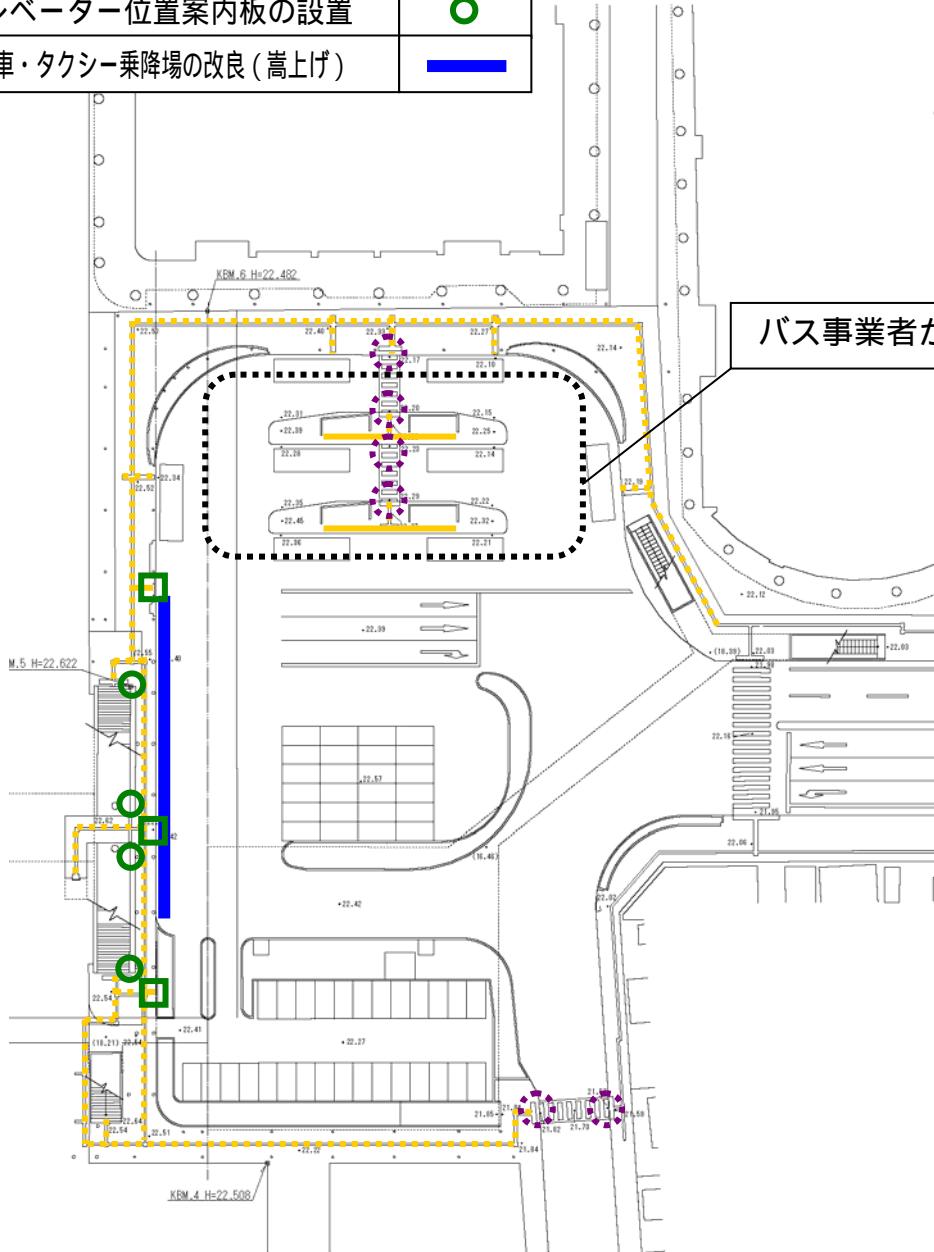
事業区間 特定経路3(1次) 管理者 : 長岡市 路線名 : JR 敷地内、東幹線1号線 事業区間 : 東口駅前広場全体 延長 : 約305m					
関係特定事業者 あり(東日本旅客鉄道(株))[公共交通特定事業] (越後交通(株))[公共交通特定事業]					
事業実施予定期間	<table border="1"> <tr> <td>着手</td> <td>平成17年</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>平成19年</td> </tr> </table>		着手	平成17年	完了
着手	平成17年				
完了	平成19年				
事業内容	事業量(延長/箇所数)				
1. 横断歩道接続部の改良	3 箇所				
2. 視覚障害者誘導用ブロックの設置(新設)	- m				
3. 視覚障害者誘導用ブロックの設置(変更)	250 m				
4. 総合案内板(視覚障害者対応)の設置	3 箇所				
5. エレベーター位置案内板の設置	4 箇所				
6. 一般車・タクシー乗降場の改良(嵩上げ)	40 m				
その他配慮すべき事項 総合案内板(視覚障害者対応)を2階通路部に設置することも考えられる。 広場内の交通施設の誘導については、公共交通特定事業となるため、公共交通事業者との調整が必要である。					
消雪パイプの状況 : アークードあり					



凡 例

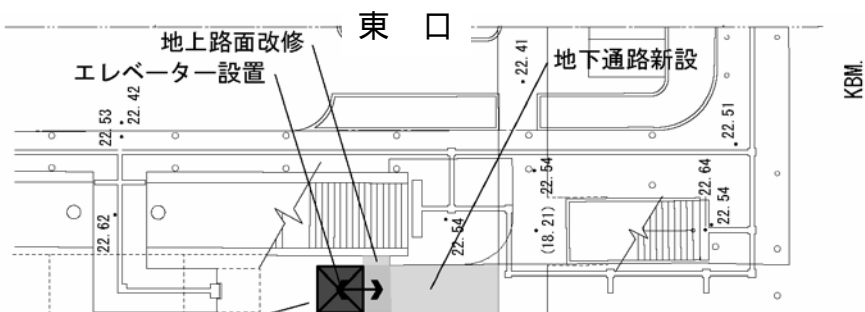
1. 横断歩道接続部の改良	
2. 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (新設)	
3. 視覚障害者誘導用ブロックの設置 (変更)	
4. 総合案内板 (視覚障害者対応) の設置	
5. エレベーター位置案内板の設置	
6. 一般車・タクシー乗降場の改良 (嵩上げ)	

バス事業者が実施する事業

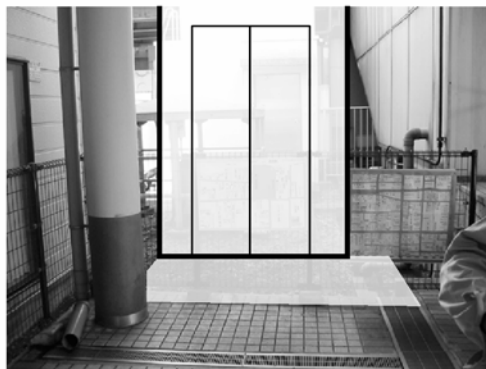


3) 特定経路 10 の代替案の検討

事業区間 代替経路（長岡駅地下道） 管理者 ：長岡市 路線名 ：市道 19 号線 事業区間 ：長岡駅大手口駅前広場～東口駅前広場 延長 ：約 100m		
関係特定事業者 あり（東日本旅客鉄道〔公共交通特定事業〕）		
事業実施予定期間	着手	
	完了	
事業内容		事業量(延長/箇所数)
1. エレベーターの設置		2 箇所
2. 階段の撤去・改良		2 箇所
3. 地下道の新設		1 箇所
その他配慮すべき事項 エレベーター・階段・地下道の新設に際しては移動円滑化基準に基づくものとする。 東口及び大手口については、東日本旅客鉄道（株）管理地内の地震計等の移設の可否も含め、エレベーター設置に関して協議し詳細に検討する必要がある。		



エレベーター設置検討箇所に設けられている地震計。移設可能性についてJRと協議が必要。



エレベーターの設置イメージ

H=2.15
W=3.30

※通路部の建築限界2.5m確保が困難



エレベーターの設置イメージ

S=1/500

4) 誘導案内サイン計画案

以下に誘導案内サインの設置箇所及び誘導する必要性のある施設名称を示します。また帰路案内として長岡駅への誘導サインをすべてに設置します。

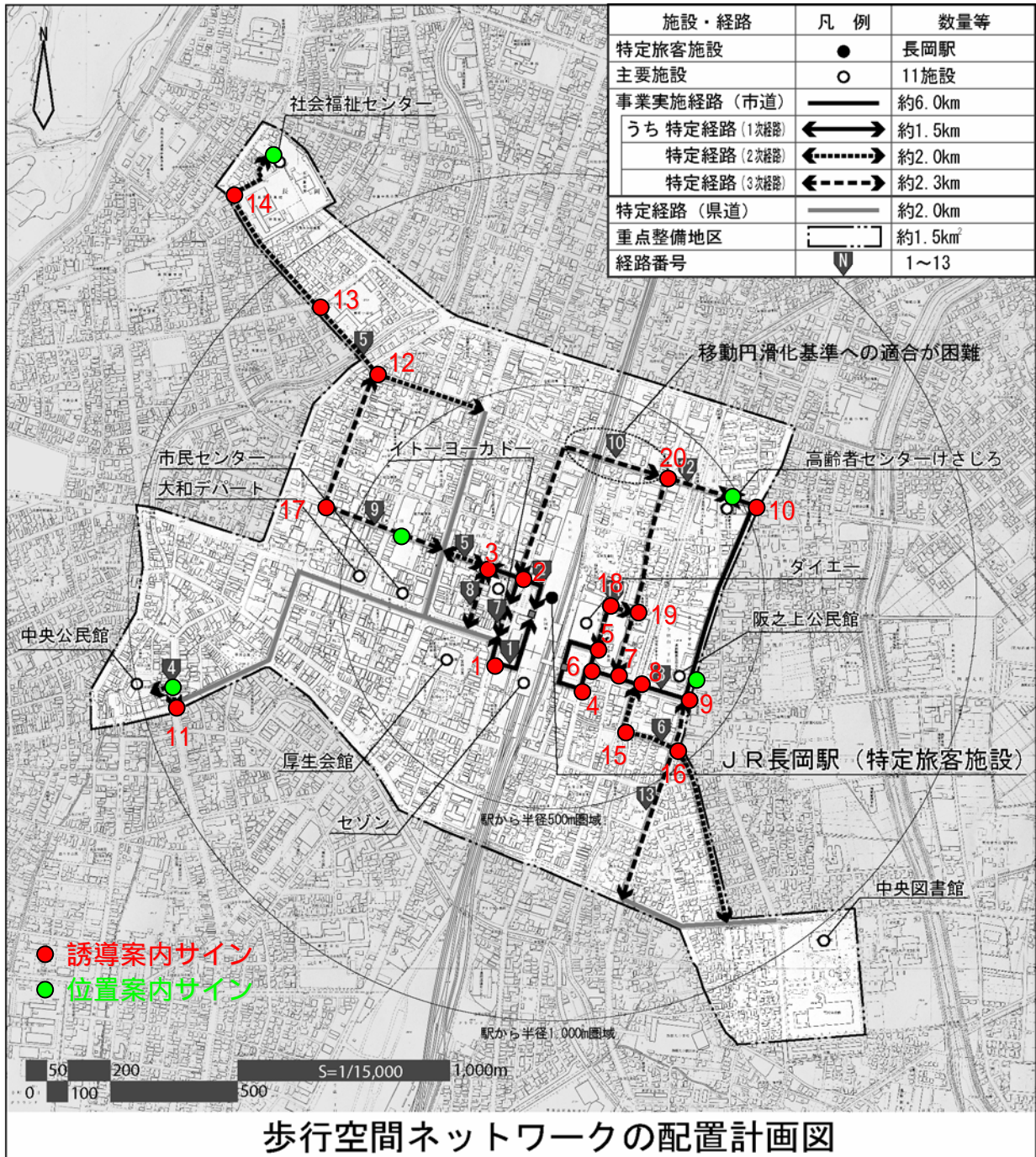
なお、誘導案内サインの設置は、特定経路整備の進捗状況に応じて、必要な箇所から実施するものとします。

案内サインで誘導する必要がある施設名称

	図対 番号	経路 番号	誘導施設		
誘 導 案 内	1	1	厚生会館	市民センター	中央公民館
	2	2	長岡郵便局	社会福祉センター	厚生会館
	3	2	長岡郵便局	社会福祉センター	
	4	3	中央図書館		
	5	3	中央図書館	阪之上公民館	高齢者センターけさじろ
	6	3	中央図書館	阪之上公民館	高齢者センターけさじろ
	7	3	中央図書館	阪之上公民館	高齢者センターけさじろ
	8	3	中央図書館	阪之上公民館	高齢者センターけさじろ
	9	3	中央図書館	阪之上公民館	高齢者センターけさじろ
	10	3	高齢者センターけさじろ		
	11	4	中央公民館		
	12	5	社会福祉センター		
	13	5	社会福祉センター		
	14	5	社会福祉センター		
	15	6	中央図書館		
	16	6	中央図書館		
	17	9	社会福祉センター		
	18	11	高齢者センターけさじろ		
	19	12	高齢者センターけさじろ		
	20	12	高齢者センターけさじろ		
位 置 案 内	1	3	阪之上公民館		
	2	3	高齢者センターけさじろ		
	3	4	中央公民館		
	4	5	社会福祉センター		
	5	9	長岡郵便局		

表示内容については他の関連施設情報、バリアフリー施設状況（バリアフリーマップ等）も含め別途総合的に検証が必要

誘導案内サイン等設置箇所



総合案内板は駅前広場に設置。また主要施設の前面に必要なに応じて総合案内板の設置を行う。

おわりに

長岡市交通バリアフリー道路特定事業計画は、重点整備地区内における各特定経路のバリアフリー化整備の実施計画です。

長岡市では、本計画に基づき、平成22年までにバリアフリー化を図るための事業を推進します。

事業の実施に際しては、社会情勢や財政状況の変化、関連する計画の動向、新たな技術開発等により、整備内容や整備優先順位の変更等が余儀なくされることも考えられます。

また、平成17年以降には交通バリアフリー法の改正が見込まれており、現在法で定められていない新たな基準が設けられる可能性もあることから、これらの状況変化にも柔軟に対応し、効果的なバリアフリー整備を進めるために、本計画を見直していく必要があります。

見直しに際しては、交通バリアフリー基本構想のフォローアップ委員会に諮るなど、基本構想への準拠と、関連する特定事業との連携を図るものとします。

今後は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、長岡駅周辺地区だけでなく、本市全体の歩行空間のバリアフリー化に取り組んでいく必要があります。

參考資料

参考資料 1 まち歩き点検調査

1. 目的

長岡市交通バリアフリー基本構想 [長岡駅周辺地区] に基づく道路特定事業計画を作成するために、道路等のバリアフリー化整備の問題点、課題を把握する、高齢者、身体障害者等の参加によるまち歩きを実施しました。

また、既にバリアフリー化整備が完了している区間について、当事者の意見を聞きながら評価を行い、今後の整備に向けての課題を把握しました。

2. 実施の概要

1) 実施日時

7月22日(火曜日)

午前9時30分から午後2時30分まで

2) 参加者:

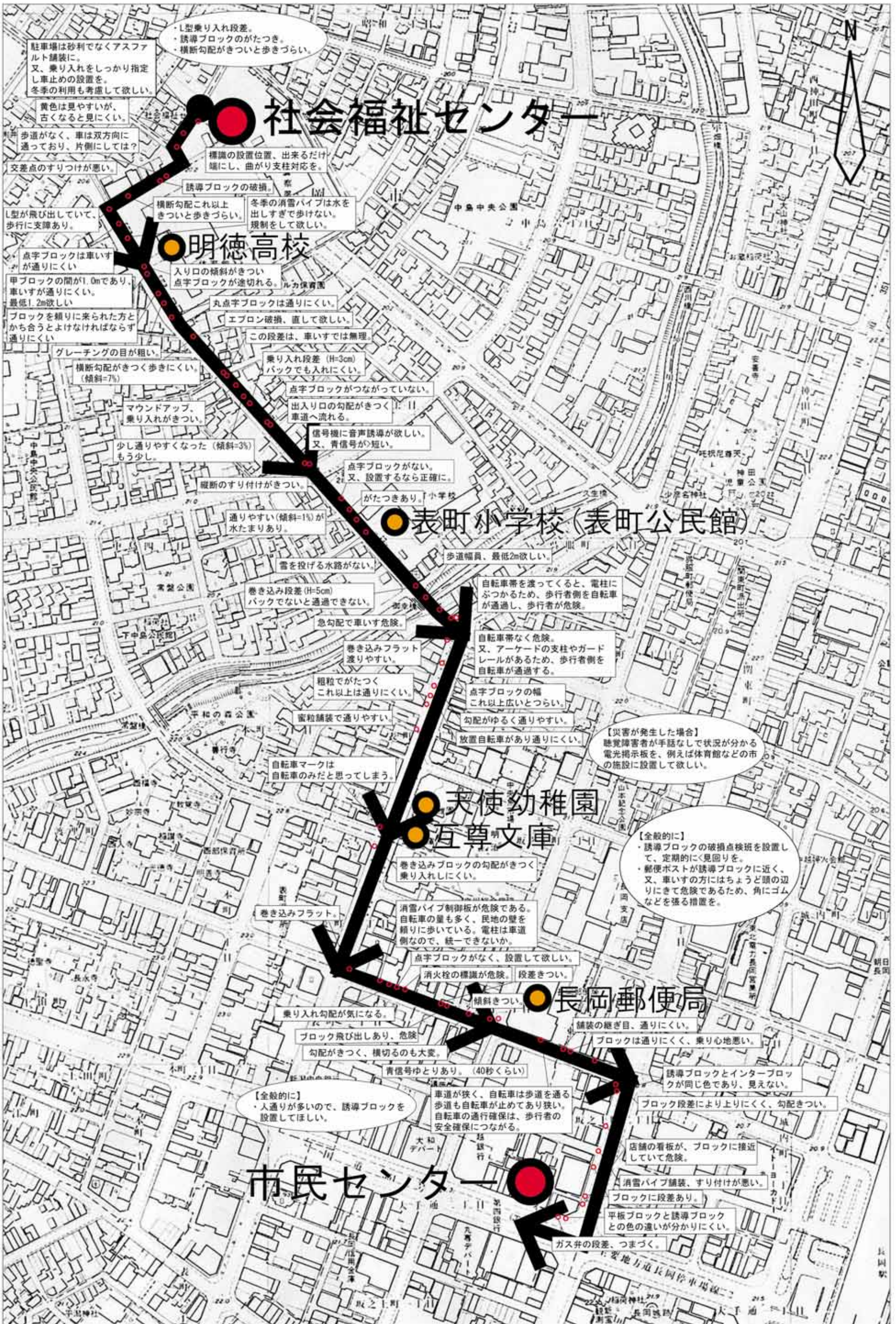
項目	対象者	1班 (ルート)	2班 (ルート)
当事者 【介助者等】	高齢者	1名	1名
	手動車いす使用者【介助者】	1名	1名
	下肢不自由者	1名	1名
	視覚障害(全盲)者【ガイドヘルパー】	1名	1名
	視覚障害(弱視)者	1名	1名
	聴覚障害者【手話通訳者】	1名	1名
	小計	6名	6名
介助者	手話通訳者、介助者、ガイドヘルパー	3名	3名
スタッフ (市職員+ コンサル)	聞き取り調査員	6名	6名
	安全管理員(兼先導者)	2名	2名
	小計	8名	8名
	合計	17名	17名

その他、警察も参加

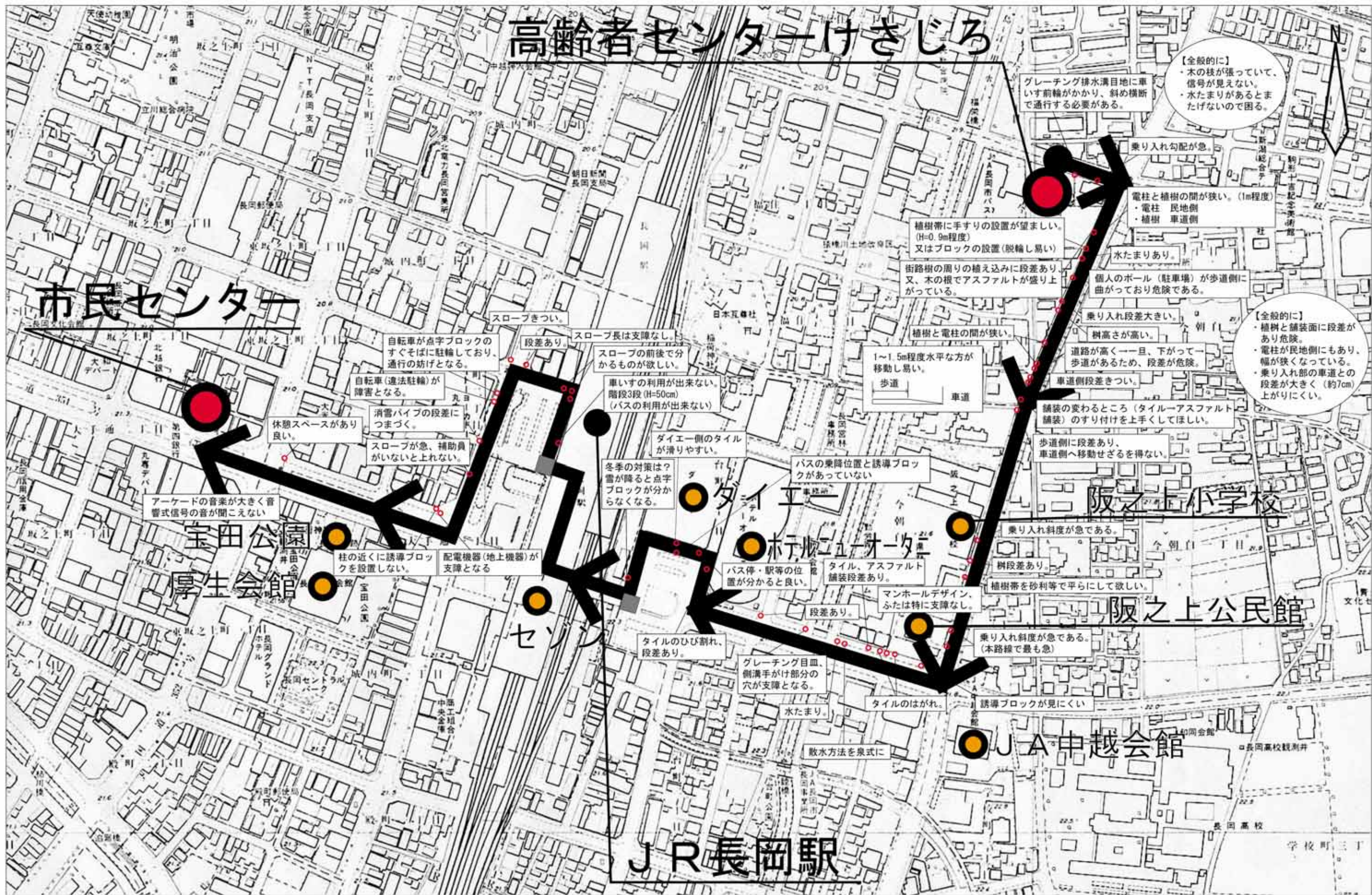
3) 実施ルート: 高齢者センターけさじろ 市民センター
社会福祉センター 市民センター

まち歩き点検の様子





高齢者センターけさじろ



市民センター

宝田公園
厚生会館

セン

JR長岡駅

ダイエー
ホテルニューオータニ

阪之上小学校

阪之上公民館

J A 中越会館

【全般的に】
木の枝が張っていて、信号が見えない。
水たまりがあるとまたげないので困る。

乗入れ勾配が急。
電柱と植樹の間が狭い。(1m程度)
・電柱 民地側
・植樹 車道側
水たまりあり。
個人のボール(駐車場)が歩道側に曲がっており危険である。

植樹帯に手すりの設置が望ましい。(H=0.9m程度)
又はブロックの設置(脱輪し易い)
街路樹の周りの植え込みに段差あり又、木の根でアスファルトが盛り上がりしている。

1~1.5m程度水平な方が移動し易い。
歩道 車道

舗装が変わるところ(タイルアスファルト舗装)のすり付けを上手くしてほしい。
歩道側に段差あり、車道側へ移動せざるを得ない。

乗入れ段差大きい。
樹高が高い。
道路が高く一旦、下がって歩道があるため、段差が危険。
車道側段差きつい。

乗入れ斜度が急である。
樹段差あり。
植樹帯を砂利等で平らにして欲しい。

乗入れ斜度が急である。(本路線で最も急)

誘導ブロックが見にくい

【全般的に】
・植樹と舗装面に段差があり危険。
・電柱が民地側にもあり、幅が狭くなっている。
・乗入れ部の車道との段差が大きく(約7cm)上がりにくい。

自転車が点字ブロックのすぐそばに駐輪しており、通行の妨げとなる。
自転車の違法駐輪が障害となる。

消雪パイプの段差につまづく。
休憩スペースがあり良い。

スロープが急、補助員がいないと上れない。

アーケードの音楽が大きく音響式信号の音が聞こえない

柱の近くに誘導ブロックを設置しない。
配電機器(地上機器)が支障となる

冬季の対策は? 雪が降ると点字ブロックが分からなくなる。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

段差あり。
スロープ長は支障なし。
スロープの前後で分かるものが欲しい。

車いすの利用が出来ない。階段3段(H=50cm)(バスの利用が出来ない)

ダイエー側のタイルが滑りやすい。

冬の対策は? 雪が降ると点字ブロックが分からなくなる。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

グレーチング目皿、側溝手がけ部分の穴が支障となる。

水たまり。

散水方法を泉式に

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

マンホールデザイン、ふたは特に支障なし。

意見交換会での意見内容

・ 点字ブロックの問題

すずらん通りなど点字ブロックの色と歩道の色が似ている場所が存在しており、区別がつかずわかりにくい。尚、黄色の点字ブロックであればわかりやすい。

点字ブロックは連続して設置されている方が望ましい。

誘導用ブロックが光るものがあると聞いたことがある。

点字ブロックは雪が降ると埋まってしまう。点字ブロック部分の雪を解かすようなものがあると聞いているが、そんなことはできないか。

道路特定事業計画での対応

視覚障害者誘導用ブロックをJIS規格で統一し、連続設置する整備方針を示しました。またブロック上の消雪を有効に行えるように、今後消雪方法を具体的に検討していきます。

・ 横断歩道接続部の段差の問題

横断歩道接続部段差が大きい場所がまだ存在している。また、傾斜タイプと平坦のタイプに2種類あり、平坦なタイプの方が楽であった。

また、段差が小さくても車いすだと通りにくい。

平成14年の整備より横断歩道接続部の縁石はフラットタイプを使用している。(長岡市)

歩道と車道の間水溜りが出来てしまい、足がはまってしまうことがある。

道路特定事業計画での対応

歩車道境界段差を2cmを標準とし、フラットタイプの縁石で統一することとしました。

・ 歩道上の凹凸の問題

凹凸が激しいと歩きにくく、また引っかかるため危険である。ガスの蓋などが下がっていても引っかかる。

凹凸に水溜りができるため、視覚障害者は判断できなく、はまってしまう恐れがある。

凹凸のため、誘導ブロック上にも水溜りが存在する箇所があり、最低限誘導ブロック上は凹凸ができないよう整備してほしい。

道路特定事業計画での対応

舗装の補修は随時実施していくこととします。舗装の全面改修時期にあわせて、さらに移動しやすい環境整備を目標に今後も取り組んでまいります。

・ 横断勾配の問題

横断勾配がきつく7%の箇所があった。

けさじろ荘の前で車両が乗り入れる箇所で横断勾配がきついところがあった。

駐車場の乗り入れ部などは傾斜角が大きく、傾斜角の統一を図ってほしい。

歩道と車道間の傾斜は大きくても自動車の乗り入れにしか用いない箇所は、車いすなどの走行を考慮し、歩道部に横方向の傾斜がかからない構造にしてほしい。

義足で歩行する場合、横方向の勾配は3%以下なら良いが、7%あると苦勞する。

道路特定事業計画での対応

横断勾配は原則1%以下、消雪を行う区間では2%とすることを整備方針として決めました。車両乗り入れ部については、平坦部分を2.0m以上確保することを前提とした歩道構造にし、極端な横断勾配をなくします。

・ 側溝蓋（グレーチング）の問題

側溝蓋は杖の入り込まない、目が細かいものにしてほしい。

道路特定事業計画での対応

原則として、歩行動線上にグレーチングを設置しないようにしますが、やむを得ず設置する場合は目の細かいものを使用します。

・ 交差点および横断歩道の問題

冬期の融雪装置による水が溜まっており、横断の際に危険である。

交差点の音響が聞こえない、またはわかりにくい箇所が存在する。

音案内のある横断歩道は大変助かる。

音響式の信号機がない箇所では、車の音を頼りにしているため、逆に車の通りの少ない方が危ない。

横断歩道で自転車マークがあるが、道路がそれに対応していないため、自転車が歩行者のところに入ってきて、大変危険である

本日、横断歩道の音案内の必要性を大変感じた。また音響式信号機も市街地よりも郊外の方が余計に必要だとわかったので報告していきたい。横断歩道で自転車と交錯することについての対策は道路管理者と調整していきたい。（長岡警察署）

誘導ブロックと音声による方向案内の必要性を感じた。（長岡市）

道路特定事業計画での対応

横断歩道接続部については、平坦部分を設け車いす使用者等が安全に待機できるスペースを確保し、巻込み部の消雪も推進します。また、ガイドラインに従い統一的な視覚障害者誘導ブロックの設置を進めます。音響式の信号機の設置については交通安全特定事業になりますので、公安委員会と連携し事業を進めてまいります。

・ 自転車利用の問題

横断歩道に併設されている自転車専用横断道路の白線の引き方が、電柱と柵の間を通す位置に引かれており、通行に問題が生じる。

順次対応していきたい。(長岡警察署)

アーケードの下などでは、歩道と自転車道の区別のない箇所がある。自転車道を整備して欲しい。

道路特定事業計画での対応

今回の道路特定事業計画での直接的な対応とはなりません。公安委員会等とも連携し、啓発活動について検討していきたいと考えています。

・ 歩道上設備の設置等に関する問題

郵便局の近くの歩道中央に消火栓がある。

電柱と街路樹が左右に混在しており、通行の際障害となる。どちらか片側にそろえて設置すべきである。

新しく整備されたところに郵便ポストが張り出している部分があった。車いすの方にはちょうど目の高さに当り危険である。

大手通りの交差点部にも変な箇所に配電装置があった。

電線地中化による地上の配電装置の位置が交差点歩道部の中央付近にあり設置に問題がある。

道路特定事業計画での対応

原則として有効幅員を 2.0m 以上確保することとし、道路上の占用物等はできる限り歩行動線上には配置しないこととします。

・ 冬期バリアフリー

消雪に水が下からわき出す方式があると聞いた。是非その方法で進めてもらいたい。

交差点だけでも雪対策をやって欲しい。

冬期の状況を確認することも必要と感じた。(長岡市)

道路特定事業計画での対応

歩道巻込み部の消雪も含めた特定経路の消雪施設の整備を推進します。また、歩道上の散水栓は泉式を基本としたいと考えております。

・ その他(市民のマナー等)

聴覚障害者は見た目で分からない。聴覚障害者のことも配慮した整備をして欲しい。

初めて通る道路は分かりにくい。せめて東西南北方向だけでもわかると助かる。

市が新しく整備した歩道は透水性舗装であまり車いすの乗り心地は良くないが、平坦で大変快適であった。

歩道部に乗り上げて駐車する自動車が通行の障害となり、特に視覚障害者には危険である。

イトーヨーカドーの前など、歩道上の違法駐輪が歩道の両脇に存在するため、幅員が狭くなりすれ違いにくい。したがって自転車を歩道のどちらか片方にまとめてほしい。

冬期に民家の雪を歩道部、もしくは車道部に捨てるのは危険であるとともに違法でもあり、取締りや呼び掛け等を行ってほしい。

歩道上に看板などが出ていると危ない。

障害者とすれ違う際のマナーを理解してもらう必要がある。

道路特定事業計画での対応

事業内容のお知らせとあわせたパンフレットを作成いたします。また、市民のマナー向上も図るための啓発活動についても、関係機関と連携を図りながら推進します。

参考資料 2 歩道の整備基準

1. 歩道

- ・ 車いす利用者のすれ違いが可能なように、歩道の有効幅員を 2.0m 以上確保する必要があります。(道路基準 第 4 条。道路構造令。)
- ・ 視覚障害者が移動できるように、歩道の視覚障害者誘導用ブロックを連続して設置する必要があります。(道路基準 第 34 条。ただし連続敷設については、道路ガイドライン 第 9 章 9 - 2 (2) 「連続的に設置する部分」。)
- ・ 視覚障害者が移動できるように、移動経路で音響信号機がない箇所には、音響信号機を設置する必要があります。(基本方針 一の 2 (4) 「信号機等」。)
- ・ 全ての利用者が安全に移動できるように、歩道を設置する必要があります。(道路基準 第 3 条。)
- ・ 全ての利用者が安全に移動できるように、歩道の縁石を 15cm 以上にする必要があります。(道路基準 第 7 条 2 項。)
- ・ 全ての利用者が安全に移動できるように、歩道の融雪、消雪装置、アーケード等を整備する必要があります。(道路基準 第 37 条。)
- ・ 車いす利用者が安全に移動できるように、マウンドアップ形式の歩道で「波打ち歩道」となる場合は、波打ちとならない構造形式とする必要があります。(道路基準 第 9 条 1 項。)
- ・ 視覚障害者の快適性を確保するために、フラット歩道(車道との段差がないため、境界が認知できない)の場合は、車道との境界を認知できるようにする必要があります。(道路基準 第 8 条。)
- ・ 車いす利用者の安全を確保するために、交差点部で歩道上に平坦部分(滞留空間)を確保する必要があります。(道路基準 第 9 条 2 項。)
- ・ 車いす利用者が移動でき、視覚障害者が安全に通行できるように、車道との接続部での段差を 2cm 程度確保する必要があります。(道路基準 第 9 条 1 項。)
- ・ 車いす利用者の安全確保だけでなく、全ての利用者が安全に移動できるように、歩道の勾配(横断、縦断ともに)が大きい箇所では改良する必要があります。(道路基準 第 6 条。)
- ・ 視覚障害者が認識しやすいように、視覚障害者誘導用ブロックを統一した規格にする必要があります。(道路基準 第 34 条。道路ガイドライン 第 9 章 9 - 1 「視覚障害者誘導用ブロック」。JIS規格。)

- ・ 全ての利用者が快適に移動できるように、適当な間隔でベンチ及び上屋を設けるものとする（アーケード部以外）。（道路基準 第 35 条。）
- ・ 全ての利用者が快適に移動できるように、十分な照度が確保されるように照明施設を設ける必要があります。（道路基準 第 36 条。）

2 . バス停留所

- ・ 交通バリアフリー法に基づくノンステップバスの導入にあわせて、市内全域の必要箇所で、バス停留所部分の歩道改修の必要があります。（道路基準 第 17 条。旅客基準 第 22 条。）
- ・ 原則として、上屋施設と休憩施設が必要になります。（道路基準 第 18 条。）
- ・ 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要な箇所には、十分な照度が確保されるように照明施設を設ける必要があります。（道路基準 第 36 条 2 項。）

3 . 案内誘導等（移動円滑化基準 第 33 条）

- ・ 整備されたバリアフリー経路を有効に活用するために、駅前にバリアフリールートを示した案内板（点字や音響により案内）を設置する必要があります。
- ・ 整備されたバリアフリー経路を有効に活用するために、バリアフリー化された経路に沿って、誘導サインを配置する必要があります。

長岡市交通バリアフリー道路特定事業計画

[長岡駅周辺地区]

平成 16 年 3 月

長岡市土木部道路管理課

〒940-8501 長岡市幸町 2 丁目 1 番 1 号

電話 0258-39-2232
